

豊島区基本構想・基本計画（案）

CONTENTS 目次

基本構想・基本計画の策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間
2. 計画の位置づけと構成

基本構想

1. 目的・期間・理念…………… P7

2. まちづくりの方向性・基本構想の実現に向けて…P8

基本計画

第1編 総論

[第1章] 計画策定の背景

1. 社会の動向…………… P11
2. 豊島区の状況…………… P14

[第2章] 地域経営の方針

1. 基本戦略の継承と発展…………… P23
2. 区民目線での分野横断的なまちづくりの推進…………… P24
- 3-1. 「3つの理念」の実現に向けた取組方針…………… P25
- 3-2. 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針 …… P26
- 3-3. 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針…………… P29
- 3-4. 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針…P31

第2編 各論

[第1章] 計画の姿

1. 施策の体系…………… P33
2. 基本計画と実施計画の一体的な進行管理…………… P35

[第2章] 7つのまちづくりの方向性

1. 地域と共に支えあう安全・安心なまち…………… P37
2. 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち…P47
3. 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち…………… P62
4. 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち…………… P74
5. 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち…………… P80
6. 共につくる地球にも人にもやさしいまち…………… P86
7. 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち …… P92

[第3章] 未来を見据えた 持続可能な 行財政運営

1. 地域課題を考え抜き、成長し続ける職員と組織…………… P99
2. 持続発展するまちづくりを実現する行財政運営…………… P100
3. 未来を見据えた公共施設等のマネジメント…………… P101
4. デジタル技術を活用した効率的かつ質の高い行政サービス・P102
5. 区民生活を支える双方向の情報コミュニケーション…………… P104
6. 地域の魅力と区民の誇りを高めるシティプロモーション…P105

参考資料

…………… P106

基本構想・基本計画の 策定の考え方

1. 計画の目的等と計画期間

豊島区は、平成15(2003)年3月に、区政運営の最高指針として「豊島区基本構想」(以下「基本構想」といいます。)を策定(平成27(2015)年3月改定)し、「目指すべき将来像」を掲げました。

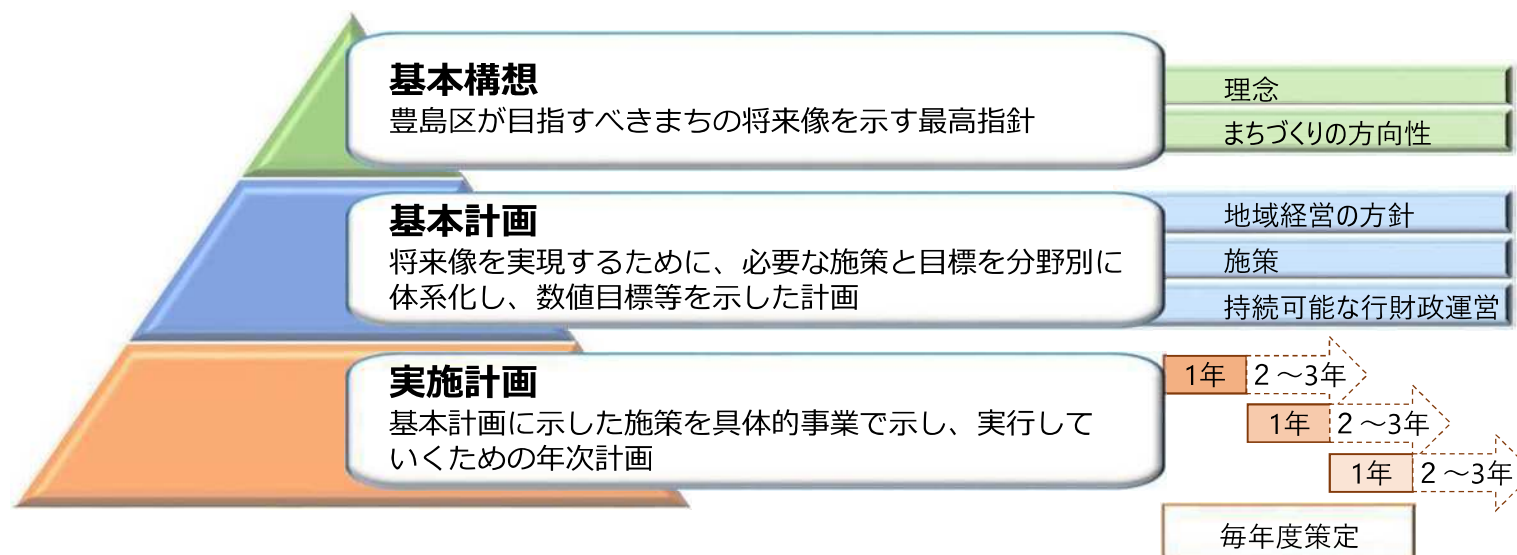
この将来像の実現に向けて、平成28(2016)年、区の最上位計画である「豊島区基本計画」(以下「基本計画」といいます。)を策定(令和4(2022)年3月改定)し、必要な施策と取組方針等を分野別に体系化して示し、着実に歩みを進めてきました。

一方、コロナ禍を経て、社会経済状況には大きな変化がありました。人々の価値観やライフスタイルは一層多様化し、デジタル技術は著しく進化しました。地震や豪雨、記録的な猛暑等、区民の生命を脅かす自然災害のリスクもますます増加しています。

社会経済状況の変化が加速する中、基本構想の計画期間をこれまでの四半世紀から10年に、基本計画の計画期間を10年を5年に短縮することにより、区が進むべき方向性を明確にしつつ、区民ニーズを的確に捉え、変化にも柔軟に対応できる区政運営を実現することを目的として、基本構想及び基本計画の見直しを行うものです。



2. 計画の位置づけと構成



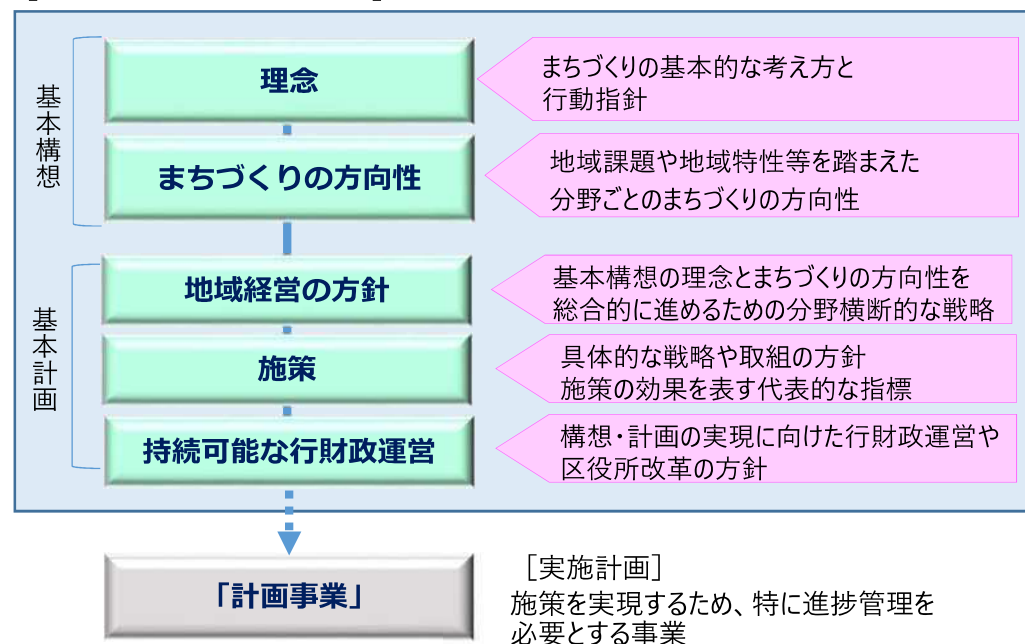
基本構想は、「理念」と「まちづくりの方向性」で構成され、「理念」では、まちづくりの基本的な考え方と行動指針を、「まちづくりの方向性」では、地域特性等を踏まえた方向性を7つの分野で示しています。

基本計画は「総論」と「各論」で構成され、「総論」では、区の現状、社会変化の潮流、人口の推移と予測、財政の状況、地域経営の方針等を示しています。「各論」では、基本構想が示すまちづくりの方向性ごとに、施策を体系的に示すとともに、各施策における取組の目標と方針、行財政運営の方針を示しています。また、施策ごとに効果を表す代表的な指標を設定し、その実効性を確保しています。

そして、基本計画の実施計画を策定します。実施計画は、基本計画が示す取組方針を具体化する主要な手段として、各施策に計画事業を位置づけます。また、施策ごとに設定した指標を活用した行政評価を毎年度実施し、目標の進捗状況を管理するとともに、必要に応じた事業の見直しを行います。

PDCAサイクルにより、施策や計画事業を常にチェックするとともに、事務の改善や事業の再構築に結び付け、時代や区民のニーズを的確に捉えた持続可能な区政運営を実現します。

〔基本構想・基本計画の構成〕



豊島区基本構想

1. 目的・期間・理念

目的

第3次基本構想の策定から20年が経過し、この間、地球規模での気候変動をはじめ、我が国では成熟社会としての歩みを進める中、少子高齢化が進展するなど、時代は大きな転換期を迎えています。

豊島区においても、転入転出の動向や世帯構成の変容に加え、将来人口等、様々な変化を見極めながら、持続可能なまちを実現しなければなりません。

基本構想は、豊島区が「こうありたい」という将来のまちの姿を描き、その基本となる考え方や方向性を示す最高指針です。これまでの基本構想の精神を引き継ぎながら、時代や区民ニーズの変化を的確に捉えつつ、将来の豊島区を取り巻く環境を見据えた、中長期的なまちづくりの羅針盤です。

ここに掲げる「理念」や「まちづくりの方向性」は、持続可能な都市として豊島区の新時代を切り拓き、未来につながり発展するための、区民や地域団体をはじめ、豊島区に関わるすべての主体にとっての共通の指針となるものです。

期間

基本構想の期間は、令和7年4月から概ね10年とします。

理念

「理念」とは、基本構想全体を貫く、まちづくりの基本的な考え方や行動指針です。豊島区に関わるすべての人が共有する「理念」として、以下の3つを掲げます。

① 誰もがいつでも主役

声なき声にも耳をすませ、誰もが平和を享受し、ジェンダーをはじめ年齢、国籍、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違い等の多様性を認め尊重し合い、区民一人ひとりが幸せを感じ、あらゆるライフステージにおいて健康で自分らしく過ごせるまちを実現します。

② みんながつながる

誰一人取り残さず、子どもから高齢者まであらゆる人をつなげ、地域課題の解決にあたるとともに、地域団体、企業、他の地方自治体等、多様な主体と協働の輪を広げ、みんなでつくる共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまちを実現します。

③ 出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち

多様な表情を持つ高密都市において、先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を継承しつつ、地域の個性を生かしながら、魅力をさらに高めます。

安全・安心でにぎわいあふれる居心地の良い都市空間の中で、未来を担う子どもたちを地域全体で育み、まち全体に新たな出会いと笑顔があふれる「住みたい、住み続けたい、訪れたい」憧れのまちとして、力強く発展し続けます。

2. まちづくりの方向性・基本構想の実現に向けて

まちづくりの方向性

- [凡例] ○ 背景や地域特性等を包括的に記載したもの
◆ 取組の大きな方向性を包括的に記載したもの

1 地域と共に支えあう安全・安心なまち

- 日本一の高密都市、有数の繁華街を有する豊島区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。
- ◆ 地域で安心して生活できるよう、地域コミュニティの活性化をはじめ、災害・治安や住環境等への対策を、ハード・ソフトの両面から講じ、地域と共に安全・安心なまちづくりを進めます。

2 子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち

- 消滅可能性都市の脱却から、その先の持続発展するまちの実現には、質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。
- ◆ 切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境を作るとともに、子ども・若者の権利が尊重され、希望を持って学び、自分らしく成長できる笑顔あふれるまちづくりを進めます。

3 生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち

- 高齢化の進展や単身世帯が増加する中、孤独・孤立対策等のきめ細かな支援や、自ら健康を守り育む環境づくりが求められています。
- ◆ 誰もが心と体の健康が維持された生活を送り、自分らしく歳を重ねることができるとともに、住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、本人が望む社会とのつながりや自立生活を支えるまちづくりを進めます。

4 豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち

- 地域に息づく祭事・芸能、舞台芸術の継承をはじめ、これまで築いてきた文化を発展させることは、まちに元気と心に潤いをもたらします。
- ◆ 地域の歴史や文化を守り伝え、新たな文化を受け入れ続けるとともに、あらゆる人がより身近に文化を感じ、体験できる環境を整備しつつ、世界とつながるアート・カルチャーが交差するまちづくりを進めます。

5 活気とにぎわいを生み出す産業と観光のまち

- 個性あふれる商店街の活性化や多彩な企業の集積、魅力ある観光資源の発掘と発信は、まちが持続発展するための生命線です。
- ◆ 世界を市場としたスタートアップを生み出すビジネスの成長と変革や、地域経済の持続的な発展を促進するとともに、マンガ・アニメ等の地域資源を生かし、国内外の来街者でにぎわうまちづくりを進めます。

6 共につくる地球にも人にもやさしいまち

- 高密都市だからこそ、限られた資源を有効に活用し、環境負荷の低減やみどりを守り続ける責任があります。
- ◆ 多様な主体が相互に協力しながら都市のみどりを育み、清潔で美しいまちを創出するとともに、脱炭素地域社会づくりを推進し、良好な環境を次世代へ引き継ぐまちづくりを進めます。

7 誰もが居心地の良い歩きたくなるまち

- 交通結節点の池袋を起点とした、誰もが安心して快適に楽しめるまちづくりが喫緊の課題です。
- ◆ 次世代に誇れる魅力ある都市を創出するとともに、池袋駅を中心に各地域の魅力あるスポットを結び付け、区内全体を回遊性が高く、誰もが安全で歩きやすいまちづくりを進めます。

基本構想の実現に向けて

「めざすべきまち」の実現には、区民の声を受け止め、政策を形成するために、考え抜き、力強く最後まで成し遂げることでできる職員と組織が必要です。

これに加え、将来を見通した健全で安定した財政基盤を、事業の再構築を繰り返すとともに、職員定数の適正化、計画的な公共施設の改修等により盤石とし、持続しなければなりません。

さらには、日々進化するデジタル技術を最大限に活用し、区民サービスを向上しつつ、区民と区双方での情報コミュニケーションの強化やまちのブランド力を高める戦略的な情報発信に取り組みます。

また、基本構想を実現するために、豊島区の計画体系の最上位に位置する区政運営の基本的指針となる「豊島区基本計画」と、基本計画に示した施策を具体的な事業に結びつけ、実行するための年次計画を策定し、着実に施策や事業を推進します。

豊島区基本計画

第 1 章

計画策定の背景

第 1 編 総論

1. 社会の動向

① 人口減少社会、超高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によれば、日本の総人口は平成20（2008）年の1億2,808万人をピークに、本格的な人口減少社会を迎え、令和38（2056）年には1億人を割り込み、令和52年（2070）には、約8,700万人まで減少する見込みです。

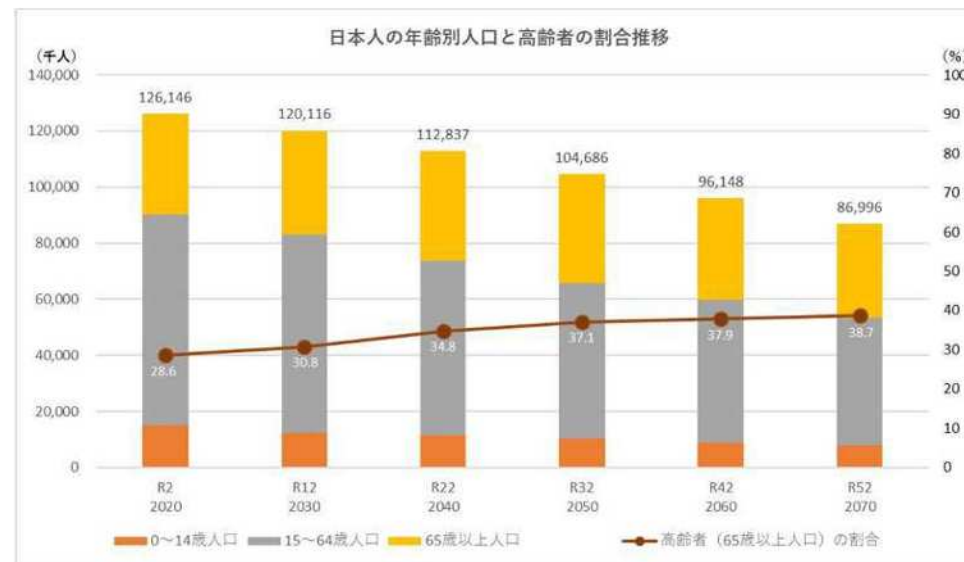
高齢者人口は、令和25（2043）年まで増加し続ける見込みとなっており、国民の3人に1人以上が高齢者という時代を迎えます。コロナ禍の収束により以前の水準に戻った外国人人口は、今後も増加することが見込まれています。

日本の総人口の減少や少子高齢化、外国人人口の増加等により自治体の人口構造は徐々に変化していくものと考えられます。

こうした人口構造の変化は、年金や医療、介護等の社会保障をはじめ、雇用や経済活動、コミュニティのあり方など、地域社会そのものに大きな影響を及ぼすことになります。

そのため、国は「異次元の少子化対策」として、若い世代や子ども・子育て世代を対象とした支援を推進し、東京都は、多角的な観点から、望む人が子どもを産み育てやすい社会の実現に向けて、切れ目のない支援を行う少子化対策を実践しています。

本区においても、持続可能な地域経営を行うため、人口構造の変化に応じた、きめ細かな対策が求められています。



（グラフ）

・国立社会保障・人口問題研究所
・日本の将来推計人口（令和5年推計公表資料）出生中位・死亡中位推計より作成

② 新型コロナウイルスの影響を踏まえた社会の変化

令和5（2023）年5月8日に新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが5類に変更され、行動制限を行う法的根拠がなくなったことで、地域行事や各種イベントが再開され、地域に以前のにぎわいが戻ってきました。同年の訪日客の旅行消費額は計5兆3,065億円で過去最高を記録し、訪日客数は2,507万人でコロナ禍前の令和元（2019）年の8割に回復しています。

また、コロナ禍を契機として、社会全体のデジタル化が加速するとともに、人々の働き方やライフスタイル、価値観は大きく変化しています。

こうした社会環境の変化が進む一方、コロナ禍で社会参加の機会が減少したことにより、元々社会に内在していた、人と人とのつながりの希薄化、不登校や児童虐待、生活困窮、ひきこもり等の孤独・孤立の問題が顕在化・深刻化しています。

③ 大規模災害の動向

令和6（2024）年1月1日、石川県においてマグニチュード7を超える能登半島地震が発生し、多くの住民の命と財産に被害が及びました。建物の多数倒壊や火災の発生等の甚大な被害が発生し、停電や通信途絶、断水に伴うトイレ不足の長期化等、被災地において様々な課題が明らかになりました。

また、近年は台風や豪雨等の風水害が頻発・甚大化しており、多くの人の暮らしに被害が及んでいます。

こうした中、東京都では、切迫する大規模地震への対策を加速するとともに、激甚化する風水害から都民の命と暮らしを守る対策を強化し、強靱な首都東京を実現するための取組を推進しています。

人や建物、企業等が多く集まる本区においても、いつ起こるか分からない首都直下地震や南海トラフ巨大地震のみならず、頻発する都市型風水害等に対する備えを着実に進めていくことが求められています。

④ 気候変動危機の動向

地球温暖化に起因する気候変動の影響により、世界各地では記録的な熱波や寒波、大雨等の深刻な気象災害により、多くの生物の命が失われるなど、甚大な被害が生じています。国内においても、台風や集中豪雨、猛暑日が頻発するなど、人々の日常生活にも影響が及んでおり、今後も風水害や熱中症による被害の拡大が見込まれています。

気候変動の原因となる温室効果ガスの排出削減に向けた世界全体の取組が進む中、日本は令和12（2030）年度にCO2排出量を平成25（2013）年度比マイナス46%、令和32（2050）年には温室効果ガスを排出ゼロにする「カーボンニュートラル」を目標として掲げ、社会全体で脱炭素社会の実現に向けた取組を加速させています。

東京都においても、令和12（2030）年度までに、温室効果ガス排出量を平成12（2000）年度比マイナス50%とする「カーボンハーフ」を表明し、達成に向けた取組を強化しています。

SDGs未来都市である本区においても、脱炭素社会の実現に向けた取組をこれまで以上に加速させていく必要があります。

「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

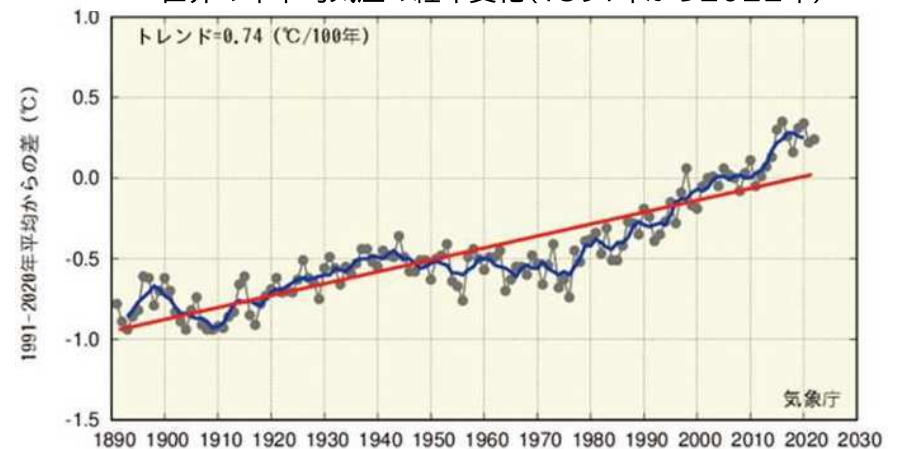
	阪神淡路大震災	東日本大震災	熊本地震	能登半島地震 ^{注1}
発生年月日	1995年1月17日 午前5時46分	2011年3月11日 午後2時46分	前震:2016年4月14日 午後9時26分 本震:4月16日 午前1時25分	2024年1月1日 午後4時10分
地震規模	マグニチュード7.3	モーメントマグニチュード 9.0	マグニチュード6.5 マグニチュード7.3	マグニチュード7.6
死者・行方不明者 (うち災害関連死)	6,437人 (うち約900人)	22,325人 (うち約3,800人)	276人 (うち約220人)	263人 (うち30人 ^{注2}) ※5月28日時点の暫定値
全壊住家	約10万5千棟	約12万棟	約9千棟	約8千棟 ※5月28日時点の暫定値

注1)「能登半島地震」の欄には、一連の地震における最大規模の地震(令和6年1月1日16時10分石川県能登半島地方の地震)に係る情報を記載。

注2)「能登半島地震」に係る「災害関連死」の値は、当該災害による負傷の悪化又は避難生活等における身体的負担による疾病により死亡し、「災害弔慰金の支給等に関する法律」に基づき災害が原因で死亡したものと認められた5月28日現在の暫定値。

出典:令和6年版 防災白書 | 「能登半島地震」と他の地震災害における被害状況等の比較

世界の年平均気温の経年変化(1891年から2022年)



細線(黒):各年の平均気温の基準値からの偏差 太線(青):偏差の5年移動平均値
直線(赤):長期変化傾向
基準値は1991～2020年の30年平均値
出典:気象庁ホームページ

⑤ 多様性の尊重

日本では、在留外国人が、令和6（2024）年6月時点で過去最多の358万人を超えるなど、増加・多国籍化が進んでいます。総務省の「地域における多文化共生推進プラン」（令和2（2020）年度）によれば、外国人住民を地域社会の一員として受け入れ、人の交流やつながり、助け合いを充実するための環境を整備し、多様性と包摂性のある社会を実現することにより、ポストコロナ時代の「新たな日常」を構築していく方向性が示されています。

また、社会においては、ジェンダー平等の実現や、人・国の不平等をなくすことを目標に掲げたSDGsの理念の浸透が進み、様々なバックグラウンドを持った人々が、それぞれの違いを認め、個性や人権を尊重する機運が高まっています。

外国人住民が多く、日本人の人口流動性が高い本区においては、多様な人々が、相互の違いや文化を理解・尊重し、地域の中で自分らしく住み続けることができる社会を実現することが求められています。

⑥ DX（デジタル・トランスフォーメーション）

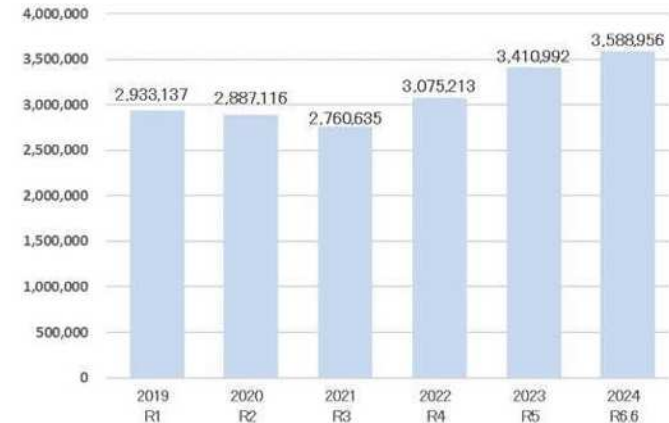
DXとは、デジタルの力を活用し、企業・自治体・その他の組織体が業務・組織のあり方やサービスの提供方法等を変革することで、よりよい社会を目指そうという考え方です。

近年、AI（人工知能）が、これまで人間が優位性を発揮してきた創造的な活動の領域で用いられ、新たな利便性や付加価値を生む可能性も期待されているなど、社会全体におけるDXは一層加速しています。

人口減少によって人材不足が深刻化するなど、経営資源が制約される中で、より質の高い行政サービスを持続可能な形で提供していくためには、デジタル技術を活用し、行政サービスのあり方を大きく変えることが期待されています。

このような中、国は日本のデジタル社会実現の司令塔としてデジタル庁を中心に、社会全体のデジタル化を推進しています。また東京都においては、行政と民間が協働して革新的なサービスを生み出す新たなプラットフォームとして「GovTech東京」を設立し、東京全体のDXを推進しており、国や東京都、企業等と効果的な連携を図ったうえで、行政サービスの生産性や利便性を高めていく必要があります。

在留外国人数の推移



出典：令和6年10月18日公表の出入国在留管理庁資料より作成

デジタル田園都市国家構想の取組イメージ全体像



出典：デジタル庁ホームページ

2. 豊島区の状況(1)人口動向

① 人口の推移

豊島区の総人口の推移をみると、最も人口が多かったのは昭和39（1964）年の353,953人です。その後は、人口や経済機能の東京への一極集中が進行し、都心部の地価が急騰する中で、人々が住宅を郊外に求めた結果、都心部の人口は減少し、本区においても平成9（1997）年に246,505人まで落ち込みました。

しかしながら、バブル崩壊による地価下落等により、人々は都心部に住宅を求めるようになり、その動きにあわせた分譲マンションの大量供給が、いわゆる都心回帰を促し、本区の人口も増加に転じることとなりました。

コロナ禍の影響から、流入人口や外国人人口が大幅に減少したことなどにより、一時的に人口が減少に転じましたが、現在はコロナ禍前の水準にまで回復し、人口の増加が続いています。

② 少子高齢化の進行

昭和39（1964）年以降における年齢3区分別の人口の推移をみると、年少人口（0～14歳）は平成18（2006）年、生産年齢人口（15～64歳）は平成17（2005）年を底に、約40年続いた下落傾向を脱しました。

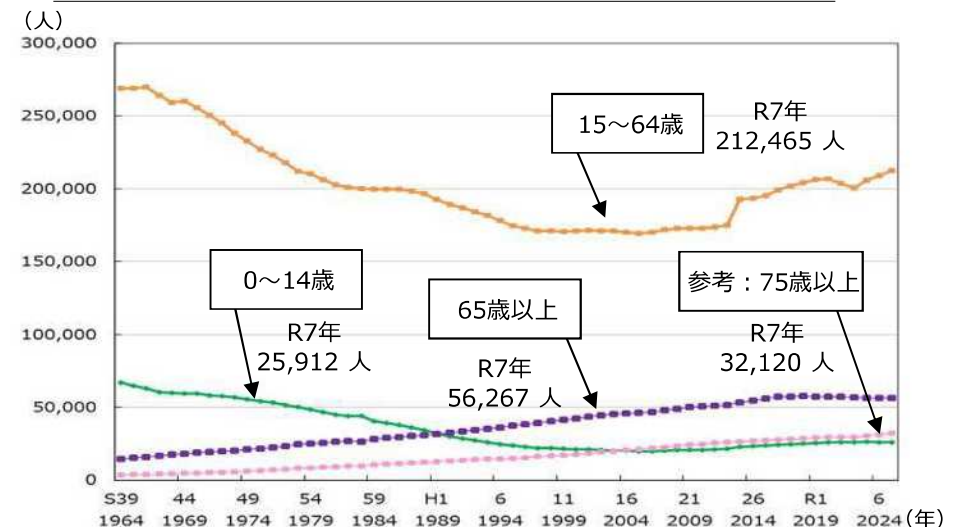
一方で、老年人口（65歳以上）は一貫して右肩上がりであり、令和7（2025）年1月1日現在には56,267人、全人口に占める割合は19.1%となっています。

平成元（1989）年を転換点として老年人口が年少人口を上回るようになり、少子高齢化が進行しています。また、後期高齢者人口（75歳以上）も増加傾向となっており、今後、医療や介護を必要とする区民の増加が見込まれています。

豊島区の人口の推移



年齢3区分別人口の推移



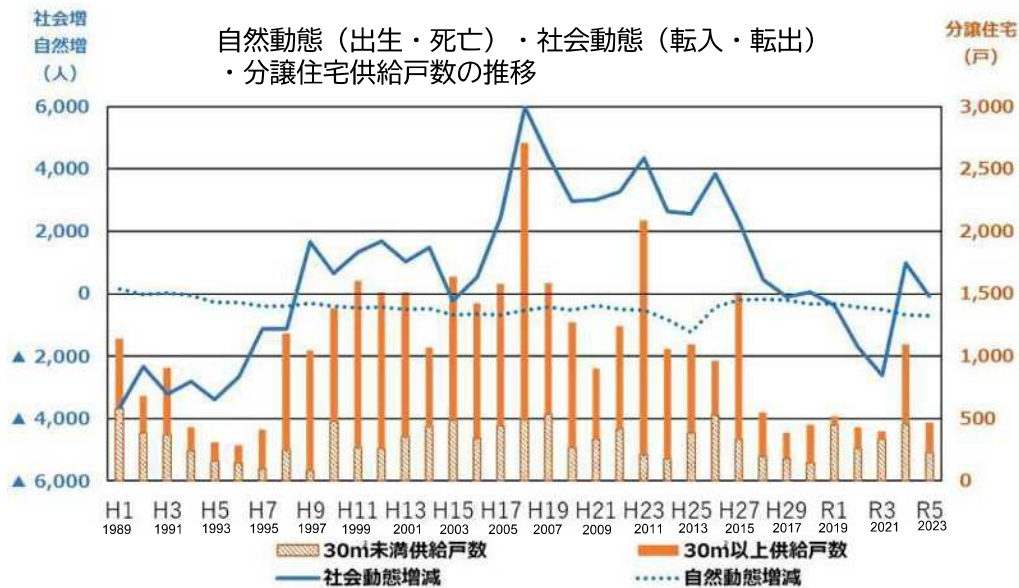
(注) 住民基本台帳法の改正（平成24（2012）年）により、平成25（2013）年から住民基本台帳人口に外国人住民数が含まれている。
(グラフ) 住民基本台帳（各年1月1日）より作成

③ 人口動態の推移

自然動態は、平成4（1992）年以降、死亡数が出生数を上回る自然減の状況が続き、令和6（2024）年中では、死亡数が865人上回っています。

また、社会動態は、平成9（1997）年以降、ほぼ転入数が転出数を上回る社会増の状況が続いていましたが、平成29（2017）年以降は均衡し、コロナ禍の影響等により、社会減の傾向を示しています。

豊島区の近年の人口増加は、大規模住宅開発に伴う社会増と国外からの入国者（外国人人口の増加）による影響が大きいものと考えられます。

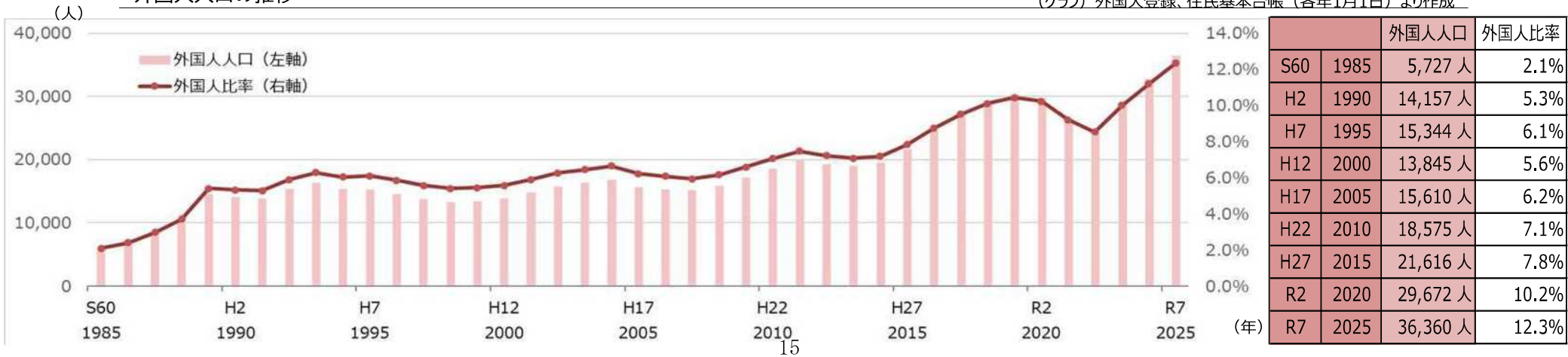


④ 外国人人口の推移

令和7（2025）年1月現在の外国人人口は36,360人、総人口に占める比率は12.3%となっています。留学の在留審査の厳格化やコロナ禍等による一時的な減少の時期はありましたが、長期的には増加傾向が続いています。また、在留資格のうち一番多いのは「留学」で約35%となっており、区内に大学や専門学校が多く所在する影響が大きいものと考えられます。

外国人人口の推移

(グラフ) 外国人登録、住民基本台帳（各年1月1日）より作成



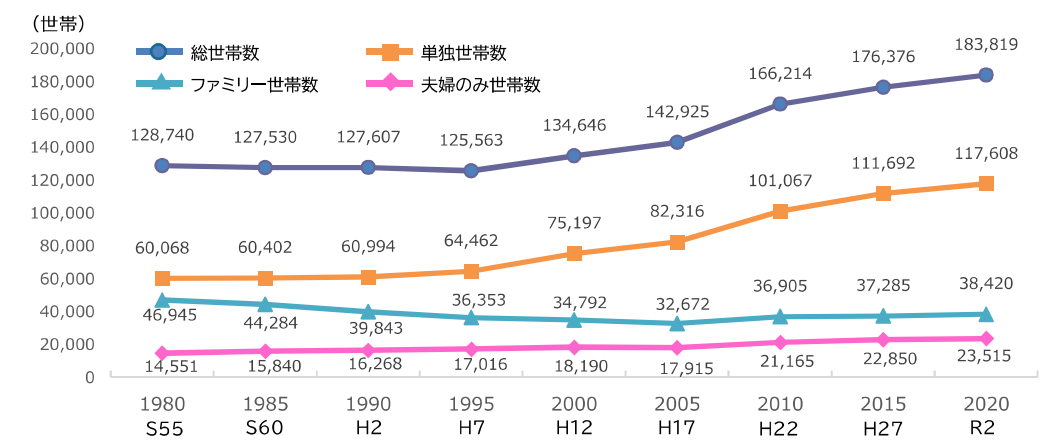
2. 豊島区の状況(1)人口動向

⑤ 単身世帯の増加

豊島区の世帯数は、増加傾向となっていますが、その大きな要因は単身世帯の増加によるものです。また、ファミリー世帯は減少を続けていましたが、平成22（2010）年に増加に転じて以降、増え続けています。

なお、23区の中で比較すると単身世帯の割合は、新宿区、渋谷区に次いで高く、ファミリー世帯の割合は、新宿区、渋谷区、中野区に次いで低くなっています。

世帯数の推移 (グラフ)国勢調査(総務省)より作成



⑥ 出生数と合計特殊出生率の推移

豊島区の出生数は、平成25（2013）年以降2千人を超えていましたが、令和元（2019）年以降はコロナ禍の影響等により減少傾向を示し、令和5（2023）年には1,675人となっています。

豊島区の合計特殊出生率は、全国や東京都と比較しても低く、23区の中なかでも下位となっています。近年増加傾向を示していましたが、平成30（2018）年には減少に転じ、1を下回っています。

合計特殊出生数の推移 合計特殊出生率順位 (令和5年、23区)



順位	区	合計特殊出生率
1	中央区	1.24
2	港区	1.23
3	千代田区	1.17
4	文京区	1.12
5	荒川区	1.10
6	江東区	1.07
7	江戸川区	1.07
8	品川区	1.02
9	葛飾区	1.01
10	北区	1.00
11	練馬区	0.99
12	足立区	0.99
13	墨田区	0.98
14	台東区	0.98
15	大田区	0.96
16	世田谷区	0.94
17	目黒区	0.93
18	渋谷区	0.91
19	杉並区	0.89
20	板橋区	0.87
21	新宿区	0.86
22	中野区	0.86
23	豊島区	0.85

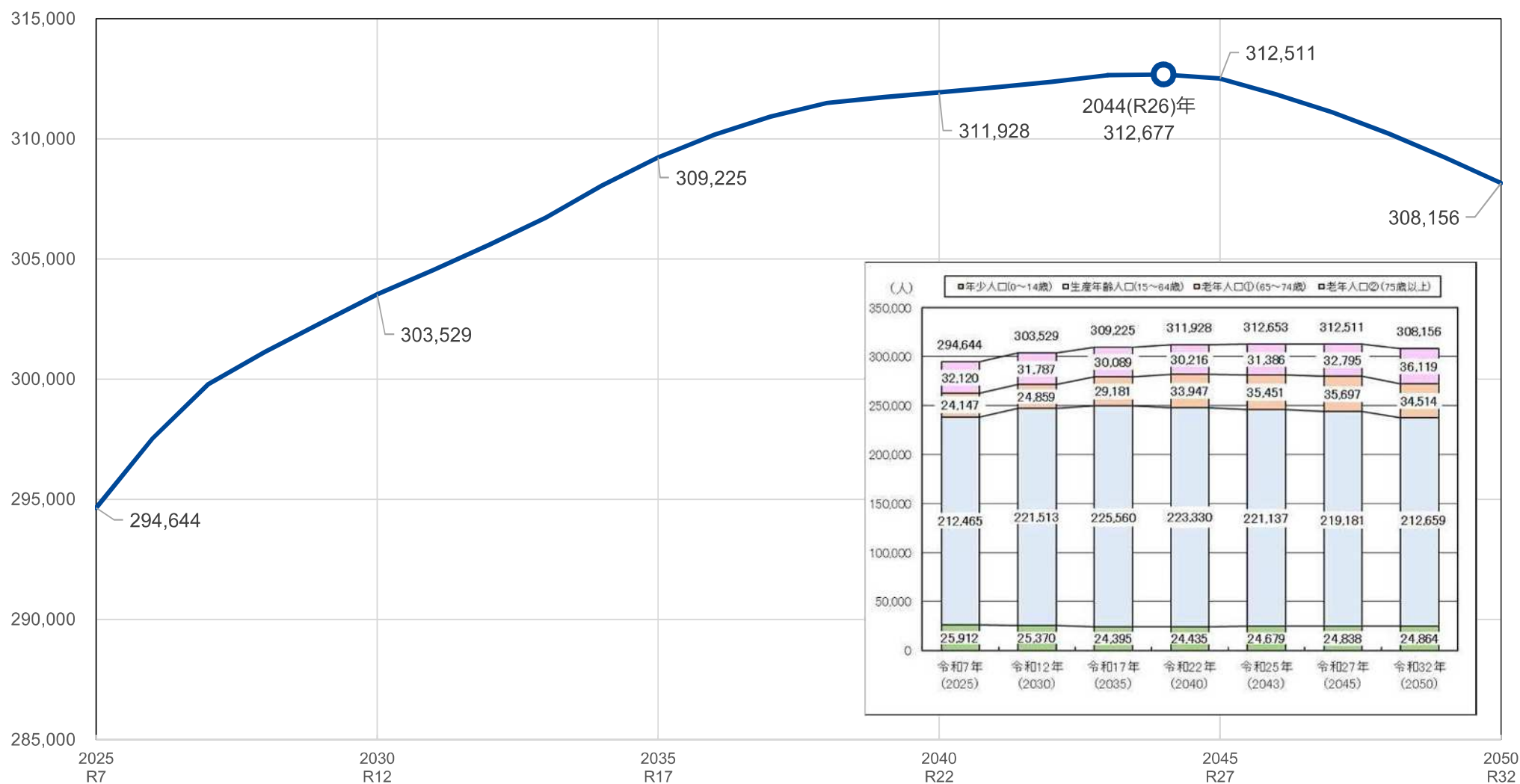
出生数の推移

H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20
1,525	1,458	1,516	1,466	1,441	1,463	1,551	1,654	1,654
H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
1,776	1,797	1,864	1,914	2,025	2,055	2,045	2,073	2,109
H30	R1	R2	R3	R4	R5			
2,009	1,936	1,842	1,855	1,854	1,675			

(グラフ)厚生労働省「令和5年(2023)人口動態統計(確定数)の概況」、東京都保健医療局「人口動態統計年報(確定数) 令和5年」より作成

2. 豊島区の状況(2)豊島区の将来人口

令和7年1月1日時点の住民基本台帳の人口を基準に、令和32（2050）年までの将来人口の推計を行いました。
総人口は、令和26（2044）年の312,677人まで緩やかに増加していきますが、その後は、減少に転じていく見込みです。
また、生産年齢人口（15-64歳）は、令和18（2036）年の225,713人をピークに減少に転じていく見込みです。



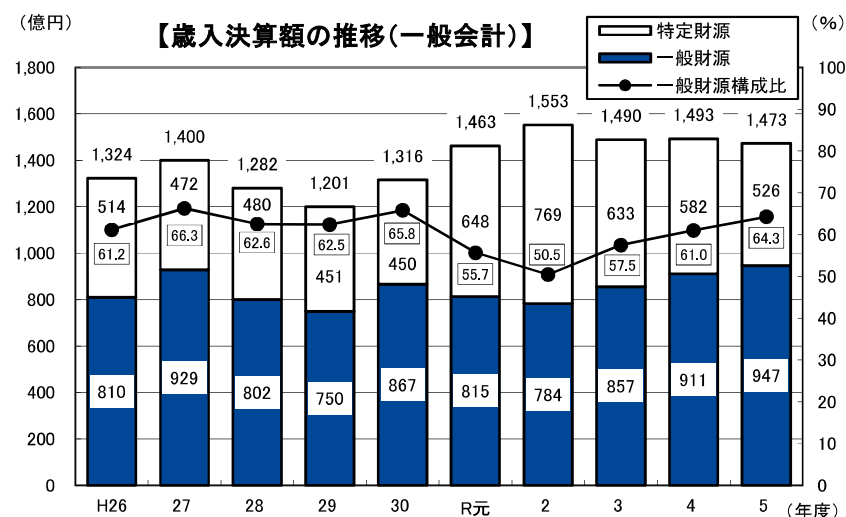
2. 豊島区の状況(3)財政の状況

(1)歳入の動向 ～堅調な一般財源歳入～

歳入決算総額は、年度によって増減があるものの、10年前と比較すると増加傾向にあります。歳入は、大きく一般財源と特定財源に分けられ、直近5年間では一般財源歳入が堅調に推移しています。

使途が制約されず、どのような経費にも使用しうる歳入が一般財源であり、行政需要に円滑に対応する財政運営のためには歳入に占める一般財源の割合が、できるだけ大きいことが望ましいとされています。

一般財源のうち、特別区税と特別区財政調整交付金の2大財源が大半を占めており、ともに近年は増加傾向を示しています。2大財源は景気変動の影響を受けやすく、国の制度変更も行われることから、今後の動向を注視する必要があります。

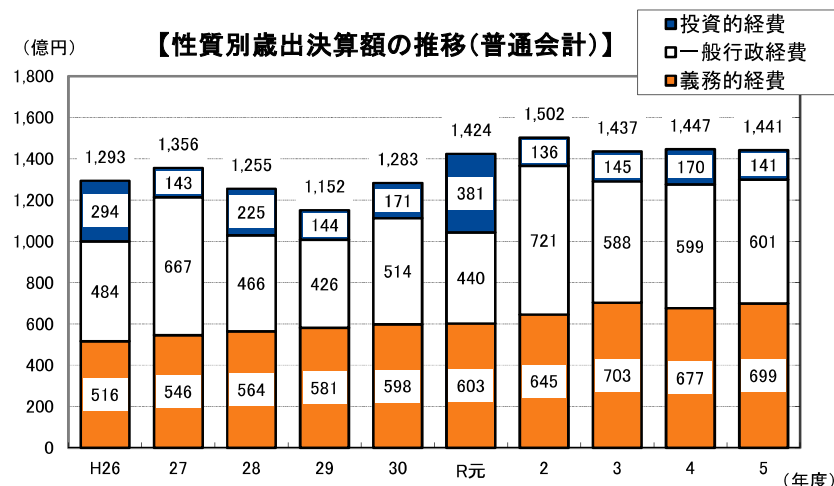


(2)歳出の動向 ～右肩上がりの義務的経費～

投資的経費は、年度によって事業量が大きく変わるため、決算額も激しく変動します。また、一般行政経費も、新型コロナウイルス感染症や物価高騰対策等の臨時的な需要により、変動する経費です。

一方で、義務的経費は、ほぼ一貫して増加傾向にあります。

人件費、扶助費、公債費で構成される義務的経費は、今後も増加傾向が続くことが予測されます。義務的経費の増大は、財政の硬直化に直接つながるため、今後の推移に注意が必要です。



(3)特別区債と基金残高

①特別区債

公共施設の改築・改修や市街地再開発事業等、長期にわたり、多くの区民が利用する投資事業を進めるため、特別区債を計画的に活用しています。

現役世代と将来世代との負担の均衡を図る機能と、財政収入の年度間調整を図る機能を持つ特別区債ですが、無計画に発行すると義務的経費である公債費が増大し、財政破綻してしまいます。

将来見込まれる、公共施設の改築・改修事業等に必要な財源を的確に把握し、基金計画を踏まえ、計画的に特別区債を活用することが重要です。

②基金

一般会計では、年度間の財源調整を目的とする財政調整基金のほか、特定の目的に充てるための基金を合わせて、17の基金を設置しています。

特別区は、景気の変動の影響を受けやすい財政構造をしているため、区では急激な景気悪化に備え、財政調整基金残高を標準財政規模の2割以上確保することを目指しています。

義務教育施設整備基金や公共施設再構築基金等の特定目的基金は、それぞれの目的に応じて、今後10年間に必要な金額を積算し、残高が枯渇しないように管理しています。

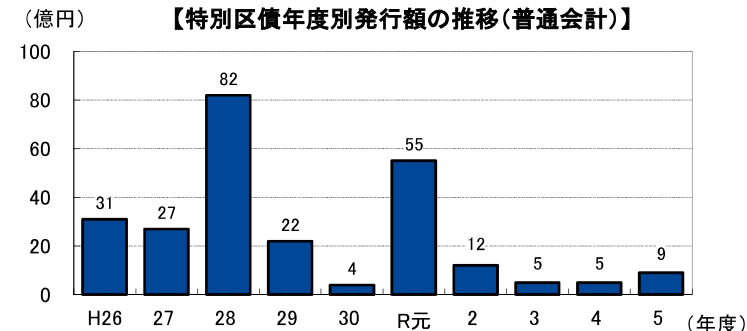
③中長期的視点に立った計画的財政運営

多額の経費がかかる投資事業を実施するには、財政への影響を平準化するため、特別区債や基金を活用する必要があります。留意が必要なのは、特別区債を活用すると、義務的経費である公債費が増え、基金を活用すると残高が減り、将来需要に対応できなくなる恐れがあることです。

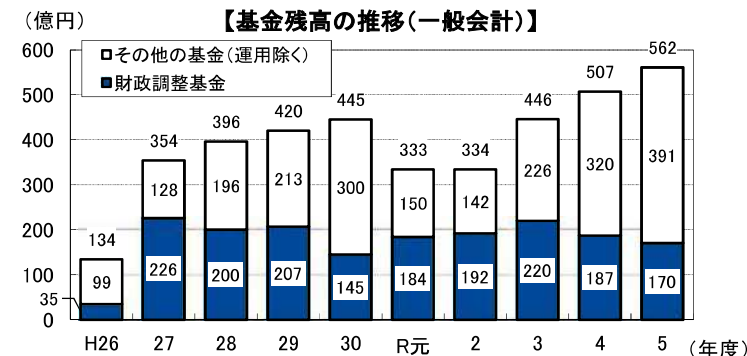
かつて、利率が高い時代に特別区債を発行したため、返済すべき公債費が増え、財政破綻寸前の状況となっていました。

金利が上昇局面を迎え、工事費も高騰を続ける中、かつての財政破綻寸前の状況に再び陥らぬよう、中長期的視点に立った計画的な財政運営がこれまで以上に求められています。

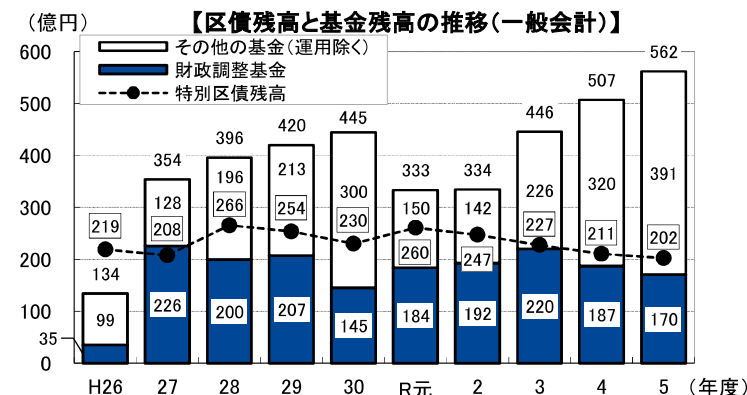
【特別区債年度別発行額の推移(普通会計)】



【基金残高の推移(一般会計)】



【区債残高と基金残高の推移(一般会計)】

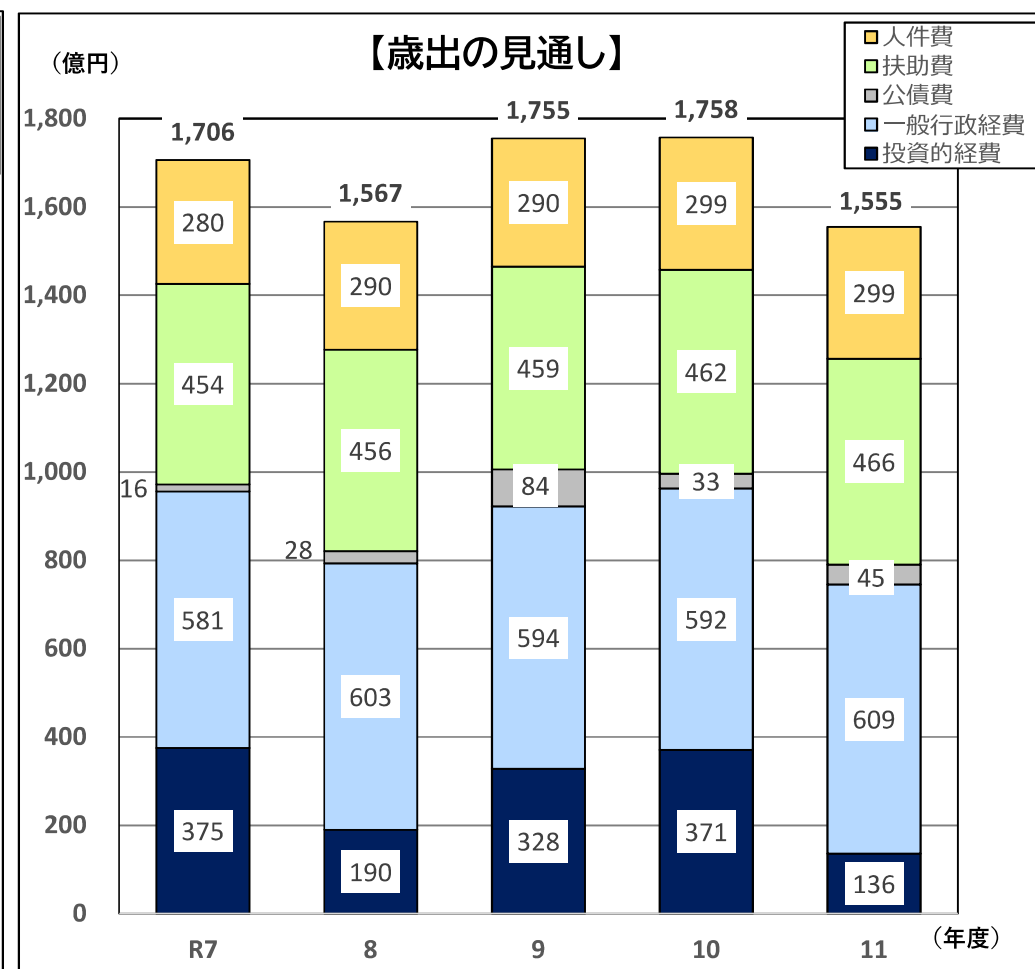
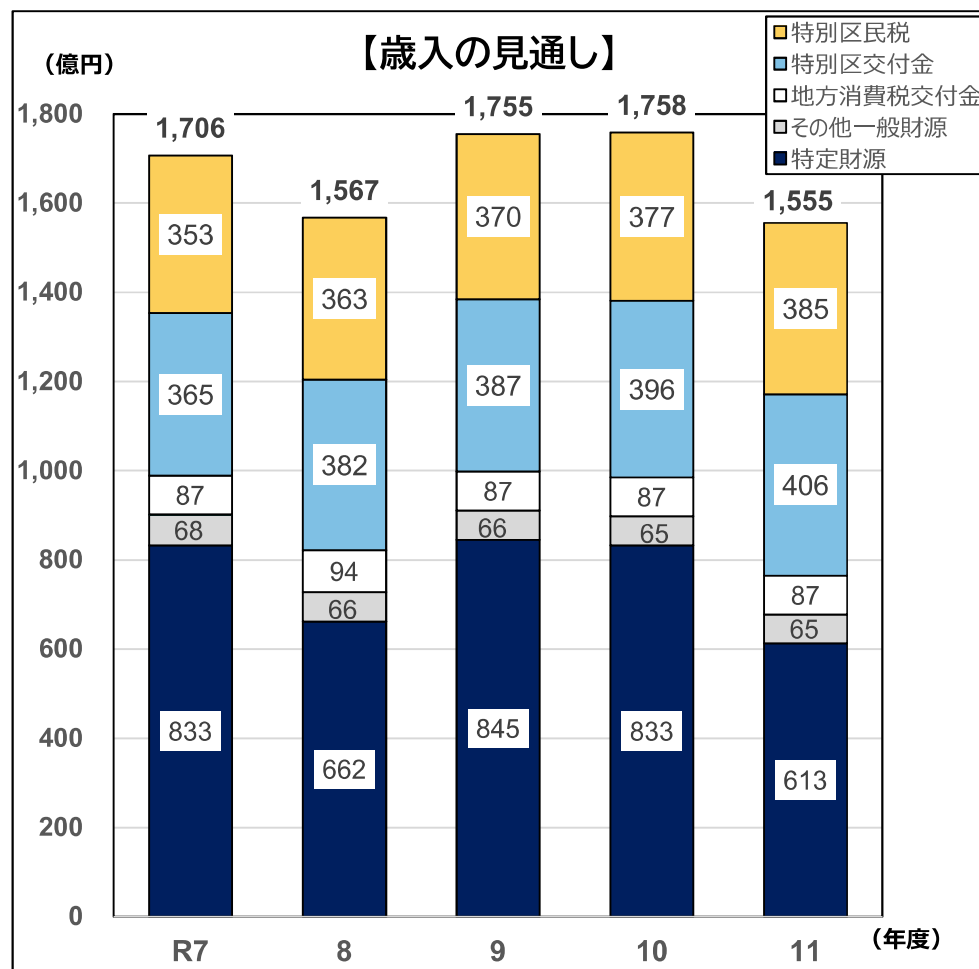


(4)今後5年間の財政見通し－①歳入・歳出予算の見通し

歳入のうち、特別区民税は近年の納税義務者数や賃金の増加傾向を踏まえると、8年度以降も緩やかに増え、特別区財政調整交付金も原資である法人住民税が堅調に推移していることから、特別区民税と同様に増加していきます。

歳出のうち、人件費は定年退職年齢引き上げの影響により、退職手当が隔年ごとに増減しますが、全体としては増加傾向が続き、扶助費も同様に増加します。

投資的経費は、年度により大きく増減し、市街地再開発事業費が大きくなる9～10年度には300億円を超える規模となります。



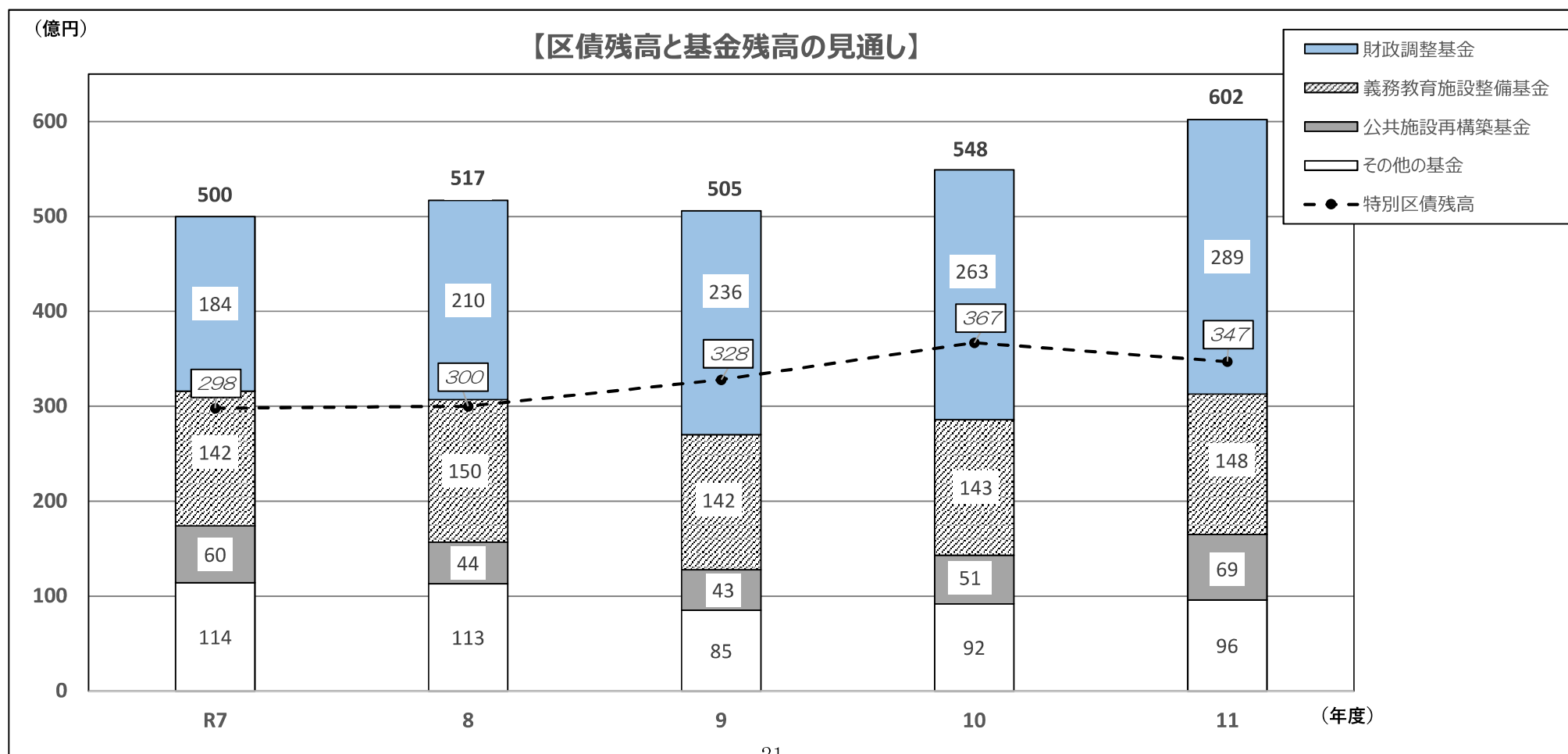
※令和7年度は当初予算、8年度以降は見通し

(4)今後5年間の財政見通し－②特別区債と基金

市街地再開発事業や学校改築など、将来見込まれる投資事業を着実に実施するには、財源の年度間調整を図っていく必要があるため、計画的に公共施設再構築基金・義務教育施設整備基金を積み立て・取り崩していくとともに、金利動向を見据えながら、起債を活用する必要があります。

今後の歳入・歳出予算の見通しを踏まえて貯金と借金を比較すると、一時的に貯金超過額が縮小するものの、10年度に再び拡大に転じます。

今後も景気変動の影響を受けやすい基幹歳入の動向に留意しつつ、中長期的な視点に立ち、バランスの取れた安定的な財政運営を堅持していきます。



第 2 章

地域経営の方針

1. 基本戦略の継承と発展

“ひと”が中心のまちづくりや人口減少への対応をはじめとして、これまでのまちづくりの基本的な戦略を継承しつつ、区民目線で進化させ、ウェルビーイングな持続発展都市を目指します。

2014年～2021年 消滅可能性都市指摘

都市像

福祉や子育て、教育、安全・安心のまちづくり等を基礎としたうえで、多様な文化を享受し合い、人や文化が交わることにより、新たな価値を生み出し、世界中の人々を魅了し続けるにぎわいあふれる“ひと”が中心の誰もが主役になれるまちの姿を「国際アート・カルチャー都市」として位置づけました。

① 若年人口増・財政健全化

「子どもと女性にやさしいまちづくり」をはじめとする対策によって人口の増加が続き、人口戦略会議による若年女性人口の予測は大幅に改善、納税人口増加による税制の健全化を実現しました（消滅可能性都市からの脱却）。

② 文化の力で価値あるまちに

東アジア文化都市や東京2020大会に向けた戦略展開をはじめとする「文化を基軸としたまちづくり」で、まちの価値や区民参加の機運は飛躍的に高まり、本区の政策風土として息づきました。

様々な都市ランキングでも上位に入り、注目され、選ばれるまちとなりました。

③ 都内初SDGsダブル選定

財政破綻の危機や消滅可能性都市の指摘に対する「持続可能なまちづくり」が評価され、都内初の「SDGs未来都市・自治体SDGsモデル事業」にダブル選定されました。

本区の取組が全国自治体のモデルとまになりました。

2022年～2024年 SDGs未来都市として飛躍

理念の継承 次なるステップへ

「文化を基軸としたまちづくり」や「経済・社会・環境の好循環を目指すSDGsの実現」を、すべての政策形成において意識してきた結果、組織風土として醸成され、事業展開に息づき、まちの価値や魅力は飛躍的に高まりました。

一方で、複雑多様化した将来の区民ニーズや社会の変化、人口構造の変化に柔軟かつ的確に対応していくためには、行政サービスの受け手である区民目線をさらに重視するとともに、分野や組織にとらわれない横断的な対応の必要性がますます高まっています。

2025年～2029年 持続発展都市の新たなステージへ

“ひと”が中心のまちづくりをはじめとして、これまでの戦略の基本的な方向性を継承しつつ、3つの理念と7つのまちづくりの方向性の実現に向け、区民の声を積極的に把握することを重視し、区民目線で発展させます。こうした取組により、区民の心と体、地域社会にとって健康な状態が続くウェルビーイングな持続発展都市を目指します。

1 将来人口を見通した対策の推進

消滅可能性都市脱却を支えた若年層等の人口増やSDGsに資する取組は、基本構想の方針や最新のトレンドを踏まえ、再構築します。

今後はさらに、国や本区の将来人口構成を視野に入れ、少子化・高齢化等へのよりきめ細かな対策を講じることで、「住みたい、住み続けたい」持続可能なまちづくりを進めます。

2 分野横断的な総合力の強化

全体をけん引してきた「文化」を軸の一つに据えるとともに、総合力重視に移行します。

今後は「7つのまちづくりの方向性」のすべてを軸として、分野横断的な連携による相乗効果を発揮することで、さらに「誰もが主役になれる」まちづくりを進めます。

3 区民目線での情報発信と政策推進

基本計画として将来のまちの姿や区政方針を端的に示すことにより、区政を区民と共有する絶好の機会とします。

今後は誰にとっても分かりやすい将来のまちの姿を積極的に発信・共有し、「みんながつながる」協働・共創のまちづくりを進めます。

取組による主な成果

2. 区民目線での分野横断的なまちづくりの推進

区は、基本構想に掲げる「理念」と「まちづくりの方向性」の実現に向けて、区民目線での行政運営を計画的・戦略的に推進します。

区には、基礎自治体として、区民の生命・生活を守る責務があります。

強靱で「安全・安心」なまちを基盤とし、ハード・ソフトの両面から区民の生命を最優先で守るとともに、区民生活の基礎となる「子ども・若者支援、教育、福祉、健康」等の政策を展開し、未来を担う子ども・若者が自分らしく笑顔で育ち、あらゆる区民が健康で、地域において共に暮らせる生活を支えます。

また、区の個性を強く形成する「文化」を基軸としたまちづくりを継承・発展させ、豊かな心と活発な交流を育むとともに、「産業・観光」政策により、区で働く人、区を訪れる人を含め、活気とにぎわいのあふれるまちを創造します。

さらに、人と地球環境にやさしい「環境」「都市再生」政策を展開し、良好な都市環境を次世代へ引き継ぐとともに、都市としての魅力や価値を高めていきます。

それぞれのまちづくりの方向性における施策の実行にあたっては、本章において掲げる「3つの理念の実現に向けた取組方針」と、「区民目線での分野横断的な対応」を強く意識し、「誰もがいつでも主役」の、「みんながつながる」、「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」を目指します。



3-1. 「3つの理念」の実現に向けた取組方針

基本構想に掲げる「3つの理念」は、基本構想全体を貫くまちづくりの基本的な考え方や行動指針であり、「7つのまちづくりの方向性」のすべての分野の土台となる考え方です。基本構想の実現に向けて、3つの理念の実現に向けた取組方針を次のとおり掲げます。

3-2 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針

- (1) 平和と人権の尊重された社会の実現
- (2) ジェンダー平等の実現
- (3) 外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

3-3 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針

- (1) 参画・協働・共創の重要性
- (2) 参画の推進と情報共有
- (3) 多様な主体による協働の推進
- (4) 共創の推進による持続可能な社会の構築

3-4 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針

- (1) 地域に息づく文化・歴史の継承と発展
- (2) 地域の特性や資源を生かしたまちづくりの推進

全ての分野で共通する考え方・指針

7つのまちづくり

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

活気とにぎわいを
生みだす
産業と観光のまち

子育てしやすく、
子ども・若者が
自分らしく
成長できるまち

共につくる
地球にも人にも
やさしいまち

生涯にわたり健
康で、地域で共
に暮らせる福祉
のまち

誰もが居心地の
良い歩きたくなる
まち

豊かな心と
活発な交流を
育む多彩な
文化のまち

3-2. 「誰もがいつでも主役」の実現に向けた取組方針

(1) 平和と人権の尊重された社会の実現

世界では戦争や紛争、テロ等の発生によって、平和な生活を送れない人々が大勢いる一方で、日本では、戦後80年を控え、戦争の記憶が風化しつつあります。

また、コロナ禍を経て、人々の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進んだとともに、人流についても回復基調が続き、地方都市からの流入人口や、在住及び来街する外国人数も増加しています。

「人権のないところに平和は存在しない」「平和のないところに人権は存在しない」と言われるように、平和と人権は、どちらも私たちが安全・安心に生活するための最も大切な理念です。また、平和や人権は、時代や地域によって、複雑で多様化しています。

変化の激しい不確実性の高い時代だからこそ、公共の福祉の根幹であり、豊かなコミュニティの基礎となる平和や人権の重要性をあらためて認識し守り伝えるとともに、ジェンダー、国籍、年齢、心身の状況、社会的・経済的状況、意見や価値観の違いなど、様々な多様性をより一層尊重し、分野横断的な対応を強化することで、区民一人ひとりが幸せを感じ、自分らしく過ごせるまちを目指します。

(2) ジェンダー平等の実現

① ジェンダー平等につながる取組の推進

すべての人が、自らの意志によって、社会のあらゆる分野に平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮して、誰もが自分らしく生きられる社会を実現するためには、個人の意識や社会に潜在する社会的・文化的につくられた性別（ジェンダー）による無意識の思い込み（アンコンシャスバイアス）を見える化し、今も存在する性別役割分担意識に基づく社会制度・慣行の解消を図ることが必要です。

多様な手法でジェンダー平等に関する普及啓発や理解の促進に取り組み、すべての区民の意識向上を促すとともに、あらゆる施策においてジェンダー平等の視点を意識した取組を推進します。

② 女性のエンパワーメント※の推進

SDGsの前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女児のエンパワーメントを達成することを目指す」ことが宣言されています。しかし、令和6（2024）年の日本のジェンダー・ギャップ指数は146か国中118位であり、依然として男女格差が埋まっていない状況です。

女性が尊厳と誇りをもって自らの生活や人生を決定する権利を保障し、あらゆる参画の機会において、女性個人が持つ力を十分に発揮できる社会の実現に向けて、女性のエンパワーメントを推進します。

※エンパワーメント：その人が本来持つ力を発揮できるように支援し、環境を整えること。また、個人の生活や環境を自分自身でコントロールする力を持つことできるとともに、あらゆる段階の政治、経済、社会、その他の分野における意思決定の場に参画し、自律的な力を発揮すること

③ 性別等に起因した様々な困難を抱える人々への支援の充実

女性は、女性であるために様々な困難に直面することが多く、男性や多様な性自認・性的指向の人々もジェンダーバイアスによる生きづらさを抱えています。性別等を問わず、すべての人がその人らしく尊重され、安心して暮らせるような支援が必要です。

すずらんスマイルプロジェクトやパートナーシップ・ファミリーシップ制度等、先駆的自治体である豊島区の強みを生かし、関係機関や民間支援団体、当事者団体等と連携・協働し、困難を抱える女性、男性、多様な性自認・性的指向の人々、DV被害者等への早期からの寄り添った支援を進めるとともに、“その人らしさ”を大切に、誰もが安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

（３）外国人も地域で輝く「多文化共生」の推進

① 多文化共生の理念を基本とする施策の推進

豊島区の外国人人口は、総人口の約12%、およそ130の国と地域に広がり、今後も増加が見込まれています。

文化や習慣の異なる日本での生活に不安を抱く外国人が安心して暮らすことができるよう、生活情報の発信、相談対応における多言語対応や「やさしい日本語」の活用をさらに進めるとともに、外国人支援団体との連携強化等により、外国人が抱える悩みや不安に対し、迅速かつ適切にサポートする体制が必要です。こうした暮らしへのサポートを土台に、区民**ひろば**や**区内大学とも連携しながら**、異文化交流事業をはじめとする地域の国際交流イベント等への支援をさらに進めます。

国籍や民族、生活習慣等が異なる多様な人々が、互いの違いを認め合い、**偏見や差別のない**対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていく「多文化共生」の理念を、あらゆる施策の基本とします。

② 外国人の活躍推進による地域の活性化

外国人も日本人と同様、地域の一員であり、地域の担い手として区政や地域活動に積極的に参画・活躍できる環境づくりを進めていくことがますます重要になっています。タウンミーティング等、直接外国人の声を聞く機会を増やすことにより、防災・福祉・子育て・教育等の施策に多様な視点や発想が生かされる、共創によるまちづくりを進めます。

区政や地域活動において、外国人の参画がさらに進み、そして活躍することにより、地域の一員である外国人も日本人も、共に幸せを実感し、地域への愛着につながるまちを目指します。

全分野共通の取組や各分野における代表的な取組のイメージ

平和・人権

- ・平和、人権に関する教育・意識醸成、関係団体と連携した事業等の実施
- ・人権擁護委員や関係機関と連携した様々な人権相談・支援体制の充実

ジェンダー平等

様々な角度からの意識変革

- ジェンダー平等に関する意識啓発
 - ・家庭・職場・地域における普及啓発
 - ・子どもや若者に向けた啓発・教育
 - ・ジェンダーによるアンコンシャスバイアスへの理解促進
- ジェンダー平等視点を取り入れた事業展開

あらゆる分野で女性が輝けるまちへ

- すべての女性のエンパワーメントの推進
- 家庭・職場・地域におけるジェンダー平等の推進
 - ・ワーク・ライフ・バランスの推進
 - ・キャリア・スキルアップ、学び直しによる就業支援
- 女性リーダー活躍に向けた取組の推進

すべての人が安心して暮らせるまちへ

- DV・性暴力等あらゆる暴力の根絶
- 性と生に関する健康支援や啓発・教育
- 困難を抱える女性への支援
- 生きづらさを抱える若年女性への支援
(すずらんスマイルプロジェクトの推進)
- ジェンダーによる男性の生きづらさへの支援・理解促進
- 多様な性自認・性的指向の人々への支援・理解促進

多文化共生

暮らしへの寄り添った支援

- 多言語による分かりやすい情報提供の仕組みの構築
 - ・やさしい日本語の活用、動画での生活基本情報の発信
 - ・AI自動翻訳機器等、デジタル技術の活用
 - ・外国語ボランティアの派遣や翻訳事業の推進
- 言語・ルール等の学習の支援
 - ・学校における外国籍児童・生徒への日本語指導
 - ・支援団体と連携した文化・習慣の学習機会の創出
- 外国人相談窓口の運営

共生意識の醸成と交流の促進

- 幼少期からの異文化理解の促進
- 小・中学校での英語教育の推進
- 区民ひろば等での異文化交流事業の推進
- 異文化理解・国際交流ボランティア団体の活動支援

外国人も日本人も活躍するまちへ

- 外国人コミュニティとの連携強化による地域課題の共有
- 町会をはじめとする地域コミュニティへの参画支援
- 教育・防災等、多様な視点を生かしたまちづくりの推進

3-3. 「みんながつながる」の実現に向けた取組方針

(1) 参画・協働・共創の重要性

本区では「自治の推進に関する基本条例」の基本理念や基本原則を踏まえ、区と多様な区民及び事業者等が積極的に連携してまちづくりを進めているところです。

コロナ禍を経てこれまで以上に社会課題が複雑・多様化する中、区民ニーズに的確に対応し、持続可能な地域経営を行っていくため、その重要性はますます高まっています。

公と民が連携しやすい仕組みをつくることにより、地域における様々な社会課題の解決につなげるとともに、新たな価値を創出することが求められています。

(2) 参画の推進と情報共有

区民の主体的な意思に基づく参画を推進するためには、行政が区民と同じ目線に立ち、相談しやすく話しやすい、区民に信頼される身近な存在であり続けるとともに、区民及び区の双方向のコミュニケーションにより、区政における参画の機会を確保することが必要です。

① 説明責任と透明性の向上

行政が情報を広く提供することは、区民の知る権利を保障するだけでなく、区政への区民参加や協働のまちづくりへの前提条件です。より分かりやすく使いやすいかたちで区政情報を共有し、ホームページやSNS等、リアルタイムでの発信を強化するとともに、行政情報公開制度・個人情報保護制度の適切な運用を徹底します。

② 区民の声の積極的な反映

区民の声を丁寧に受け止めることを区政運営の基本姿勢とし、コールセンター、広聴部門のみならず各部局への意見・要望を分析して、区政運営の改善に生かすとともに、子どもレターや事業提案制度をはじめとして、区民の声をより積極的に区政運営に反映する仕組みを強化します。

また、パブリックコメント制度や行政評価制度の適切な運用等、政策の立案、実施及び評価の各プロセスにおいて、分かりやすいかたちでの情報提供や意見・要望の反映に努めます。

（３）多様な主体による協働の推進

協働によるまちづくりを進めるためには、地域社会に関わる多様な主体が、それぞれの役割分担と対等な協力関係に基づき、共通の目的を実現するために連携し、共に活動することが必要です。

子どもから高齢者まであらゆる世代の区民、地域団体、企業、他の地方自治体（防災・教育・観光・環境をはじめとする交流都市等）、これまで区と接点のない個人や団体等、多様な主体と行政とが、新たなネットワークやプラットフォームを形成して連携分野をこれまで以上に広げ、地域が必要とするニーズをよりきめ細かに汲み取り、公による支援と地域の総力を結集して対応することで、誰一人取り残さない、みんなでつくるまちを目指します。

※プラットフォーム：多様な主体が連携する基盤となる場や環境

（４）共創の推進による持続可能な社会の構築

基本構想においては、「多様な主体と協働の輪を広げ、みんなでつくる共創社会や、自律的な好循環が生まれる持続発展するまち」を目指すことを掲げています。

「協働」と「共創」の定義には、様々な考え方がありますが、「共創」は、協働と比較して、多様な主体がより自主的・自律的に活動し、さらには、行政主導ではなく、区民や企業等の主導により、地域課題の解決や地域の新たな魅力・価値の創出に取り組む、一歩進んだ連携のあり方と捉えることができます。

本区では、産官学の連携組織である「チームとしま」や「池袋エリアプラットフォーム」等により、それぞれの企業が得意分野を生かしながら、先進的な共創のまちづくりを推進しています。

これらの取組をさらに波及させ、既存の組織や枠組みにとらわれることなく、活発なコミュニケーションと自律的な好循環が次々と生まれる持続可能な社会の構築を目指します。

※チームとしま：区制施行90周年企業実行委員会を継承・発展させた産官学の連携組織

※池袋エリアプラットフォーム：地域主体・民間主導で池袋のまちを育て、価値を共創していくための協働・連絡体制

3-4. 「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」の実現に向けた取組方針

(1) 地域に息づく文化や歴史の継承と発展

先人達が創造してきた地域に息づく文化や歴史を確かに継承し、今後も多様な人々や文化を寛容に受け容れながら、時代の変化にしなやかに対応し、発展を続けます。

(2) 地域の特性や資源を生かしたまちづくりの推進

あらゆる施策において地域の特性や資源を意識するとともに、人口動態や区民ニーズをはじめとして、政策形成の背景となる様々な情報をきめ細かに分析し、区の有するポテンシャルを最大限に発揮する区民目線での先進的なまちづくりに挑戦し続けることで、強みはさらなる強さへ、弱みは新たな可能性へと変革します。

様々な人・情報・文化等が交差することにより、新たな「出会い」が生まれ、一人ひとりが自分らしく主役となれる幸福感により、「笑顔」がまち全体にあふれ、区民が「誇れ、住み続けたい」と思える、そして、区民以外の方からは「住みたい・訪れたい」と思われる「憧れのまち」を目指します。

(参考) 特性の例示

- ・地理的要因（東京北西部や埼玉方面へと向かう玄関口 等）
- ・都市機能（交通結節点池袋、個性ある商店街、企業の集積、多くの大学 等）
- ・人口動態（日本一の高密都市、高い人口流動性・単身世帯・外国人割合の高さ 等）
- ・地域固有の文化資源（トキワ荘、ソメイヨシノ、各地域での祭事 等）
- ・その他、社会的要因、都市部固有の要因等

背景・特性の例	・人口密度日本一 ・コミュニティの希薄化 ・外国人住民の増加 ・首都直下地震 ・繁華街の治安	・低水準の出生率 ・共働き世帯の増加 ・ヤングケアラー ・不登校、特別支援 ・居場所の不足	・高い単身世帯割合 ・孤立、孤独 ・8050問題 ・介護・重症化予防 ・健康危機管理	・池袋モバ・ル入、トワ荘など多様な地域文化の継承と発展 ・学びの多様化 ・スポーツの機会充実	・人・モノ・企業の集積 ・多種多様な商店街 ・マンガアニメ・コスプレインバウンド ・消費者トラブルの増加	・気候変動 ・緑が少ない ・生活環境の保全 ・ごみ処理適正化 ・SDGs未来都市	・ターミナル駅池袋 ・都市再生 ・バリアフリーの向上 ・まちの回遊性向上 ・公園面積が少ない
	1 地域と共に 支えあう安全・ 安心なまち	2 子育てしやすく、 子ども・若者が 自分らしく成長 できるまち	3 生涯にわたり 健康で、地域で 共に暮らせる 福祉のまち	4 豊かな心と活 発な交流を育 む多彩な文化 のまち	5 活気とにぎわ いを生みだす 産業と観光の まち	6 共につくる地 球にも人にも やさしいまち	7 誰もが居心地 の良い歩きた くなるまち

第 1 章

計画の姿

第 2 編 各論

1. 施策の体系

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

①-1 区民の生命を守る総合危機管理力の向上	防災・減災 健康危機管理
①-2 区民防災力の向上	
①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策	
①-4 災害に強い都市の実現	
② 地域における区民参画・協働の推進	地域コミュニティ 住環境 治安
③ 地域における活動・交流拠点の充実	
④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備	
⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上	

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

①-1 妊娠期からの切れ目ない支援	子育て支援
①-2 未就学児の子育て世帯への支援	
①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実	
①-4 課題を有する子育て世帯への支援	
②-1 就学前の子どもに対する教育	教育
②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育	
②-3 一人ひとりに寄り添った教育	
②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり	
②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備	
②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進	
③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出	子ども・若者支援 社会的養護
③-2 多様な子ども・若者への支援	

3

生涯にわたり健康で、
地域で共に暮らせる福祉のまち

①-1 どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化	高齢者・障害者等の自立支援 地域福祉 権利擁護
①-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化	
①-3 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり	
①-4 年齢や障害にかかわらず、いきいきと生活し続けるための支援	
①-5 暮らしやすく、社会につながる環境の整備	
①-6 共に支えあい、思いやりあふれる地域づくりの推進	
①-7 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上	
②-1 健康に関する気づきの推進	健康・地域医療 保健衛生・健康危機管理
②-2 こころと体の健康づくりの推進	
②-3 健康危機管理の強化	
②-4 地域医療体制の充実	

4

豊かな心と活発な交流を育む
多彩な文化のまち

- ① 地域文化・伝統文化の継承と発展
- ② 文化芸術への参加・創造の機会の創出
- ③ 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進
- ④ 多様な役割を持つ新たな図書館の実現
- ⑤ 生涯を通じたスポーツ活動の推進

文化芸術
生涯学習
スポーツ

5

活気とにぎわいを生みだす
産業と観光のまち

- ① 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの支援
- ② 持続可能な商店街に向けた活性化支援
- ③ 観光資源の活用による地域経済の活性化
- ④ 観光情報の発信強化と受入環境の整備
- ⑤ 消費者教育の推進と消費生活相談の充実

産業振興
観光振興
消費生活

6

共につくる地球にも人にも
やさしいまち

- ① 脱炭素社会の実現
- ② みどりのネットワークの形成
- ③ 省資源・循環型社会の形成
- ④ 良好な生活環境の保全
- ⑤ 人にも地球にもやさしい行動の促進

気候変動・脱炭素
循環型社会
生活環境

7

誰もが居心地の
良い歩きたくなるまち

- ① 地域の特性を生かした都市づくり
- ② 池袋駅周辺地域の再生
- ③ 交通安全対策の推進
- ④ 魅力ある公園づくり

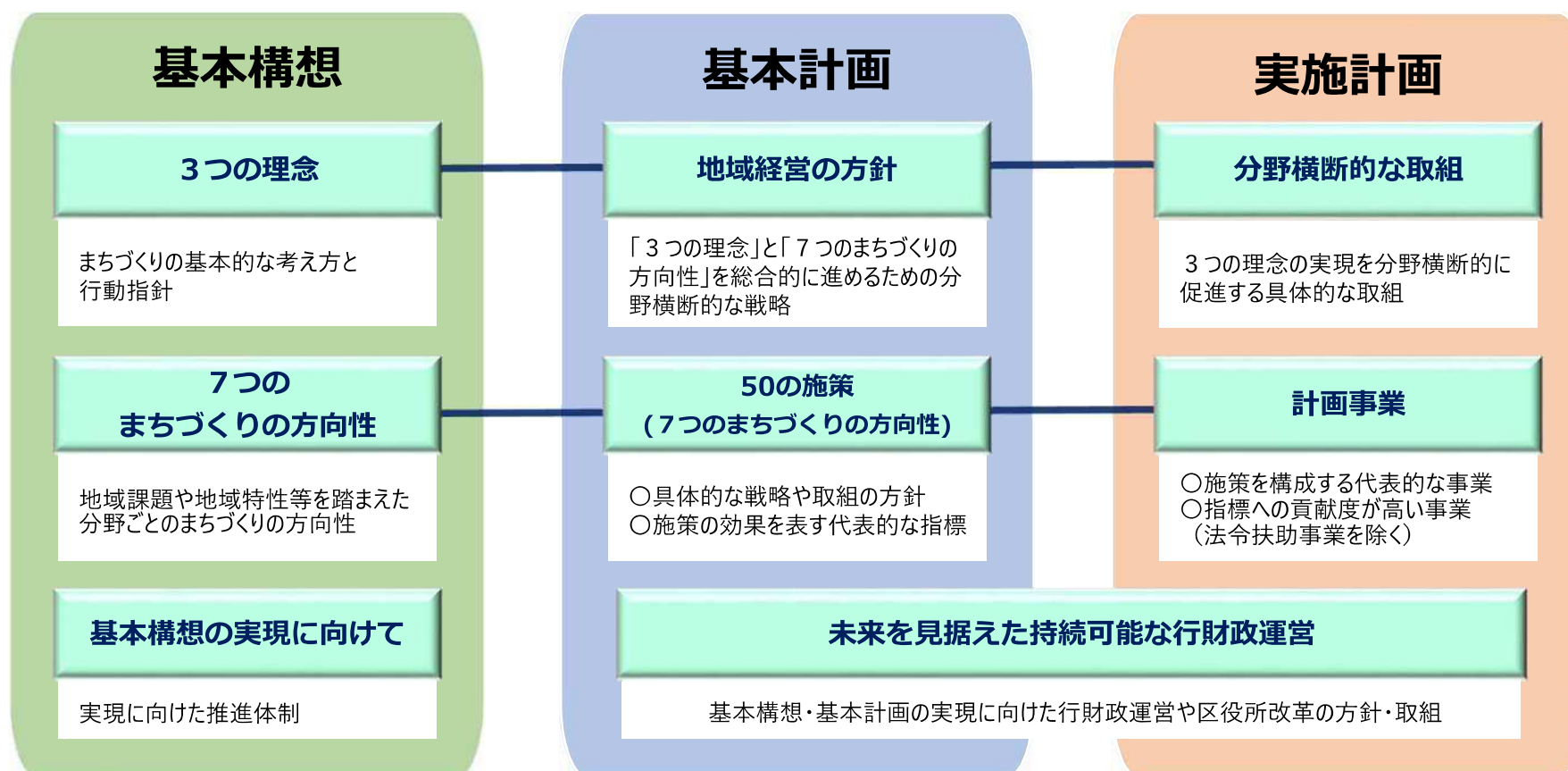
都市再生
景観
道路・交通
公園

2. 基本計画と実施計画の一体的な進行管理

基本計画では、基本構想の実現に向けて、地域経営の方針及び7つのまちづくりの方向性に基づいた50の施策と、未来を見据えた持続可能な行財政運営の取組方針を定めています。

実施計画では、基本計画を踏まえ、分野横断的な取組と計画事業(施策を実現するため、特に進捗管理を必要とする事業)、未来を見据えた持続可能な行財政運営に向けた具体的な取組内容を定め、必要に応じて毎年見直しを行います。

このように、基本計画と実施計画を連動させるとともに、目標に向かって効果的に取組が進んでいるかを確認するための指標を設定し、一体的に進行管理を行います。



第 2 章

7つのまちづくりの方向性

方向性1 「地域と共に支えあう安全・安心なまち」

概要

日本一の高密都市であり、有数の繁華街を有する本区は、多様な人々が住み、訪れ、行き交います。また、異常気象や新たな感染症、首都直下地震等、様々な危機的事象の発生リスクがこれまで以上に高まっています。

区民が安心して生活し、生命の危険に脅かされない強靱で安全・安心なまちの実現に向け、まち一体となって、ハード・ソフトの両面から実効性の高い対策を講じます。

また、区民ひろば等の拠点を中心として、国籍を問わず多様な世代の地域活動への参画を促進し、地域コミュニティの活性化を図ります。

さらに、住み慣れた地域で安心して住み続けられる住環境の整備を推進します。

1

地域と共に支えあう
安全・安心なまち

①-1 区民の生命を守る総合危機管理能力の向上	防災・減災 健康危機管理
①-2 区民防災力の向上	
①-3 災害時避難者・災害時要援護者対策	
①-4 災害に強い都市の実現	
② 地域における区民参画・協働の推進	地域コミュニティ 住環境 治安
③ 地域における活動・交流拠点の充実	
④ 良質で長く住み続けられる住環境の整備	
⑤ 治安対策の推進による地域防犯力の向上	



施策(1-①-1) 区民の生命を守る総合危機管理力の向上

目指す姿

○異常気象や感染症、いつ起きてもおかしくない首都直下地震等の様々な危機事象に対して、身体・生命に危険が及ばない強靱なまちを多様な主体とともに創りあげている。

現状・課題

頻発化する様々な危機事象の発生リスク

- 気候変動による記録的な猛暑やゲリラ豪雨等の都市型水災害の発生、世界規模での感染症の大流行、いつ起こるかわからない首都直下地震等、過去に経験したことの無い規模の災害が数多く起こるリスクが増加しているだけでなく、これらの災害が複合的に発生する可能性も高まっています。
- 区民の生命と暮らしを守るには、各施策における従来の想定を見直し、被害を最小限に抑える「減災」や、都市機能の早期回復の視点を重視し、多角的にリスクへの備えを強化し続ける必要があります。
- また、高齢者・障害者や乳幼児等、配慮を要する人への視点や多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討することも重要です。
- さらに、区が推進する公助の取組のほか、区民一人ひとりが自ら災害に備える必要性があることから、自助・共助の視点を踏まえ、多様な主体と連携して、区民の生命を守る強固な連携体制を構築することが必要です。

取組方針

あらゆる危機に対する基本姿勢

- 「人が主役のまち」の基盤となる強靱なまちを創るため、不燃化・雨水対策等のハード施策と各種訓練等のソフト施策を組み合わせ、実効性の高い取組を総合的に展開します。
- あらゆる危機事象への対応において、地域コミュニティの核となる町会、商店街、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、医療機関、消防団、教育機関、企業、区、災害ボランティア等の様々な主体が総力を挙げ、重層的かつ実効性の高い連携を行うための体制を構築するとともに、東京都とも連携し、災害時要援護者をはじめとして区民の生命を最優先で守ります。
- 震災や水害等、危機の種類に応じた実践的な訓練を実施することで、区職員による機動的な対応を可能とする庁内体制の強化を図ります。
- 危機発生時には関係機関と連携し、迅速な情報収集・分析を行うとともに、一斉情報配信システム、SNS等、様々な手法で、正確な情報をリアルタイムで発信し、区民等の適切な行動を促します。
- 防災協定都市との協定内容の見直しを図り、具体的な支援内容を盛り込んだ実効力のある協定とします。

あらゆる危機から区民の生命を守る

- 熱中症への対応については、予防のための注意を積極的に呼びかけるほか、企業等とも連携して、暑さから避難するための涼みどころの拡大に取り組みます。
- 風水害への対応については、雨水流出抑制のための透水性舗装等のハード面の整備とともに、適切な避難指示発出や避難支援により、人的被害を抑制します。
- 感染症への対応については、コロナ禍の経験を教訓として関係機関との連携強化を図り、感染予防対策と医療提供体制の構築、正しい情報発信と知識の普及啓発を推進します。
- 地震への対応については、木密地域の不燃化、建築物の耐震化、無電柱化等のハード整備とともに、各種訓練や自助・共助による地域防災力を高める取組を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「異常気象や感染症、首都直下地震等の様々な危機事象に対する強靱なまちづくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合[%]	22.3	22.5	22.7	22.9	23.1	23.3
活動指標	防災訓練・救援センター開設運営訓練の参加者数【人】	4,445 (2023年度)	4,650	4,750	4,850	4,950	5,050



施策(1-①-2) 区民防災力の向上

目指す姿

- 区民の多様性に応える救援センター(避難所)の開設や運営を区民が中心になって実施している。
- 区民の防災意識が向上し、多くの区民が防災備蓄等を行っている。

現状・課題

災害への備えの必要性

- 能登半島地震の発生に伴い、災害対策に関する意識が高まっていますが、時間の経過とともに風化されることが懸念されます。
- 防災対策は、感染症蔓延防止の観点からも、自らの身の安全は自らが守ること(自助)が基本であり、区民一人ひとりが災害に関する正しい知識を持ち、自主的に備えを心がけることが重要です。継続した呼びかけを行い、自助の意識を醸成する必要があります。

地域防災体制見直しの必要性

- 令和4(2022)年に改定された東京都の地域防災計画を踏まえ、区においても地域特性に応じた防災対策の強化が求められています。
- また、救援センターにおけるニーズの多様化や、訓練参加者の高齢化が進んでいます。共助による初動活動を円滑に進めるには、事業者や専門家等、様々な方の参加が必要です。
- さらに、多くの世帯が居住するマンションの防災対策が必要不可欠となっています。

取組方針

一人ひとりの防災意識の向上

- 避難行動を示したリーフレットや動画等により、在宅避難時に必要な行動や備蓄品の準備を幅広い世代に伝えとともに、防災フェスをはじめ、子どもから大人まで、災害について楽しく学べる場を提供することで、災害への備えを啓発します。
- 救援センター開設訓練への参加有無を問わず、平時から救援センターの運営方法や防災設備の取扱い要領等について確認できるよう、防災に関する動画コンテンツの充実を図ります。
- 小・中学校における防災教育やAED活用訓練を実施するほか、合同防災訓練等への積極的な参加を促し、子どもの頃からの防災意識の向上を図ります。
- 感震ブレーカーの普及、**ハザードマップの周知**、家具転倒防止、エレベータ停止への対応等、住環境によって変わるリスクについて普及啓発を進め、災害発生時の被害軽減に努めます。

共助による地域防災力の向上

- 各地域の町会を中心とした救援センター開設訓練等を、感染症対策や**タイムライン**を含め、**地域団体等と連携して**実践的に実施します。
- 防災士資格取得費用助成等により、災害時に活躍する地域防災リーダーを育成するとともに、若者や子育て世帯等、幅広い世代へ訓練の参加を促し、地域防災力の向上を図ります。
- 非常時の医療救護体制について、地域医療機関、災害ボランティア受入機関等との連携を深め、救援センター運営支援体制を確保するとともに、**区民への周知を図ります**。
- マンションについては、管理セミナーや、マンション単位での防災訓練等の機会を通じて、エレベーターキャビネットの設置や家具の転倒防止対策の必要性、救援センター開設訓練への参加を普及周知し、住民同士が互いに助け合えるような体制の構築を促進します。
- 外国人の防災意識の向上のため、**関係機関と連携した**普及啓発に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「災害に備えて家具転倒防止対策や家族分の備蓄をしている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	35.7	36.0	36.3	36.6	36.9	37.2
活動指標	災害ボランティア登録人数【人】	62 (2023年度)	65	72	80	90	100



施策(1-①-3) 災害時避難者・災害時要援護者対策

目指す姿

○震災発生時や水害等の発生が予見される場合に、すべての区民が適切な避難行動により安全な場所に避難し、避難先において安心して避難生活をおくることができる。

現状・課題

多様性に配慮した避難生活の確保

- 高齢者、障害者や乳幼児など、災害が発生した場合の避難等の対応に困難を伴うことが想定される方々は、生命の危険に脅かされるリスクがとりわけ高い現状があります。
- あらゆる区民の生命を守るためには、多様性を尊重したうえで、必要な支援を検討するとともに、平時から関係機関と連携した仕組みを構築することが必要です。

避難避難計画の作成の必要性

- 災害発生時は、避難の遅れが大きな被害につながることから、避難に時間を要する区民が発災時に円滑に避難行動をとれるよう、個別避難計画の作成を進める必要があり、令和5(2023)年度には、個別避難計画作成モデル事業を高田地域において実施しました。
- 個別避難計画の作成では、町会、関係事業者等との協力・調整のもと、避難支援者や計画作成に関する担い手の確保が必要です

取組方針

あらゆる区民の安全な避難生活を確保する

- 災害時に、救援センター等で安心して避難生活を送ることができるよう、災害時要援護者、女性、子どもをはじめ、外国人等も含めた多様な視点を国際的な基準も踏まえて取り入れ、救援センター等の環境改善、備蓄物資の拡充、多言語対応を含めたコミュニケーション手段・情報発信の強化を図ります。
- 負傷した方や避難生活による精神的ストレス等で体調を崩した方に対し、医療救護所等で迅速かつ適切な医療を提供するために、区内医療機関、医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会をはじめ関係機関との連携を強化します。
- 福祉救援センターを円滑に開設するため、指定されている障害・介護施設と開設訓練等を通じて連携を強化し、障害や疾病、介護が必要等の理由で、救援センターでの避難生活が困難な方が、安心して避難生活を送れる環境を速やかに提供します。

避難行動要支援者への支援体制構築

- 障害福祉・介護サービス事業者や町会等の地域防災組織、民生委員等の多様な主体と連携し、計画作成を支援する担い手を育成します。また、災害時要援護者の情報を地域と共有し、発災時に声掛けや避難支援がスムーズに行えるよう、区民の防災リテラシーの向上を図り、地域における共助の輪を広げます。
- 豊島区介護事業者災害対策連絡協議会と連携して、計画作成支援のスキームを構築し、個別避難計画の作成を希望する区民一人ひとりの特性に応じた避難計画の作成を着実に進めます。また、個別避難計画の作成を希望しなかった避難行動要支援者に対して、計画作成の意義の周知や、作成に向けた働きかけを継続して行い、作成者数の増加に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	災害時において、救援センターでの活動に協力する意向を示した防災士を配置した人数【人】	0	35	52	70	88	105
成果指標	個別避難計画の作成支援を希望した避難行動要支援者に対する計画作成割合【%】	2025年度開始	50	90	90	95	95



施策(1-①-4) 災害に強い都市の実現

目指す姿

○建物の不燃化・耐震化が図られ、道路、公園等の整備が進み、誰もが住み続けられる安全・安心なまちづくりが進んでいる。

現状・課題

災害時の被害拡大防止

- 本区は、狭い道路が依然として多く、公園等の空地が不足している地域もあります。
- 加えて、木造住宅密集地域は、区内の約4割を占めており、災害に対する脆弱性を抱えています。
- 幹線道路沿いの建物や、電柱の倒壊は、災害時の避難や消防活動に大きな影響を与えます。
- さらに、集中豪雨による道路冠水等、災害時の都市型被害が発生しています。
- いつ発生するか分からない災害に備え、狭い道路の解消、建物の不燃化・耐震化、道路の無電柱化、橋梁の健全な管理、都市型水害対策等、ハード面における被害の拡大防止を進める必要があります。

取組方針

地震に強い地域の基盤づくり

- いざという時に区民が安全に避難できるように、区内の狭い道路の拡幅整備を着実に推進するとともに、区道の無電柱化を計画的に進めます。また、木造住宅密集地域の防災生活道路の整備促進や、救援センターへの避難経路等の整備を図ります。
- 老朽化した建物の除却や建替え、耐震化を促進します。
- 木造住宅密集地域では、地域住民で構成されるまちづくり協議会や関係権利者の協力を得ながら道路や公園づくりを進めるとともに、**災害時に必要な防災設備を確保し**、延焼による焼失率がほぼ0%となる「不燃領域率70%以上」を目指します。
- 特定整備路線沿道の建替え促進や共同建替えの推進等、東京都の都市計画道路整備事業と連携したまちづくりを進め、延焼遮断帯の形成を図ります。
- 建物の倒壊による道路閉鎖等を防止するため、特定緊急輸送道路沿道建築物の所有者に対する耐震化の働きかけを強化し、沿道建物の耐震化100%を目指します。
- 地震等に強い道路、橋梁、建物を整備することにより、災害時にも迅速な復旧・復興が可能なまちづくりを進めます。

都市型水害の未然防止

- 大雨や台風による被害を抑えるために、東京都と連携し、透水性舗装の整備や雨水枳の適切な維持管理を行います。
- 災害に対する適切な水防対応を行うため、神田川の水位警報装置を適切に管理するとともに、道路冠水に備えた監視システムを構築します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	重点整備地域内の不燃領域率【%】	67.8 (2023年度)	70.0	70.0	70.0	70.0	70%以上
成果指標	狭あい道路拡幅整備率【%】	40.1 (2023年度)	42.0	43.0	44.0	45.0	46.0



施策(1-②) 地域における区民参画・協働の推進

目指す姿

- 国籍を問わず多様な世代が地域活動の担い手として参画し、地域コミュニティが活性化することで、地域における人々とのつながりや信頼関係が深まり、安全・安心、幸福度が高まっている。
- 公民の協働や地域団体の相互連携が進み、地域課題の解決に向けて共に協力し合っている。

現状・課題

地域コミュニティの結束力の低下

- 我が国は人口減少社会に突入し、本区でも、少子高齢化や孤立化、外国人との共生、新規マンション住民と地域住民との交流の希薄化等、新たな地域課題が生じています。さらには、自然災害リスクの高まりに伴い、その対策も喫緊の課題となっています。
- これらの課題に対して、地域に根ざした、効果的な解決を図るには、行政だけでなく、町会・自治会をはじめとする地域コミュニティとの協働が不可欠です。しかし、区民の価値観の多様化や、町会活動の担い手不足といった長年の課題が顕在化し、区民相互の結束力が低下しています。
- 今こそ、地域課題の解決のため、これまでつながりの薄かった若年層や現役世代、外国人等が地域コミュニティに参画する機会を促進し、町会・自治会やNPOなどの地域団体との協働をさらに推進する必要があります。

取組方針

地域コミュニティ(町会、区民ひろば、NPO等)の活性化

- 区が区民と共に、**また区民自らが**地域課題を解決するには、町会・自治会等の組織を強化し、地域コミュニティの活性化を図る必要があります。このため、若年層や現役世代の町会等への参画を促進し、デジタル化、SNS活用、イベント開催、情報発信の強化等を通じて、住みやすいまちの実現に向けて取り組みます。
- また、**災害発生時に**地域コミュニティの力が発揮できるよう、**日頃から**町会等のつながりを大切にし、顔の見える付き合い、お互いが声掛けしやすい環境づくりに取り組みます。
- 町会、区民ひろば、NPOをはじめとした、様々な地域コミュニティのネットワーク構築を推進し、さらに企業や大学等、地域貢献に意欲のある人々や団体とのマッチング・連携を支援します。これにより地域活動をさらに活性化させ、協働による地域課題の解決に積極的に取り組みます。

多様な主体による地域活動への参加促進

- 社会貢献に関心のある若者や女性、外国人等、多様な人々のつながりを促進し、組織や集団に属さない個人も含め、より多くの区民が自らの立場で地域活動に参加できる機会を提供します。
- 地域活動に関心がある区民や団体に対して、活動の始め方や効果的な進め方等、ニーズに合わせた講座やイベントを開催し、地域活動への参加を促進します。また、地域活動に対する事業費の補助を通じて、地域活動の発展と継続を支援します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「様々な地域活動団体やNPO、企業、大学、行政等の連携によるまちづくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	23.3	24.0	25.5	27.0	28.5	30.0
成果指標	区とNPO等との協働事業の実施数【件】	229 (2023年度)	250	260	270	280	290



施策(1-③) 地域における活動・交流拠点の充実

目指す姿

○区民ひろばや地域活動交流センターなど地域活動の拠点において、様々な区民のニーズを捉えた事業が展開され、区内で活躍する多様な地域人材や地域団体の連携及び交流が活発に行われている。

現状・課題

区民ひろばの再構築

- 地域コミュニティの拠点として、区内26か所で区民ひろばを運営しています。
- 幅広い世代の利用促進に向け、利用が少ない中学生から現役世代を対象とした施策を展開する必要があります。
- また、地域住民主体のNPO法人による自主運営を含め、地域コミュニティの拠点という観点から、区民ひろばを再構築する必要があります。

団体ニーズを捉えた施設運営の必要性

- コロナ禍を経て、地域団体は積極的に活動を展開しています。一方で、区民集会室については、利用率が伸び悩んでいます。
- 地域活動の一層の発展に向けて、団体のニーズを捉えた施設運営が必要です。
- より多くの区民・団体の利用を促進するため、地域活動交流センターや区民集会室の機能・利用環境の充実が必要です。

取組方針

新たな区民ひろばの実現

- 企業やNPO、社会福祉法人、大学等、多様な主体と連携し、地域特性に応じた特色ある区民ひろばをつくります。
- デジタル化を進め、地域特性やニーズを分析した事業を展開することで、区民ひろばの新たな利用者層を拡大させ、多様な世代・属性を持つ区民やグループの交流をさらに促進します。
- 健康的な暮らしと福祉の促進をサポートするほか、中学生から現役世代の利用を促進するため、コミュニティカフェ、スポーツ、アート、音楽などの多彩なメニューを展開し、あらゆる人の居場所としての「新・区民ひろば」を実現します。
- 区民ひろばの改築・改修を契機に、機能的なレイアウトへの見直しやバリアフリー化のさらなる推進、オンライン機能の充実を図り、赤ちゃんから高齢者、障害者、外国人など多様な方が気軽に安心して利用できる施設として整備します。

多様な区民や団体の活動・交流の促進

- 区内のNPOを支援する地域活動交流センターにおいて、対面の交流会に加え、SNSを活用した時間や場所にとらわれないコミュニケーションの場を設け、団体交流の促進を図ります。
また、区民ひろばと連携し、区民活動支援の一層の充実を図ります。
- 区民集会室においては、SNSを活用したりリモートなどの新たな活動方法にも適応する環境を整備するとともに、子育て世代や中高生の居場所の提供などの仕組みを整備します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区民ひろばの登録者数【人】	21,609 (2023年度)	23,000	24,000	25,000	26,000	27,000
成果指標	「地域活動のための施設やスペースがあり、子どもから高齢者までの多様な世代が交流している」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	31.3	32.0	32.5	33.0	33.5	34.0



施策（1-④） 良質で長く住み続けられる住環境の整備

目指す姿

○子育て世帯の定住化が進み、多様な世代・世帯に応じた質の高い住宅がバランスよく確保され、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる。

現状・課題

居住の安定確保

- 子育て世帯が増加する一方で、定住率は、伸び悩んでいます。また、高齢者・障害者・外国人等の住宅確保要配慮者の住まいの確保が課題になっています。
- 多様な世代・世帯が、住み慣れた地域で、安心して暮らし続けられる、ライフステージ・ライフスタイルの変化等に応じた住まいへの支援や、住宅確保要配慮者が住宅を借りやすい環境づくりが求められています。

住宅ストックの適正な維持管理

- 区内の住宅総数は世帯数を大きく上回っていますが、様々な世帯構成に対応した住戸が少ないことや、分譲マンションの適正管理、今後増加が予想される空き家への対応等が課題となっています。
- 多様な世代・世帯がニーズに応じた住戸を確保するためには、地域において多様で良質な住宅ストックが形成されていることが必要です。

取組方針

住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保

- 子育て世帯の「良質な住まいの確保」への支援や、子育て世帯と親世帯との同居・近居への支援等により、子育て世帯の定住支援に取り組みます。
- 民間賃貸住宅のオーナーに対して、住宅確保要配慮者の入居を断らないセーフティネット住宅等への登録の支援を行い、住み慣れた地域で暮らし続けられる住まいの確保を促進するとともに、社会福祉協議会、居住支援協議会、地域団体等との協働により、入居から入居後の生活支援まで、福祉施策と連携し、住宅確保要配慮者への切れ目ない支援体制の強化に取り組みます。
- 民間住宅を活用した、居住の安定のための新たな支援制度の検討を行います。

良質で長く住み継がれる住宅ストックの形成

- 子育て世帯に適した居住面積がある住戸の供給誘導を行うなど、民間活力を活用した多様な世帯構成・世帯規模に対応する住戸の整備を促進します。
- 分譲マンション管理組合に対して、適切な管理状況の届出の勧奨や、長寿命化についての積極的な情報発信、支援を行うことにより、組合員の当事者意識を高め、適正な維持管理を推進し、管理水準の向上を図ります。
- 空き家利活用に関する啓発や情報提供、管理不全な建物に対する指導や助言等により、空き家の適正な維持管理を推進するほか、不動産関係団体や空き家活用事業者と連携し、高齢者や女性、若者向けのシェアハウスや居場所等の整備を促進します。
- 区営住宅等の供給については、建替えや都営住宅の移管を基本として推進し、建替えにあたっては、区全体の住宅支援策と連動しつつ戸数の増を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「現在住んでいる地域に住み続けたい」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	81.0	81.5	82.0	82.5	83.0	83.5
成果指標	ファミリー世帯の構成割合【%】	19.1 (2023年度)	19.7	20.0	20.3	20.6	21.0



施策（1-④） 良質で長く住み続けられる住環境の整備

現状・課題

魅力ある住環境の形成

- 多様な世代が「住みたい、住み続けたい」と思え、安全・安心に暮らすことができる、地域の魅力を生かした住環境の創出が課題となっています。
- 防災性能や防犯機能が高く、人や環境にやさしい住まいづくりを推進することに加え、地域コミュニティの活動を促進する必要があります。



取組方針

愛着と誇りがもてる住環境の創出

- 防災や防犯に関する住宅設備の充実と対策の強化、地域コミュニティの形成による防災力・防犯力の向上を推進するとともに、緑化や省エネ対策等、環境へ配慮した健康的に暮らせる住宅・住環境の整備を推進します。
- **NPO・地域団体が運営する子ども食堂やコミュニティカフェ、コワーキングスペース等、地域における居住機能を支える居場所の創出を支援します。**



施策(1-⑤) 治安対策の推進による地域防犯力の向上

目指す姿

○区民や町会等の各種団体、事業者、警察その他関係機関との連携が強化され、公民が一体となって防犯活動に取り組み、犯罪のない誰もが安心して暮らせるまちを実現している。

現状・課題

社会情勢に即した治安対策

- 区内の刑法犯認知件数は、平成15(2003)年から減少傾向にありますが、社会情勢の変化が著しい中、子どもからシニアまでの各年齢層、性別、地域の特色等、それぞれの実態に即した治安対策を行う必要があります。
- 誰もが安心して暮らせるまちを実現するため、対応のための組織体制の構築と、関係機関との相互連携を強化し、犯罪等から区民を守る取組を継続する必要があります。

取組方針

公民一体となった治安対策の推進

- 誰もが安心して暮らせるまちの実現に向けて、全庁横断的な対策本部を設置して対応にあたりるとともに、警察をはじめとした関係機関との協働・連携を強化し、地域の様々な主体が持つ多様な視点を生かし、地域の自助・共助の気運を高めます。
- 特殊詐欺、危険ドラッグ、虐待、痴漢、性被害等から子ども・若者・女性・高齢者等を守るため、警察と連携した犯罪被害防止対策に取り組みます。
- SNSの活用及び講話・各種イベント等の様々な方法により、区民に分かりやすい防犯情報を積極的に発信します。
- 青色防犯灯付きパトロール車の365日運行による警戒や、区・警察・地域団体等、公民が一体となって実施する繁華街等における客引き対策・路上喫煙対策・違法看板対策等の環境浄化・防犯パトロールを推進し、犯罪の抑止を図るとともに、まちのイメージを向上します。

地域の実情に即した防犯対策

- 地域防犯パトロールの参加者の高齢化が進んでおり、若者を始めとした幅広い年齢層の区民や地元企業等の参加を促す必要があります。
- 町会等が設置した防犯カメラの経年劣化が進んでおり、防犯カメラの維持管理に対する支援が必要です。
- また、被害者の約8割を高齢者が占める特殊詐欺対策が喫緊の課題となっています。

地域防犯力の強化

- 地域防犯パトロールでは、若者からシニアまで幅広い年齢層や地域の企業等の防犯活動参加を促すことで、「ひとのつながり」を築き、相互に見守り合う地域の主体的な取組による防犯環境の構築を支援します。
- 犯罪の予防や事件捜査で活用されている街頭防犯カメラの設置・更新及び維持管理経費等に対する助成を行うことによる防犯環境の整備や防犯指導など、区と警察の連携した支援を強化し、地域全体の防犯力の向上を図ります。
- 特殊詐欺は、若者が安易に加害者として関わる恐れがあるため、犯罪に加担しないことを含めた普及啓発をするとともに、高齢者等に対して区で無償貸与している自動通話録音機の設置を促進するなど、警察と連携して特殊詐欺の根絶を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区内の刑法犯認知件数【件】	3,405 (2023年度)	3,200	3,100	3,000	2,900	2,800
成果指標	「治安が良く、安心して暮らせる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	39.1	40.0	45.0	50.0	55.0	60.0

方向性2 「子育てしやすく、子ども・若者が自分らしく成長できるまち」

概要

消滅可能性都市を脱却した本区が、持続発展するまちを実現するためには、きめ細かな質の高い子育て環境と子ども・若者目線のまちづくりが必要です。

また、家庭や子ども・若者が抱える悩みや困難は多様であり、一つひとつに寄り添った対応・支援が求められています。

切れ目ないぬくもりのある支援により、安心して子どもを産み育てられる環境づくりに取り組みます。

また、子ども一人ひとりが、個性や特長を生かして、笑顔で元気に、たくましく未来を切り拓いていけるよう、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して、すべての子どもの学びと成長を支えます。

さらに、子ども・若者が安心して過ごせる居場所を創出するとともに、自分らしく夢や希望を持って成長できるまちづくりを進めます。

2

子育てしやすく、子ども・若者が
自分らしく成長できるまち

①-1 妊娠期からの切れ目ない支援	子育て支援
①-2 未就学児の子育て世帯への支援	
①-3 保育の質の向上・保育サービスの充実	
①-4 課題を有する子育て世帯への支援	
②-1 就学前の子どもに対する教育	教育
②-2 未来を切り拓くための力を育成する教育	
②-3 一人ひとりに寄り添った教育	
②-4 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり	
②-5 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備	
②-6 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進	
③-1 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出	子ども・若者支援 社会的養護
③-2 多様な子ども・若者への支援	



施策(2-①-1) 妊娠期からの切れ目ない支援

目指す姿

○妊娠期から乳幼児期の子育て世帯が、必要な時に気軽に相談でき、つながり・見守られ続けることで誰もが安心して子どもを産み育てられる。

現状・課題

妊娠中からの孤独・孤立化への対応

- 核家族世帯が多く、祖父母世代の就労継続化等により育児サポートが得られにくい中、育児の孤独・孤立化が問題となっています。周囲のサポートが得られない「孤育て」の状態で、不安を抱えながら子育てをする状況が生じています。
- また、父親の育児休業の取得率が向上する中、父親の産後うつなど、父親のメンタル不調のリスクも高まっています。
- 加えて、今後も、外国人世帯の増加が見込まれることから、多言語による情報発信や相談対応が求められています。
- 妊娠期からの切れ目ない支援とともに、地域や民間団体と協力し、子育て世帯の支援ニーズを汲み取りながら、適切なサポートや情報を受け取ることができる環境づくりが重要となっています。

取組方針

こども家庭センターをはじめとした支援の充実

- 母子保健と児童福祉とが一体的に支援する機能を有する「こども家庭センター」が、それぞれの専門性を生かして、必要な支援を早期発見し、総合的な支援を実施することで、地域の中で安心して子育てできる環境を作ります。
- 全ての妊婦を対象とした面接や、乳児がいる世帯への訪問、産後ケア、見守り訪問等により、子育てにおけるリスクを早期に把握します。
- 健康面、精神面のフォローや、生活環境等について継続的に支援が必要な世帯に対して伴走型支援を行うとともに、関係機関や関係団体と見守り続けることにより、孤独・孤立化を防ぎます。
- 外国人世帯が適切な支援を受けられるよう、NPOや支援団体等と連携した多言語による情報発信や相談対応を強化します。
- 妊娠・出産を控えた母親・父親同士が集うイベントや講演会の開催等、参加者同士が意見や情報を共有できる機会を創出し、**親同士のコミュニティの形成を図ります。**
- 父親も支援を受けやすくなるよう、男性視点による情報の発信や、子育て情報を収集・交換できる場を提供します。
- 子育て世帯への情報提供や手続は、デジタル化により利便性を高めるとともに、SNS等を活用し、ターゲットを絞った積極的な情報発信を強化します。
- 「東部子ども家庭支援センター」の再整備の検討を進めるとともに、「こども家庭センター」の妊娠期から乳幼児期の子育て世帯に対する支援を拡充します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「妊娠・出産期からきめ細かな支援により、安心して子どもを産み育てることができる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	27.5	28.0	28.5	29.0	29.5	30.0
成果指標	サポートプラン作成数【件】	2024年度開始	60	70	80	90	100



施策(2-①-2) 未就学児の子育て世帯への支援

目指す姿

○就学前の子育て世帯が悩みを抱えこまず、孤立することなく、安心して子育てしやすい環境が整っている。

現状・課題

子育て世帯の悩みの多様化

- 子育て世帯の悩みは、子どもの成長過程による様々な変化があることに加え、子育て中の経済的・精神的負担感や、家庭環境等によって多様化していきます。
- 特に、在宅で子育てをする場合、社会との接点を持てないことにより、子育ての悩みや困りごとを世帯のみで抱えてしまう状況が生じやすくなっています。
- 未就学期においては、保育園・幼稚園で、配慮を必要とする子どもの数が年々増加しています。また、育児休業等、企業の制度も整い、夫婦の働き方が多様化したことによる新たな課題も生じています。
- 安心して子育てをするためには、子育ての悩みを抱える世帯の早期発見と課題解決が求められ、子どもの成長に伴走する様々な相談体制の整備が必要です。



取組方針

地域子育て相談機関の充実

- 子どもの成長に伴って生じる様々な心配事や悩みについて、身近な施設で気軽に相談できる「地域子育て相談機関」を整備し、未就学期の子どもがいる世帯を、早期に包括的に支援できる仕組みづくりを行います。
- 支援にあたっては、世帯における課題を保護者等と共に明確化し、保護者自らが課題を解決する力を養い、将来の課題を予測し回避できるよう、関係機関や民間団体等と連携して総合的な対応を図ります。
- 就労の有無に関わらず、保育施設を利用できる「定期預かり保育」や「一時保育」の利用、「マイほいくえん」の登録を促進し、子育て家庭の孤立防止と、育児不安や負担の軽減を図ります。
- 障害や発達に課題があるなど、配慮を必要とする子どもとその世帯については、こども家庭センターや児童発達支援センター、保育園、幼稚園等が連携し、それぞれの専門性を生かし、子どもの発達段階や特性に応じて多角的に支援します。
- 育児休業から復帰する世帯は、生活の変化や夫婦間の役割分担の変化から生じる課題が多くなることから、職場復帰のための準備講座や講演会の開催、企業と連携したワーク・ライフ・バランスの推進等、円滑な職場復帰をバックアップします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	マイほいくえん登録者数【人】	309 (2023年度)	321	328	334	341	348
活動指標	子ども家庭支援センター相談件数【件】	16,102 (2023年度)	16,120	16,140	16,160	16,180	16,200



施策(2-①-3) 保育の質の向上・保育サービスの充実

目指す姿

〇一人ひとりを大切にした質の高い保育により、多様な子どもたちが健やかに成長し、安心して子育てできる環境となっている。

現状・課題

区全体の保育の質の向上

- 〇 国は、「こども未来戦略」で、「保育の量の拡大から質の向上」への方針を示しました。
- 〇 本区では、令和2(2020)年度から5年連続して待機児童ゼロを維持するとともに、「豊島区保育の質ガイドライン」を策定するなど保育の質向上に取り組んでいます。
- 〇 特別な配慮が必要な子どもへの対応の充実やさらなる保育サービスの向上等が求められています。

保育需要の変化

- 〇 0～5歳児人口の減少や年度当初の保育施設の定員割れなど、保育を取り巻く環境は変化しています。
- 〇 今後、既存の保育施設を活用しつつ、地域の保育需要に大きく影響する大規模マンションの竣工、まちづくりの進展等に合わせた対策が必要です。

取組方針

特別な配慮が必要な子どもたちの保育の充実・地域の保育施設間の連携

- 〇 安全・安心な環境のもと、子どもが心身ともに健康に育ち、多様な経験ができる保育サービスを提供するため、文化体験の機会の創出、遊び場の拡大、特別保育の実施、保育人材の確保・育成、安全対策の強化、巡回指導・指導検査の充実等に取り組めます。
- 〇 区立保育園では、子ども家庭支援センターや児童相談所等と連携し、特別な配慮が必要な障害児、医療的ケア児、外国籍・要支援家庭の子どもを受け入れ、子どもと保護者の支援に取り組むとともに、その知識や経験を私立保育園や地域型保育事業所と共有し、様々な課題を抱える子どもを支える体制を強化します。
- 〇 区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を生かし、小学校との円滑な接続や人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するとともに、区立保育園を中心とした地域の保育施設間の連携により、日常的な子どもの交流や保育士の学び合い等、保育の質向上に取り組めます。

保育需要に応じた保育定員・保育施設の確保

- 〇 区立保育園では、地域の保育需要に対応した定員調整を実施するとともに、私立保育園や地域型保育事業所と連携して、必要な保育定員の確保や定員の適正化に取り組めます。
- 〇 大規模マンションの竣工等に伴う対策として、既存の保育施設において定員の確保に取り組むとともに、新たな認可保育園を整備するなど、局地的な保育需要の増加に対応します。
- 〇 中長期的な区立保育園の整備方針を策定し、今後求められる区立保育園の役割への対応や計画的な施設更新を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「需要に応じた保育サービスが提供されている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	26.1	26.6	27.1	27.6	28.1	28.6
成果指標	待機児童数【人】	0	0	0	0	0	0



施策(2-①-4) 課題を有する子育て世帯への支援

目指す姿

○課題を有する子育て世帯に適切な支援がなされ、子育ての喜びを感じられる。

現状・課題

家庭環境の多様化と複雑化

- 子どもの発育や発達に課題がある子育て世帯からの相談は年々増加傾向です。
- 子育て世帯が抱える課題の背景は、生活困窮、ひとり親、保護者の傷病や障害、DV被害、養育困難等、多様化・複雑化しています。
- 支援にあたっては、就労環境や生活環境のほか、経済状況や養育費の受け取り状況等を含めた、それぞれの世帯の状況に応じたきめ細かな対応が求められています。
- 多様な課題を抱える子育て世帯に適切に対応するには、地域や関係機関が一体となった支援体制を整える必要があります。

取組方針

課題を有する子育て世帯に向けた相談・支援体制の充実

- こども家庭センターにおける見守り訪問等のアウトリーチを積極的に実施し、課題を有する子育て世帯を早期に発見し、適切な支援につなげます。
- 要保護児童対策地域協議会の関係機関や関係団体との連携を強化するとともに、区と民間団体等が一体となった支援を実施し、多様な課題を抱える世帯を支援します。
- 医療的ケア児や発達障害児、難病の子ども、**多胎児**等、様々な支援が必要な子どもを育てる世帯に対し、医療的ケア児等支援協議会や発達障害者支援ネットワーク会議等を通じて、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等の関係部署が連携し、相談体制の強化と支援の充実を図ります。
- 家事・育児に負担感、不安感を感じる世帯に対し、育児支援ヘルパーの派遣やショートステイを実施することで、不安感・負担感を軽減します。
- 困難な状況に陥りやすい、ひとり親世帯や特定妊婦(支援が必要と認められる妊婦)に対して、伴走型の支援を行うことで、自立した生活の実現を目指します。
- DV被害や様々な事情により居所がないなどの困難を抱えた女性や母子の緊急保護と相談支援の充実により、安全の確保と生活再建を図ります。
- **経済的な困難を抱える世帯の子どもに対して、企業や団体等と連携し、成長していく上で必要となる様々な体験の機会を創出します。**

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
活動指標	子育てエール(子育て世帯見守り訪問事業)のエスカレーション件数【件】 ※エスカレーション件数……継続対応に引き継いだ件数	5 (2023年度)	27	27	27	27	27
成果指標	居所のない女性・母子(DV被害者含む)を保護対応した件数【件】	42 (2023年度)	45	45	45	45	45



施策(2-②-1) 就学前の子どもに対する教育

目指す姿

- 生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育が行われている。
- 幼稚園や保育園等の幼児教育施設の種類を問わず、就学前の子どもが小学校へ円滑に接続している。

現状・課題

幼児教育の重要性

- 幼児教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、就学前の子どもに質の高い幼児教育が求められています。
- 幼児教育に関わるすべての者が相互に連携し、質の高い幼児教育を提供するとともに、特別な支援が必要な子どもや外国籍の子ども等、全ての子どもが健やかに成長できる環境を整えていく必要があります。

幼児教育施設と小学校の円滑な接続

- 幼児教育においては、遊びを通して小学校以降の学びの芽生えを培い、小学校ではその学びをさらに伸ばしていくことが求められています。
- 区立幼稚園だけでなく、私立幼稚園や公立・私立保育園を含めた幼児教育施設全体で小学校との円滑な接続が可能な仕組みを検討していく必要があります。

取組方針

幼児教育の質の向上

- 幼児教育に関わる教員・保育士の資質向上のための合同研修等を実施し、すべての公立・私立の幼稚園・保育園で、「幼稚園教育要領」や「保育所指針」に記載されている「思考力の芽生え、豊かな感性と表現、健康な心と体」等、幼児期の終わりまでに育ってほしい姿を目指した幼児教育を、**子どもの成長や個性を尊重したうえで推進します。**
- 地域人材やNPO団体等と連携し、文化・芸術・音楽、**自然環境に触れる**などの体験機会を増やすことで子どもたちの人格形成の基礎を育成します。
- 区内の幼児教育の拠点となる「幼児教育センター」を**設置し、その機能等を広く周知**するとともに、今後増加が見込まれる特別な支援が必要な子どもに対しても、質の高い教育が提供ができるよう、各幼児教育施設へ幼児教育アドバイザーを派遣し、幼稚園教諭・保育士への個別指導も行います。
- 「幼児教育センター」による相談窓口を充実させ、家庭で保育する保護者の悩みに応じた支援を行います。

保育園・幼稚園・小学校連携の強化

- 子どもに関する情報交換や年間行事の共有等を行う「保幼小連絡会」を小学校学区単位で開催し、幼児教育に関わる幼稚園教諭・保育士と小学校教員の交流を行うことで、小学校と各施設間の連携や協力がしやすい**統一的な環境**を整備します。
- 就学後の1年生が安心して小学校生活を過ごせるよう、幼稚園・保育園の子ども同士の異年齢交流を行うだけでなく、小学校の授業や運動会への参加を促進するなど、小学校との交流活動を充実させ、「小1プロブレム」を解消します。
- 幼稚園教諭・保育士・小学校教員合同によるアプローチ・スタートカリキュラム研修を実施し、幼児教育施設と小学校で切れ目ない教育を行います。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	学校・園は、関係諸機関(保育園や幼稚園、小学校、中学校)と連携を図っていると思うと肯定的な回答をした人の割合【%】	74.3 (2023年度)	77.0	79.0	81.0	83.0	85.0
活動指標	保幼小連絡会の開催数【回】	2024年度 開始	22	44	44	44	44



施策(2-②-2) 未来を切り拓くための力を育成する教育

目指す姿

- 子ども一人ひとりが、どのような家庭環境であっても、元気にたくましく育ち、柔軟に対応できる知識・能力を身につけている。
- 豊かな体験を通して、心身ともに健やかに成長している。

現状・課題

学習機会と学力の保障

- 一人1台タブレットパソコンの整備により、学校にもSociety5.0の時代が到来しました。子どもの発達段階に応じて、ICT機器を有効活用し、子どもが主体的かつ意欲的に学べる環境整備が必要です。
- 教員は、デジタルや外部人材等を活用し、子ども一人ひとりの学習状況に応じた教育活動に取り組む必要があります。

豊かな心と体の育成

- コロナ禍での行動制限の影響で、体力の低下やコミュニケーションに困難を感じる子どもが増加しました。
- 子どもが安心して毎日を楽しく過ごせる学校づくりを進め、体力増進につながる活動や心に残る体験活動を創出し、心身ともに健やかな成長を図ることが必要です。

取組方針

主体的・対話的で深い学びを引き出す授業改善

- 教員は、デジタル教科書やタブレットパソコン等のICT機器を効果的に活用した学習等で、子ども一人ひとりに「わかる・できる」喜びや楽しさを実感させる質の高い授業を行い、それぞれの子どもが学んだことを活用しながら、学習課題を主体的に解決する学習方法や、他者の多様な意見に触れながら協働して探究を進める学習方法を体験を交えながら確立します。
- 地域人材や大学等と連携し、子どもに多様な経験の場を創出することにより、新たな気づきや発見につなげ、子どもの興味や可能性を引き出します。
- 小・中学校連携教育として9年間を見通した指導を確立し、子どもの中学校進学への不安を軽減します。小・中学校間で子ども同士が交流する機会を設けることで、子どもの社会性を高めるための育成をします。

心身の健やかな成長に向けた多様な学びの提供

- 子どもの豊かな人間性を育てるために、平和・人権、国際理解教育を推進するとともに、自然体験、スキー教室等の宿泊行事を実施し、普段の生活では味わえない体験と仲間意識が芽生える集団活動の機会を創出します。
- 運動・スポーツを楽しんでいると感じる授業を実践するとともに、定期健康診断、歯科健診、歯磨き指導等の健康教育を通して、子どもの健康維持・増進に対する意識を高めます。
- 地域人材と連携し、今後の進路実現に向けた意欲を高める取組や、スポーツ・芸術に関する専門的な指導を受けられる取組を実施します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

種類	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区で実施する児童・生徒の意識・意向調査「授業の理解度」【％】	小 56.7 中 41.8 (2023年度)	小 59.0 中 46.0	小 60.5 中 48.5	小 62.0 中 51.0	小 63.5 中 53.0	小 65.0 中 55.0
成果指標	区心理調査「自己肯定感」の設問における肯定的回答率【％】	小 69.8 中 74.2 (2023年度)	小 75.0 中 78.5	小 77.5 中 80.5	小 80.0 中 82.0	小 82.5 中 83.5	小 85.0 中 85.0



施策(2-②-2) 未来を切り拓くための力を育成する教育

現状・課題

いじめの防止と対応の充実

- 小・中学校では、日々子どもたちの変化を見逃すことがないように、「学校いじめ対策委員会」を核とし、組織的に見守りを行っています。
- いじめの態様が様々であることを踏まえ、状況に合った対応が求められています。
- いじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底するために、教職員がいじめの定義を正しく理解し、子どもの状況を把握していかねばなりません。
- 日頃から関係機関等と連携を図り、複数の立場から子どもを見守る体制を構築することが課題です。



取組方針

組織的で確実ないじめ対応

- 学校は、「学校いじめ防止対策基本方針」を定期的に見直し、教職員・保護者・学校運営協議会委員等の地域の方々と方針を共有しながら、協働して、子どもたちが安心して学べる環境を整えます。
- 区独自の「いじめ対応フローチャート」を作成し、いじめを認知した際、すべての学校で子どもや保護者の思いに寄り添った対応を行います。
- 日頃らいじめを許さない心を育てるために、児童会・生徒会活動として、子どもが自ら考え、行動する取組を推進します。
- 学校の教育相談の充実を図り、教職員による組織的な相談対応を子どもと保護者に対して行うとともに、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等への相談機会についても確実に周知します。
- 子どもに心理調査を実施するとともに、教員がいじめやストレスの状況を把握し、早期に対応できる体制を構築します。
- いじめの問題について、家庭・学校・教育委員会のほか区関係部署や地域団体等が組織横断的に連携するとともに、スクールロイヤーによる早期支援を充実します。



施策(2-②-3) 一人ひとりに寄り添った教育

目指す姿

○子ども・保護者に向けた相談体制が整備され、状況に応じたきめ細かな支援が実現している。

現状・課題

不登校の子ども数の増加

- 本区のみならず、国、東京都においても不登校の子ども数は過去最高を記録しており、学業不振や生活リズムの不調等、その要因は様々です。
- 子どもの不安や悩みを解消するとともに、学校への復帰等に向けた多角的な支援が必要です。

特別な支援を必要とする子ども数の増加

- 特別支援教育に対する理解の広がりや、海外からの転入者の増加等、学校で求められる特別な支援のニーズは様々です。
- 障害のある子どもや日本語が苦手な外国籍・外国にルーツのある子ども等、増加する特別な支援を必要とする子どもが、安心して学校へ通えることを可能とする対応が必要です。

取組方針

学校と関係機関が連携した組織的できめ細かな不登校支援

- 不登校の子どもたちの学校復帰や、自身で考え、行動し、生きていく力を育む社会的自立を目的として、不登校対策総合計画を策定します。
- 学校が不登校傾向を早期に把握し、スクールカウンセラーによる教育相談、スクールソーシャルワーカーによる家庭支援、不登校対策支援員による学習・自立支援等を行う校内教育支援センターを全ての中学校に設置します。
- 新たに設置するチャレンジクラス(スリジエ)、教育センターにある適応指導教室(柚子の木教室)、ICTを活用した悩み相談や学習指導を通じて、学校への復帰や社会的自立を支援します。また、NPOやフリースクール等の関係機関と連携し、多様な学びの環境を確保します。

学校における特別な支援体制の充実

- 障害の有無や国籍に関わらず、子どもが安心して学ぶことができ、安全で過ごしやすい教育環境を整備します。
- 「千川中学校複合施設」において、教育相談と発達相談の連携をより強化し、幼児期から学齢期までの切れ目ない支援を実現します。
- 子どもの成長や発達に伴う問題や悩みについて、就学相談や教育相談、**福祉や保健等の関係部署が連携しながら**、包括的な支援体制の整備と強化を図ります。
- 特別な支援を必要とする子どもが安心して登校できるよう、特別支援教育指導員や学級運営補助員等が一人ひとりに応じてきめ細かく支援します。
- 日本語が苦手な「外国籍や外国にルーツのある子ども」に対して、巡回指導や通級指導を行い、学校生活に必要な日本語を習得させることで、学ぶ意欲を高めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	不登校の児童生徒が学校や関係機関から専門的な支援を受けている割合【%】	89.8 (2023年度)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
成果指標	教育相談利用者数【人】	495 (2023年度)	500	503	505	508	510



施策(2-②-4) 子どもが安心していきいきと過ごせる居場所づくり

目指す姿

○子どもにとって、安心して自由に過ごせる居場所が充実している。

現状・課題

子どもを取り巻く社会生活の変化

- 共働き世帯の増加によって、登校時間まで子どもが自宅で一人で過ごすケースが増えているとともに、放課後には、子どもスキップ等、自宅以外で過ごす時間が長くなっています。
- 子どもが安全・安心な環境のもとで、充実したプログラムとともに遊びや学習等、思い思いに過ごせる居場所が必要です。

地域支援の必要性

- コロナ禍を経て、人間関係の構築に悩む子どもが増え、学校や社会からの孤立化が懸念されています。
- また、少子化や教員の長時間労働が問題となっており、学校単位での部活動が維持できなくなっています。
- 学校だけでなく、地域人材や企業、大学等と連携し、地域全体で子どもの居場所づくりを支える必要があります。

取組方針

子どもスキップなど子どもの居場所の充実

- 子どもスキップの施設環境の充実を図るとともに、業務のDX化等を進め、職員が子ども一人ひとりに向き合う時間を確保し、保育の質を向上させます。
- 登校時間までの子どもの見守りを行うなど、小学校進学を機に子どもの預け先がなくなる「小1の壁」を解消するとともに、障害児を含む子ども一人ひとりが安全・安心に過ごせる場所を確保します。
- 子どもスキップにおいて、子どもが安心して過ごし、文化・芸術・スポーツ等、様々な体験をすることができる環境を確保するため、地域人材や企業、大学と連携し、学童クラブや放課後子ども教室のプログラムの充実に取り組みます。
- 常設プレーパークだけでなく、公園等で開催する出張プレーパーク事業を充実させ、子どもの遊びや学びの機会を確保します。

地域と支える居場所づくり

- 「にしまる一む」等、NPOや地域の協力のもと、子どもが悩みを相談でき、気軽に話ができる居場所を確保します。
- 地域人材や大学と連携し、「としま地域未来塾」を開催するなどにより、学習習熟度に不安を持つ子どもの学習習慣の定着と学力向上を支援するとともに、同年代の子どもや学習支援員とのコミュニケーション・相談を通して、悩みや不安の解消を図ります。
- 区民ひろばや区民集会室等を活用し、学習支援ボランティアの活動を支援することで、子どもが家庭の事情に左右されることなく学ぶことができる学習の機会と場を創出します。
- 地域の外部指導者や「チームとしま」をはじめとする企業等と連携し、子どもが生涯にわたって様々な文化やスポーツに親しむことができるよう、**学校現場の状況と子どものニーズを踏まえながら、学校を含む地域全体で部活動の地域連携・地域移行を推進します。**

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	放課後子ども教室に参加した児童数【人】	16,323 (2023年度)	21,580	23,660	25,740	27,820	30,000
成果指標	自分の好きなことに打ち込んでいると感じる小中学生割合【%】	92.7 (2023年度)	94.0	96.0	98.0	98.0	100.0



施策(2-②-5) 子どもの学びと成長を支える教育環境の整備

目指す姿

- 計画的な学校改築や改修等により、時代のニーズに即した質の高い教育を行う環境が整っている。
- 教員が心身ともに健康で、やりがいを持って、いきいきと子どもたちと向き合っている。

現状・課題

学校施設の老朽化

- 区立小・中学校の校舎の30%が築60年を超えており、未改築校では学校施設の老朽化に加え、設備面において学習環境に課題があります。
- 抜本的な解決のためには、改築工事期間中の仮校舎地を確保の上、学校改築を着実に進めていく必要があります。

教員が働きやすい職場づくり

- 教員の長時間労働が社会問題化する中、本区は、平成31(2019)年度に「豊島区学校における働き方改革推進プラン」を策定し、学校閉庁日の設定や出退勤システムの導入等、長時間労働の是正に向けた取組を行ってきました。
- 一方で、依然として長時間労働を行う教員が一定割合存在し、こうした状況を背景に、教員採用選考の受験率の低下による教員数不足、精神疾患による休職者や早期退職者の増加傾向があり、教員が心身ともに健康で安心して働ける職場環境を整備する必要があります。

取組方針

計画的かつ着実な学校改築・改修等の実施

- 学校施設の老朽化や設備面における課題を解決するため、計画的な学校改築を推進し、**最適な設備を整えた、安全・安心な学習環境を確保**します。
- 改築を進めるためには一定の期間を要するため、改築の時期が遅くなる学校については、予防保全に基づく大規模改修を着実にを行うとともに、学習情報センターの整備やバリアフリー化等、子どもたちの安全確保と学習環境の改善に取り組みます。
- 一人1台タブレットパソコンの計画的な更新とともに、ネットワーク機器やプロジェクター等の基盤整備を進め、学習環境の質の向上を図ります。
- 改築に際しては、エコスクール化等、環境面での充実を図るとともに、救援センターとしての機能の向上、地域コミュニティの活動拠点としての集会室や多目的ホールの整備等により、子どもだけでなく、地域住民にも開かれた学校づくりを進めます。

教員業務の軽減・効率化の推進と教員を支える体制の強化

- 管理職が出退勤システムのデータを活用して、教員一人ひとりの在校時間を把握し、健康状態の確認や仕事の進め方等に関する指導・助言を行います。また、働き方改革の好事例を他校に紹介し、長時間労働の縮減に**努め、ワークライフバランスの向上を図ります**。
- 教員の業務効率化を推進するため、教材作成等を行う学習支援システムと成績処理等を行う校務支援システムのさらなる向上を図るなど、業務のDX化を推進します。
- 教員が抱える悩みや様々な問題に対して、LINEを活用した相談窓口の設置や、臨床心理士等が教員と面談を行うアウトリーチ型相談事業を実施し、メンタルヘルス対策の充実を図ります。
- 学校の教育力の向上を図るため、教員一人ひとりのキャリアに応じた研修等を充実させるとともに、地域住民や企業との協働により、教員業務をサポートする人材を積極的に活用します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	改築済(工事中含む)の小中学校数【校】	10 (2023年度)	11	11	11	11	12
成果指標	「仕事を通して、自分の成長を感じていると思う」と肯定的な回答をした教職員の割合【%】	2025年度 開始	70.0	75.0	80.0	85.0	90.0



施策(2-②-6) 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

目指す姿

○学校との信頼関係のもと、保護者や地域住民等が積極的に学校運営に参画し、地域全体で子どもを見守り、育てる教育活動が展開できている。

現状・課題

学校だけでは解決できない課題の増加

- 子どもたちを取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑化・多様化し、学校だけでは解決できない課題が増えています。
- 学校や地域の中で子どもたちが健やかに成長するためには、地域と保護者、学校が一体となり、地域ぐるみで学校を運営していく必要があります。

地域人材・資源の有効活用

- 社会は人と人との結びつきにより成り立ち、多くの人が支え合いながら暮らしています。また、人は多様な経験を積むことで、豊かな感性や社会性を身につけます。
- 子どもが地域に愛着を持ち、将来の地域の担い手として育っていくには、地域の人材や資源を有効活用し、地域全体で子どもの成長を後押しする必要があります。

取組方針

地域とともにある学校へ

- 安全・安心な学校づくりや、SDGsの活動を通じて築いた地域と学校のつながりを生かし、学校と保護者や学校運営に関わる地域住民・団体等がともに知恵を出し合い、学校運営に意見を反映する仕組みである「コミュニティ・スクール(学校運営協議会)」を全校に導入することで、学校・地域・保護者・PTAが連携し、地域全体で子どもたちの健やかな成長を育む体制を構築します。
- 各学校の取組をホームページ等で広く発信し紹介することで、地域の「コミュニティ・スクール」に関する理解を深め、全校への導入を促進します。
- 地域住民と学校をつなぐ機能を強化し、地域における人材の積極的な活用や、大学・企業・NPO等と連携を図ることで、子どもたちの学びや体験の場を充実させます。

地域に育まれ、地域を愛する子どもの育成

- 子どもたちと地域の人たちとの交流の場を創出し、家庭や学校だけでは学ぶことが難しい体験活動を通して、仲間と協力し、自分達の力で目標を達成する経験を積むとともに、地域との関わり大切さや社会性を育み、これからの地域社会の担い手を育成していきます。
- 子どもたちが長崎獅子舞等の地域に根づいた歴史・文化や、東京手描友禅等の時代を超えて受け継がれてきた伝統工芸等に触れる機会を創出し、郷土の文化を学び、郷土を愛する心を育みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「学校はコミュニティ・スクールを推進し、保護者・地域住民等が学校運営に参画し、学校と一体となって子どもたちを育む体制を構築していると思う」に肯定的な回答をした人の割合【%】	70.0	73.0	76.0	79.0	82.0	85.0
成果指標	児童・生徒の地域への愛着【%】	小6: 91.4 中3: 89.6 (2023年度)	小6: 93.0 中3: 90.8	小6: 93.7 中3: 91.4	小6: 94.0 中3: 92.0	小6: 94.7 中3: 92.6	小6: 95.0 中3: 93.0



施策(2-②-6) 学校と家庭・地域が連携した教育活動の推進

現状・課題

家族形態の多様化による子育て不安

- 核家族化やひとり親家庭、共働き世帯の増加等といった家族形態の多様化により、7割程度の保護者が子育てに悩みや不安を感じています。
- すべての教育の出発点である家庭教育は、子どもの心身の調和のとれた発達を図るうえで重要であり、家庭教育への支援を充実していく必要があります。



取組方針

家庭教育への支援体制の強化

- 親子のコミュニケーションを豊かにするため、家庭教育に関する情報発信を充実させるとともに、PTAに対する各種研修会の開催や、PTA活動の支援等を通して、子どもを育てる体制を整えます。
- よりよい親子関係づくりや、地域の役割をともに考えるきっかけの場として、保護者や地域住民に対して家庭教育に関する参加型の講座等を開催し、家庭教育力の向上を図ります。
- 「コミュニティ・スクール」等の場を活用して、保護者や地域住民と教育施策・家庭教育支援に関する意見交換の機会を積極的に創出し、学校、家庭、地域住民が一体となって、子どもの健やかな成長を支える体制を整備します。



施策(2-③-1) 子ども・若者の社会参画・活動の場の創出

目指す姿

- 子どもの権利を尊重し、成長段階に応じた意見表明・参画の機会が確保されている。
- 子ども・若者の居場所が確保され、活動の場が充実している。

現状・課題

子どもの権利を取り巻く環境の変化

- 令和5(2023)年4月、こども基本法が制定され、「こどもまんなか社会」の実現を目指す「こども大綱」が閣議決定されました。
- 子どもは、意見表明・参画の主体であり、個として尊重され、最善の利益を図ることが求められています。
- 区民の「子どもの権利に関する条例」への理解を深め、子どもの権利を保障する取組が必要です。

孤立化する子ども・若者の増加

- コロナ禍以降の生活環境の変化によって、生きづらさを抱え、孤立化する子どもや若者が増えています。
- 区内には中高生の居場所として中高生センタージャンプを2地区に設置していますが、子ども・若者が安心して自分らしく過ごせるよう、さらなる居場所の拡充や、若者の活動の場の創出が必要です。

取組方針

子どもの意見表明・参加の促進

- 子ども基本法や子どもの権利に関する条例の趣旨・内容について、子どもの成長段階に応じたPR、地域・学校と連携した周知・啓発活動等を進め、区民理解を促進します。
- 子どもの権利相談室(ふくろう相談室)の機能強化やアウトリーチにより、子どもの権利侵害の早期発見・早期改善を図ります。
- 小・中学校における委員会活動・生徒会活動・部活動や、中高生センタージャンプにおいて、子どもの意見を**反映した事業を実施する**などの取組を推進し、子どもの主体的な活動を支援します。
- 子どもレターや子ども会議等を通じて得た施策に対する子どもの意見を区政に反映させるように努めるとともに、意見に対する取組内容を子どもたちにフィードバックすることで、区政への参画意識を高めます。

子ども・若者が安心して過ごせる居場所・活動の場の創出

- 区内で居場所を提供する団体で構成される「居場所会議」や、若年女性支援のプロジェクトチームである「すずらんスマイルプロジェクト」のネットワークを活用し、安心して過ごせる居場所の提供等、若者支援の強化・充実を図ります。
- 子ども・若者が置かれた様々な状況に寄り添い、孤立を防ぐよう、地域住民や企業・NPO団体等と連携した新たな居場所や活動の場の創出に取り組みます。
- 中高生センタージャンプの機能充実や区民ひろばとの連携等により、中高生・若者の居場所を拡充します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「子どもの権利に関する理解が進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	13.0	14.4	15.8	17.2	18.6	20.0
成果指標	中高生センタージャンプ及び子どもスキップ「利用者会議」参加延べ人数【人】	6,364 (2023年度)	6,390	6,405	6,420	6,435	6,450



施策(2-③-2) 多様な子ども・若者への支援

目指す姿

○多様な子ども・若者へのきめ細かな支援が行き届き、すべての子ども・若者が夢や希望を持っていきいきと生活できている。

現状・課題

支援が必要な子ども・若者の増加

- ヤングケアラー・ケアリーバー・医療的ケア児・外国籍の子どもへの対応等、支援が必要な子どもや若者は増加傾向にあり、その状況は複雑化・多様化しています。
- 様々な課題を抱える子ども・若者への支援は学校や家庭だけでなく、地域全体でのサポートが必要です。また、早期に、支援を必要としている子ども・若者にアクセスし、必要な支援を行う体制の整備が求められています。

増加する虐待等への対応

- 令和4(2022)年度に児童相談所を開設し、子ども家庭支援センターとの両輪による児童虐待防止を図っています。
- 児童虐待対応件数は増加傾向にあり、また虐待等により家族と離れて暮らす子どもの数も増加傾向にあると推計されています。
- 児童虐待の予防強化とともに、家族と一緒に暮らすことができない子どもを社会的に養育する環境を整備することが求められています。

取組方針

子ども・若者に向けた相談・支援体制の充実

- タブレット等でつながることができる多様な相談窓口の周知や子どもの相談啓発キャラクターの活用により、子ども・若者の相談に対する心理的なハードルを下げ、早期に必要な支援につなげます。
- 学校や地域のイベントを通して、子どもと区民に広くヤングケアラーについて周知啓発する機会を創出するなど、「ヤングケアラーにやさしいまちづくり」を推進します。
- 関係機関、支援団体、地域住民が連携し、医療的ケア児や発達障害児、難病等の多様な子ども・若者とその家族に対して、保健、医療、福祉、子育て、保育、教育等すべての担当部署が一体となって早期発見・早期支援を行うための相談体制と支援の充実を図ります。
- 児童発達支援センターにおける専門相談の体制を強化するとともに、千川中学校複合施設移転後は、教育センターの教育相談・就学相談との連携を強化します。

虐待や暴力から子どもを守る取組の強化

- 要保護児童対策地域協議会の関係機関や関係団体との連携を強化し、児童虐待や養育に困難を抱える家庭で育つ児童の早期発見と早期支援を行うとともに、研修や区民向け講演会、街頭キャンペーン等により、児童虐待の予防や暴力防止の普及啓発を推進します。
- 一時保護や立ち入り調査、さらには親権停止の家庭裁判所への申し立てなど、必要に応じ、児童相談所に与えられた法的権限を最大限に活用し、児童の最善の利益を守る取組を推進します。
- 児童養護施設の設置について検討を進めるとともに、家庭養育優先の原則に基づいた里親委託の推進により、区の社会的養護の充実を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	発達相談から専門相談につながった割合【%】	31.7 (2023年度)	55.0	56.0	57.0	58.0	59.0
成果指標	里親等委託率【%】	32.3 (2023年度)	34.3	35.0	36.3	38.1	38.9

方向性3 「生涯にわたり健康で、地域で共に暮らせる福祉のまち」

概要

少子高齢化や核家族化、単身世帯の増加が進展する中、地域の人間関係が希薄化する一方で、区民の生活課題は複雑化・複合化しています。孤独・孤立対策等のきめ細かな支援や、自ら健康を守り育む環境づくりが求められています。

住み慣れた地域でいきいきと暮らし続けられるよう、すべての相談窓口でどんな悩みごとでも受け止め、早期に相談につなぎ、制度の狭間を作らず包括的に支援する体制を強化し、本人が望む社会とのつながりや自立した生活を地域で支えあうまちづくりを進めます。

また、区民一人ひとりが健康を意識し、生活習慣の改善等につなげる取組を展開するとともに、感染症をはじめとする様々な健康危機に備える地域医療体制を構築します。

3

生涯にわたり健康で、
地域で共に暮らせる福祉のまち

①-1 どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化	高齢者・障害者等の自立支援 地域福祉 権利擁護
①-2 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化	
①-3 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり	
①-4 年齢や障害にかかわらず、いきいきと生活し続けるための支援	
①-5 暮らしやすく、社会につながる環境の整備	
①-6 共に支えあい、思いやりあふれる地域づくりの推進	
①-7 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上	
②-1 健康に関する気づきの推進	健康・地域医療 保健衛生・健康危機管理
②-2 こころと体の健康づくりの推進	
②-3 健康危機管理の強化	
②-4 地域医療体制の充実	



施策(3-①-1) どんな悩みごとでも受け止める相談体制の強化

目指す姿

○支援を要する区民が適切な相談支援につながるができる。

現状・課題

相談内容の複雑化・複合化

- 8050問題、ダブルケア、社会的孤立、生活困窮、虐待、犯罪被害等の相談は、その要因が複雑であるため、単独の相談窓口による対応が難しくなっています。
- 複雑化・複合化する相談に対応するには、様々な部署や関係機関が連携し、組織や制度の垣根を超えた取組が必要です。

地域における相談機会の減少

- 地域住民のつながりが希薄化し、困りごとを抱えた区民が、地域の中で気軽に相談できる機会が減っています。
- コロナ禍の長引く自粛生活により、経済活動が停滞し、生じた孤立の深刻化をはじめとした生活課題への対応も含め、支援を必要とする区民が適切な相談・支援に、早期につながるための体制構築が必要です。

取組方針

すべての相談窓口でどんな悩みごとでも受け止め、適切な支援につなぐ

- すべての福祉相談窓口で、どんな悩みごとでも包括的に受け止め、適切な窓口につなげる相談支援体制を整えます。
- 各分野の専門的な支援の仕組みを生かしながら、地域ケア会議や在宅医療連携推進会議、発達障害者支援ネットワーク会議等、多職種・多機関による会議体の充実を図り、きめ細かな相談支援を行います。
- 単独の組織・分野では対応が困難な課題に対し、関係部署と民間支援機関との相互連携による、一体的・重層的な相談支援体制を強化し、一人ひとりの状況に応じた適切な支援につなぎます。
- 犯罪被害者やその家族等に対し、東京都、警察、被害者支援都民センター等と連携しながら、被害者等に寄り添った支援を行い、住み慣れた地域の身近な相談窓口として、安心できるサポートを提供します。

身近な相談先の充実及び要支援者の早期発見

- 支援の対象者が必要とする支援と相談窓口の情報が行き届くよう、身近な地域の相談先となる民生委員・児童委員や、区民ひろばに配置しているコミュニティソーシャルワーカー(CSW)、区内社会福祉法人が共同で運営する「福祉なんでも相談窓口」の各種相談活動を区民に発信し、地域における相談機会の充実を図ります。
- 地域福祉推進の担い手である民生委員・児童委員の充足率を高めるとともに、その活動を支援し、区民にとって最も身近な相談先の充実を図ります。
- 継続的・積極的なアウトリーチ活動を行うことで、「支援を必要とする人」や「支援が必要であるにもかかわらず、自ら支援を求めない、求めることができない人」の早期発見に取り組みます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「福祉に関する相談体制が充実しており、身近な相談窓口を安心して利用できる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	25.5	26.0	26.4	26.9	27.3	27.8
成果指標	コミュニティソーシャルワーク事業による個別相談支援件数(延べ)【件】	10,158 (2023年度)	12,400	13,300	14,200	15,100	16,000



施策(3-①-2) 住み慣れた地域で暮らし続けられる支援体制の強化

目指す姿 ○ライフステージに応じて、必要な支援を受けることができ、いつまでも住み慣れた地域で生活できる。

現状・課題

- 権利擁護と切れ目ない生活支援
- 加齢や障害等により判断能力が低下することで、日常生活や社会生活に困難をきたす人がいます。
 - 住み慣れた地域でいつまでも生活し続けるためには、本人の意思に寄り添い、日常的な見守りをはじめとする、切れ目ない支援が必要です。
 - 高齢になっても障害があっても、地域で安心して生活するためには、介護保険制度や障害福祉サービスといった各サービスの利用が必要となる前から、本人の意思が尊重されるような支援体制が求められています。
 - また、生活をするうえで生じる様々な課題に対し、ライフステージを通じ、住まいや施設整備を含めた重層的な支援を行っていく必要があります。

取組方針

- 区民自らの意思を尊重し、意思決定を支援する権利擁護の取組
- 加齢や障害等により、判断能力が低下する以前から、終活あんしんセンターや、地域福祉権利擁護事業を活用し、金銭管理や契約行為等、日常生活にかかる将来の不安や困りごとに対して、区民の意思に沿った支援を行います。
 - 判断能力の低下が進行した場合は、生活のあらゆる場面での権利侵害を防ぎ、自らの意思決定を尊重するため、成年後見制度のさらなる利用促進を図ります。
 - 権利擁護支援の中核機関を担う社会福祉協議会をはじめ、弁護士・司法書士、社会福祉士等の専門職や関係機関との連携を強化し、区民一人ひとりの状況に応じた支援を推進します。また、区民後見人の育成・活躍支援を行い、成年後見制度の普及啓発とともに、多様な担い手による支援体制の充実を図ります。

- 地域で暮らし続けるための包括的で切れ目ない支援
- 高齢者には、日常的な見守りのほか、必要に応じ、介護・医療や各種生活支援サービス等により在宅生活を支援するとともに、ニーズに沿った地域密着型サービスの整備を進めます。
 - 障害児・者には、日常生活用具給付事業、医療的ケア児(者)支援事業等、自立を支える施策を充実させるとともに、地域生活支援拠点コーディネーターによる支援や、親なき後も地域に住み続けられるよう、グループホーム等の整備を進めます。
 - 生活困窮、ひきこもり、様々な生きづらさ、8050問題、ヤングケアラー等、複合的な課題を抱える人や家族に対し、分野横断で包括的・重層的な支援を行います。
 - 専門相談員の配置等により、住宅確保困難者に対する入居前から終結期までの一貫した住まいの支援体制を強化し、区と社会福祉協議会や居住支援法人等、幅広い分野の関係者・団体との連携により、見守りや介護・医療へのつなぎなど、様々な生活課題の解決を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	成年後見制度の利用者数【人】	580 (2023年度)	600	610	620	630	640
成果指標	「高齢者や障害者、生活困窮者等が、必要な支援を受けながら安心して日常生活を送ることができる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	21.2	21.7	22.2	22.7	23.2	23.7



施策(3-①-3) 社会とのつながりや参加を支える仕組みづくり

目指す姿

○誰もが社会とのつながりや参加を通じて、自らの持つ力を発揮し、その人らしい生活をしている。

現状・課題

孤独・孤立に関連する社会問題

- コロナ禍以降、新たに生活困窮に陥る方が増え、自殺、虐待、DV、ひきこもり、8050問題等、孤独・孤立に関連する問題が深刻化しています。
- 誰もが健康で、安心して生活できるよう、日頃から人とつながる機会をつくり、孤独・孤立を生まないことが重要です。

就労困難者への対応

- 社会との関わりへの不安、生活習慣、年齢や障害、社会経験の不足等、様々な課題により、就職のあっせんだけでは就労が難しい方がいます。
- 就労に困難を抱え、生活困窮に陥る人に対しては、雇用(就労あっせん・職業訓練等)と福祉分野(障害者・生活困窮者等の就労支援施策)の一層の連携強化が必要です。

取組方針

孤独・孤立を生まない仕組みづくり

- 地域住民や地域団体、企業、行政等の連携を生かし、孤独・孤立の視点を取り入れた取組を強化することにより、SOSの声をあげやすい社会を実現します。
- 一人ひとりが、自分らしくいきいきと過ごせるよう、コミュニティソーシャルワーカー(CSW)や生活支援推進員、ひきこもり相談員等の活動により、本人が望む社会とのつながりが実現できるよう支援します。
- 福祉・子育て支援・教育・文化・スポーツ・まちづくり等、様々な分野において居場所づくりなど、つながりを生む取組を公民連携で推進します。
- 区民の交流のきっかけとなる、様々なイベントや地域住民の交流の場である区民ひろば等の取組について、区民に届くよう情報発信を行います。

多様な働き方に向けた支援の推進

- 人との関わりや体調に不安を抱えるなど、早期就労に課題を抱える方については、本人の希望を尊重した支援プランを作成し、就労意欲喚起のためのカウンセリングや、就労に対する不安解消のための就労体験等、個々の課題に応じた就労支援を行います。
- 遠隔操作型分身ロボットや超短時間雇用等の新たな障害者雇用モデルに取り組むなど、企業や商店街等と連携し、相談者の希望と特性に応じた働き方が可能な就労支援を行います。
- 就労後は、就労先や就労支援員、その他関係機関が連携し、対象者一人ひとりの状況に応じたきめ細かな支援を行い、就労継続のための支援を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「地域の中で、支援を必要とする人を見守り、支え合うような人と人とのつながりがある。」について肯定的な回答をする割合【%】	14.7	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0
成果指標	くらし・しごと相談支援センターにおける就労準備支援事業対象者のうち就労を開始した人の割合【%】	67.8 (2023年度)	75.0	77.0	78.0	78.5	79.0



施策(3-①-4) 年齢や障害にかかわらず、いきいきと生活し続けるための支援

目指す姿

- 年齢に関わらず、心身の健康づくりのための活動に主体的に取り組むことができ、地域で活躍している。
- 障害に応じて、自己表現できる楽しみや活動の場がある。

現状・課題

健康寿命の延伸の重要性

- 75歳以上の人口が増加し、介護が必要となる方の増加も見込まれているため、健康寿命を延伸する取組の重要性が増しています。
- 「フレイル」についての区民の理解を促進するとともに、健康づくりや趣味等の区民主体の活動に、多くの区民が参加できる仕組みの構築が必要です。

障害による様々な活動の制約

- 障害者に対する意識調査において、「運動やスポーツに興味があるが行っていない」は41.1%、「文化芸術に興味があるが取り組んでいない」は40.8%と、興味があっても活動に取り組めていない現状があります。
- 障害のある方の様々な状況に応じ、運動や文化芸術活動に気軽に親しめる活動の機会や場の提供が求められています。

取組方針

介護予防・健康づくりの推進

- 高齢者クラブをはじめとした地域のつながりのほか、興味・関心に応じて参加できる介護予防を目的とした区民主体の活動への参加を促し、**元気な高齢者を増やします**。
- フレイル対策事業を介護予防センターや区民ひろば等を活用し、区内全域で展開するほか、専門職によるアウトリーチにより、地域における介護予防活動が、より効果的に行われるよう支援します。
- プレフレイル、フレイル状態にある高齢者の早期把握や、機能維持・改善に効果的な事業の充実を図ります。また、生活習慣病等の重症化予防のため、健診結果に応じた保健指導を介護予防事業と一体的に実施します。
- シルバー人材センターや企業、地域団体等の多様な主体との協働により、就労的活動等、多様な活動を通じた高齢者の健康で生きがいのある生活を支援します。

障害者の多様な自己表現や体験等の活動支援の推進

- 障害に応じて、からだを動かしたり、スポーツの楽しさを味わうことができ、仲間と集うことの喜びを体験できるような機会やイベント等、活動の場を提供します。
- まちかど美術展やときめき想造展等の文化芸術活動を通して、障害者の製作の喜びや意欲の向上を図るとともに、様々なジャンルの障害者アートに区民が身近に触れる機会を増やすことで、障害者理解の促進を図ります。
- 地域活動支援センターや福祉的就労の場に限らず、公民連携により、障害のある人もない人も共に余暇活動や創作活動を行うことで、障害者の活動の幅・機会の拡充を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「高齢者や障害者等が、社会参加し、交流しながら、いきいきとした生活を送っている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	16.7	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0
成果指標	障害者スポーツや文化イベントの参加人数【人】	607 (2023年度)	665	700	735	770	805



施策(3-①-5) 暮らしやすく、社会につながる環境の整備

目指す姿

○誰もがいつでも必要な情報を得ることができ、外出しやすい環境が整っている。

現状・課題

外出に支障をきたす様々な要因

- 移動が困難で、外出時に支障をきたす高齢者や障害者を含めたすべての人にとって安全・安心に外出できる環境整備が求められています。
- 建築物や歩道、公園等のハード面と、一人ひとりが他者を思いやり行動できるソフト面のバリアフリーを一体的に進め、地域全体に広めていく必要があります。

情報格差の拡大

- 日常生活の様々な場面において、情報の取得が困難な高齢者、障害者、外国人等に情報の格差が生じています。
- 全ての区民が等しく同じ情報をリアルタイムで享受できるよう、障害特性や一人ひとりの状況に配慮した取組が必要です。

取組方針

まちのバリアフリー推進による外出支援

- すべての人にとって安全で安心して外出できる「ユニバーサルデザイン」に配慮したまちづくりを進めるため、移動等に困難を有する人の視点や意見を踏まえ、誰もが快適に使いやすいトイレの設置、歩道や公園出入口の段差を解消します。
- 支援が必要な場面では、当事者の「困りごと」に周囲の人が気づき、適切に行動し、対応することができるよう、バリアフリーに対する意識啓発に取り組み、ハード・ソフトの両面から、まちのバリアフリー化を推進します。
- 行政や事業者が、障害のある方と共に合理的な配慮に取り組むことで、身体障害や知的障害等があることで、飲食店への入店や芸術鑑賞ができないといった社会的バリアの取り除かれた環境の整備を働きかけます。

情報アクセシビリティの向上

- 日常生活に関わる情報や災害時の緊急情報について、迅速かつ正確な発信が可能となるよう、障害特性や外国人等に配慮した、音声や文字の変換、点字・手話や多言語化等の対応を行うとともに、公共施設や民間事業者に関するバリアフリーマップの更新を行います。
- 高齢者や障害者が、リアルタイムな情報を取得するためには、スマートフォンやタブレットを使いこなせることが有効です。身近な区民ひろば等を活用し、使い方教室、個別相談等を実施するなど、情報格差を解消する取組を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「まちのバリアフリー環境が整備され、日常生活に支障がないまちになっている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	18.2	19.7	21.2	22.7	24.2	25.7
成果指標	65歳以上で要介護認定を受けていない方のスマートフォンの所持率【%】	78.0 (2023年度)	79.0	79.5	80.0	80.5	81.0



施策(3-①-6) 共に支えあい、思いやりあふれる地域づくりの推進

目指す姿

○人と人が理解し、支えあいながら、暮らせるまちとなっている。

現状・課題

地域のつながりの希薄化

- 少子高齢化や核家族化の進展、単身世帯の増加といった地域社会を取り巻く環境の変化に伴うプライバシー意識の高まり等を背景として、地域住民のつながりが希薄化している状況にあります。
- さらに、コロナ禍により、高齢者や障害者等のこれまで支援を必要としていた方に加え、既存の福祉制度では十分に対応しきれない女性、外国人等が抱える課題が顕在化してきています。
- それらの多様で複雑な課題への対応にあたって、あらためて地域での支えあいの重要性が問われています。
- そのため、区民や地域団体、企業等の多様な主体が、地域で支援を必要とする方への理解を深めるとともに、地域の支えあい活動に関心を持ち、参加しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

取組方針

地域における支えあい活動の促進と担い手確保

- 区民ひろばに配置するコミュニティソーシャルワーカー(CSW)が中心となり、地域のネットワークの構築、様々な地域団体活動の活性化を図るとともに、誰でも食堂等、支えあい活動の立ち上げ支援や、担い手の育成を行います。
- 支援が必要な人への関わり方について、地域福祉サポーターや介護予防サポーターをはじめ、各種サポーター養成講座等を実施し、地域で活躍できる担い手の育成に取り組めます。
- 高齢者、外国人、ひきこもり状態にある人等、対象者別の支えあい活動への支援を継続するとともに、特定の世代や対象を限定せず、地域で活動したい人や団体をつなぎ、支援者同士のネットワークを構築します。

様々な支援を必要とする方や家族に対する理解の促進

- 認知症に対する地域の理解を深めるため、認知症サポーター養成講座の開催による、見守り支援を行う認知症サポーターの養成、民間と協働しながら認知症カフェを開催など、認知症のある人にやさしいまちづくりに取り組みます。
- ひきこもりやヤングケアラー等、様々な困難を抱える方について、講演会の開催等を通じて区民の理解を促進していくとともに、相談窓口や支援団体の取組等の周知を行います。
- 区民ひろばや企業・学校等で、障害に応じた声かけやサポート方法を学べる区民向け講座を開催し、交流の促進を図るほか、新たにSNSによる配信を行うことで、障害者への理解を深めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	コミュニティソーシャルワーク事業の地域団体等支援・連携件数【件】	2,777 (2023年度)	2,900	3,000	3,100	3,200	3,300
成果指標	「認知症の人や障害者などの支援を必要とする方に対する区民の理解が進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	9.1	10.0	12.0	14.0	16.0	18.0



施策(3-①-7) 福祉人材の確保・支援と福祉サービスの質の向上

目指す姿

○区内で働き続けられる福祉人材を確保することにより、サービスの安定的な供給が図られ、支援を必要とする人が適切で良質なケアを受けることができる。

現状・課題

福祉人材の深刻な不足

- 福祉サービスを提供し、高齢者や障害者の生活を支える根幹は福祉人材です。
- 今、労働人口の減少や離職者などの急増により、福祉人材が不足し、サービスの量と質の確保が困難となっています。
- 福祉人材の安定的な確保・定着に向けた取組と、福祉サービス提供者の資質向上に向け、研修の充実や、資格取得に向けた支援が求められています。

適正なサービス提供と虐待防止対策

- 福祉サービス事業者や介護者による虐待・不適切ケアに関する相談・通報件数が増加しています。また、法令等の理解が不十分なサービス事業者が見受けられます。
- 事業者に対しては、適切なサービス提供ができるよう指導し、介護者に対しては、知識不足の解消や介護負担軽減等の支援を行うなど、虐待を未然に防ぐ必要があります。

取組方針

福祉人材の確保・養成・定着支援

- 福祉人材の魅力をホームページ等で発信するとともに、ハローワークや、「としま福祉事業協同組合」をはじめ、事業所と連携した就労フェアや就職相談会を実施するなど、福祉人材の確保に努めます。
- 国籍や年齢を問わず、経験や職層に合わせた様々な研修を実施するほか、介護に関する各種資格取得費用助成等、福祉人材の養成と定着に向けた取組を強化します。
- 福祉サービス提供者、相談支援従事者等の業務軽減のため、介護ロボットやAI、ICT等の活用について、普及促進に取り組みます。
- 将来にわたって福祉人材の安定的な参入を促進するため、中高生等の若年層を対象として、福祉現場の体験や仕事の魅力を積極的に発信します。

事業者支援と介護者等のスキルアップ

- 高齢者や障害者に対する不適切な対応や虐待を未然に防止するため、区民への普及啓発を図るとともに、事業者への研修や指導を実施します。
- 福祉サービス事業者に対しては、第三者評価の定期的な受審を奨励し、各種基準に沿った適正な運用を図るとともに、質の高いサービスが安定的に提供されるよう、計画的な指導・支援を実施し、事業者の自律性を高めます。
- 利用者からの苦情に対しては、公平性を確保するため、社会福祉協議会等の第三者機関が適正に対応します。また、区民が相談しやすい相談窓口を周知します。
- 介護者の介護負担を軽減するため、介護者向けの講座の開催や、当事者間の相談・情報交換ができる家族会等の活動を支援します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「支援を必要とする人に適切で良質な福祉サービスが提供されている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	15.7	17.0	18.0	19.0	20.0	21.0
成果指標	介護サービス及び障害福祉サービス指摘事項改善件数【件】	228 (2023年度)	291	304	304	317	317



施策(3-②-1) 健康に関する気づきの推進

目指す姿 ○区民一人ひとりが自らの健康を意識し、より良い健康状態の実現に向けて行動できている。

現状・課題

- 区民の健康への関心の低下
- 健康診査は受診率が50%を下回り、未受診理由の第1位が「忙しいので受診出来ない」「時間が合わないから」ということから、公私とも多忙にあり、特に受診率の低い壮年層に対する受診勧奨が必要です。
 - 「としま健康チャレンジ！」事業参加者は堅調に推移していますが、週2回以上運動習慣がある区民は43.4%に留まるなど、健康への関心度は個人差があります。

- がん死亡者減少と禁煙率向上
- がんは区民の死亡原因の第1位であり、早期発見に資するがん検診は、50代までの壮年層において受診率が低調な状況です。
 - また、喫煙や受動喫煙は、がん発症リスクとなることが明らかになっているため、たばこに関する正しい知識の普及啓発と喫煙者への禁煙支援を行い、たばこによる健康被害をなくす必要があります。

取組方針

- 早期の気づきと生活習慣の改善
- 特定健診は、区内160以上の医療機関で受診できること、また忙しい壮年層の区民でも受診可能な、平日夜間や土日、休日の健診を実施している医療機関があることを医師会や医療機関等と連携して周知するとともに、定期的な健診の受診が自らの健康増進の元となることを積極的に発信します。
 - 区民が、自らの健康状態を認識し、生活習慣の改善等の行動変容に結びつけられるよう、無理なく楽しみながら、健康に対するチャレンジを後押しする事業を展開します。
 - 日常生活の中で健康について気軽に取り組めること等、有益な健康情報に触れる機会を増やすことで、区民の健康に対する関心を高めるとともに、健康についての知識を得られるよう、情報発信を強化します。

- がん検診受診率の向上と受動喫煙のない環境づくりの実現
- 壮年層の検診受診率向上のため、「5がん検診(胃・肺・大腸・子宮・乳がん)のチケット一斉発送」「未受診者への再勧奨」等を継続しつつ、SNSの活用等、対象者に応じた新たな勧奨方法に取り組みます。
 - 学業、子育て、治療と仕事の両立等、ライフステージ(小児・AYA世代、勤労者、高齢者)に応じた支援を行い、がん罹患しても、自分らしく生きられるような環境整備を推進します。
 - 区民がたばこによる健康被害について学ぶことができるよう、SNS等、様々な媒体を通じた普及啓発を行います。
 - 自身の力だけでは禁煙できない喫煙者に対する禁煙支援を行い、たばこによる健康被害から喫煙者だけでなく、子どもも家族も守ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	特定健診受診率【%】	35.0 (2023年度)	38.0	39.0	40.0	41.0	42.0
成果指標	「がん・生活習慣病等に関する正しい知識を得ることができ、がん検診や各種検診が受けやすい環境にある」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	46.9	55.0	55.5	56.0	56.5	57.0



施策(3-②-2) 心と体の健康づくりの推進

目指す姿

- バランスの良い食生活や運動習慣など、健康的な生活習慣が定着し、性別やライフステージに応じた健康づくりが充実している。
- こころの健康への理解が促進され、周囲の方による支え合いが進んでいる。

現状・課題

年代・性別ごとの様々な健康課題

- 若年層の食生活、高齢者の口腔のトラブル、若年女性の「やせ」や40歳代以上の「肥満」等、年代や性別によって健康課題は様々です。
- 女性の健康については、自分の身体に関することを自分自身で決められる権利の観点からの健康増進対策が求められます。
- 年代や性別に応じた健康づくりや健康課題の早期発見をしやすい環境づくりが必要です。

メンタルヘルス不調者への早期対応

- コロナ禍でのライフスタイルの変化等から、精神の不調や疾患を抱える方が増え、自殺、うつ病、若者のオーバードーズ等、こころの健康課題への理解と支援が不可欠となっています。
- 近年、ストレスに対する個人の対処能力も少しずつ高まっていると考えられておりますが、こころの健康を保つためには、セルフケアや早めに相談できる体制が必要です。

取組方針

ライフステージに応じた健康づくりの充実

- 自分や家族の健康について気軽に相談・学習できる機会を増やすなど、若年期からの生涯を通じた健康づくりを進めます。また、保育付き講座や、対象者の年代やニーズに応じた健康づくり事業を関連機関や企業、大学等と連携して実施するとともに、デジタル技術を活用した健康情報の発信、電子申請、多言語対応等を行います。
- リプロダクティブ・ヘルス・ライツの視点を踏まえ、女性特有の疾患やホルモンバランスの変化による健康への影響・プレコンセプションケアなどを含めた女性の健康づくりを進めます。
- 健康寿命の延伸のため、年代や生活にあわせた適切な栄養が摂れる食生活、歯科疾患予防と口腔機能維持等の歯と口腔の健康づくり、日常的に身体を動かして運動をするなど、すべての年代を通じた健康的な生活習慣づくりを進めます。

こころの健康への理解促進と相談しやすい体制づくり

- メンタルヘルスに対する正しい知識や、ストレス対処方法等のセルフケア、周囲の方による見守りの方法を周知するなど、こころの健康に対する理解の普及啓発に取り組み、こころを元気にする環境づくりを進めます。
- メンタルヘルスの問題を抱える家族や同僚等の悩みや変化等といった、自殺のサインに気づき、声をかけ、見守ることができる「ゲートキーパー」、こころの病気についての正しい知識と理解に基づいて傾聴を中心とした支援を行う「心のサポーター」を養成します。
- こころの不調について早期に発見・相談しやすい体制づくりに取り組み、「こころ」と「いのち」を支えあう自殺・うつ予防対策を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「健康づくり支援が充実していて、心身の健康に気をつけて生活できている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	30.0	32.0	34.0	36.0	38.0	40.0
成果指標	区民の65歳健康寿命【歳】 ※65歳健康寿命…65歳の人が要支援認定を受けるまでの平均的な年齢	男性80.72 女性82.80 (2022年)	男性80.92 女性82.85 (2024年)	男性81.02 女性82.87 (2025年)	男性81.12 女性82.89 (2026年)	男性81.22 女性82.91 (2027年)	男性81.25 女性82.93 (2028年)



施策(3-②-3) 健康危機管理の強化

目指す姿

○感染症のまん延防止や食中毒予防の体制が強化され、安心して住み続けられる。
○まち全体で熱中症予防のための対策が講じられ、夏季も健康を保つことができる。

現状・課題

様々な感染症流行のリスク

- コロナ禍以降、感染症に対する意識は高まっています。流行時の基本的な対策への理解が進んだ一方、新型コロナウイルス感染症が5類へ移行し、感染対策が緩和されて以降、様々な感染症の流行がみられます。
- 感染症流行時に迅速な対応ができるよう、平常時から備えや、感染症の種別に応じた予防が必要です。

飲食店等の食中毒リスク

- 本区は繁華街があり飲食店が多いため、食中毒リスクが高く、毎年5件程度発生しています。
- 特に、小規模店舗や外国人事業者に対する衛生監視の強化が必要です。

猛暑による健康被害

- 気候変動により、記録的な猛暑が続いています。特に高齢者や持病のある方、乳幼児の健康に影響があるため、対策が必要です。

取組方針

感染症予防及びまん延の防止

- 感染症流行に関するSNS等を活用した的確な情報発信、感染症予防の正しい知識の普及啓発、予防接種を推進し、様々な感染症のまん延を防ぎ、区民の生命及び健康を保護します。
- 国や東京都、医師会等と連携して、平常時から必要な資材の整備・備蓄に努めるとともに、地域医療体制の整備や感染症対応訓練等を実施し、脅威となる感染症のパンデミック(世界的大流行)発生時における迅速な対応に備えます。
- パンデミック発生時には、疫学調査の実施等により、感染拡大防止を図るとともに、状況に応じた保健指導・療養支援を行い、安心して療養できる環境をつくり、区民の社会生活への影響を最小限にとどめます。

飲食店等の食中毒対策

- 衛生管理の導入促進と定着支援のため、事業者に対し衛生講習会を開催します。
- 小規模店舗や外国人事業者においてもHACCP(ハサップ)に沿った衛生管理を実施できるよう、導入と定着を支援するとともに、取組状況を確認するため、監視指導を強化します。

熱中症予防のための注意喚起

- 区民ひろば等の区の施設を涼みどころとして開放や、一人暮らし高齢者への個別訪問による注意喚起、様々な媒体を活用した熱中症予防策の積極的な呼びかけなどを行い、家庭や職場における夏季の健康管理や地域での見守りを推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「感染症や食中毒等に不安を感じることが少ない」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	37.9	39.0	40.0	41.0	42.0	43.0
成果指標	定期予防接種(A類)平均接種率【%】	88.1 (2023年度)	89.0	89.5	90.0	90.5	91.0



施策(3-②-4) 地域医療体制の充実

目指す姿

- 多職種連携の在宅医療提供体制により、区民が住み慣れた地域で、自分らしく健康に暮らし続けることができる。
- 大規模災害時においても、医療機能が確保され、医療救護活動が円滑に実施できている。

現状・課題

医療と介護の両ニーズの増大

- 団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7(2025)年以降、医療と介護の両方を必要とする区民の増大が見込まれます。住み慣れた地域で自分らしく健康に暮らすには、訪問診療や往診のみならず、多職種による在宅医療・介護機関の連携によるサービス提供が重要です。
- 地域で孤立しているなど、社会生活面で課題がある方は、医療を受けることに加えて、福祉的なアプローチも必要です。
- 医療と福祉が連携して、区民の健康維持増進に取り組む必要があります。

災害時の負傷者救護の必要性

- 令和4(2022)年5月に、東京都の首都直下地震による被害想定が見直され、区の被害想定は縮小したものの、依然として、区内で約1,400名が負傷すると想定されています。
- 特に大規模災害の発生直後は、多数の傷病者が医療機関に搬送される一方、ライフラインの途絶等により、人的・物的資源が限られるため、行政、医療従事者、地域医療機関等が連携して負傷者救護にあたる必要があります。

取組方針

四師会及び地域医療・福祉機関との連携による安定した医療の提供

- 高齢化の進展に伴う医療・介護ニーズの変化を的確に捉え、四師会(医師会・歯科医師会・薬剤師会・看護師会)及び区内病院、介護サービス事業者等、地域の医療・福祉機関が連携し、医療と福祉を切れ目なく提供できる体制を確保します。
- 在宅医療を望む区民が安心して自宅で療養できるよう、在宅医療・介護ニーズに応える、かかりつけ医を増やします。ICTを活用した地域医療機関とのさらなる連携強化により、希望する場所で適切な医療サービスを受けられる体制を構築します。さらに、在宅医療24時間診療体制の構築を進めます。
- 区民に対し、かかりつけ医制度の啓発とともに、希望すれば住み慣れた場所での療養も可能であることを周知します。
- 在宅医療ネットワークで培った多職種の「顔の見える関係」という強みを生かし、地域の医療・福祉資源との連携により、区民の生活を支えます。

災害時にも迅速かつ適切に医療を受けられる災害医療体制の構築

- 災害発生により負傷した区民に、迅速かつ適切な医療を提供するため、緊急医療救護所開設等の訓練を継続実施し、四師会及び地域の医療機関等との連携を強化します。
- 訓練の実施を通じて、資器材の不足や各種マニュアルの更新の必要性等の課題を発見します。また、こうした課題に対して、豊島区災害医療検討会議で改善策を検討し、それを実行に移すことで、災害医療体制をさらに強化します。
- 発災時に、区民が自らの命を守る適切な行動を取れるようにするため、災害医療提供体制や応急処置の方法について周知します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「誰もが身近な場所で適切な医療サービスの提供を安心して受けられる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	47.4	49.6	49.8	50.0	50.2	50.4
成果指標	医療救護活動従事者登録数【人】	202 (2023年度)	210	215	220	225	230

方向性4 「豊かな心と活発な交流を育む多彩な文化のまち」

概要

地域に息づく祭事や伝統芸能、舞台芸術等、地域文化の継承・発展は、区民の誇りを高めるとともに、心に潤いをもたらします。

地域の歴史・文化を守り伝えながら、若者を中心とした次々と生まれる新たな文化を受け容れ続けるとともに、区民一人ひとりが文化を身近に感じる豊かな暮らしの実現に向けて、様々な文化の担い手が地域一体となってまちを盛り上げていく多彩な文化活動を展開します。

学びのスタイルの多様化に応じて生涯学習の「場」を整備するとともに、居場所や交流の機能を有し、文化振興、生涯学習、地域コミュニティの拠点となる図書館を実現します。

さらに、スポーツに親しむことができる機会や環境を整えることで、誰もが人や地域とつながる、スポーツを通じたいきいきと健康で豊かな生活を実現します。

4

豊かな心と活発な交流を育む
多彩な文化のまち

- | |
|----------------------|
| ① 地域文化・伝統文化の継承と発展 |
| ② 文化芸術への参加・創造の機会の創出 |
| ③ 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進 |
| ④ 多様な役割を持つ新たな図書館の実現 |
| ⑤ 生涯を通じたスポーツ活動の推進 |

文化芸術
生涯学習
スポーツ



施策（4-①） 地域文化・伝統文化の継承と発展

目指す姿

○地域の文化資源が適切に保存され、持続的に活用されることで、区民一人ひとりが地域の伝統文化や地域文化に誇りと愛着を持っている。

現状・課題

歴史的価値を損なわない文化財の保存と活用

- 区民意識調査によると、44.5%の区民が文化資源の保存・活用を「今後重視すべき優先事項」として挙げており、文化財の保存や、その利活用に対する関心を有しています。
- 文化財を適切に保存するだけでなく、その歴史的価値を損なわずに現代に適した形で活用し、広く区民や来街者に伝える手法の工夫が求められています。特に、デジタル技術を活用した保存と活用の仕組みが課題です。

地域文化・伝統文化の継承

- 区内の各地域で長い間受け継がれてきた固有の文化を守り、未来に引き継ぐには、次世代に効果的な方法で伝える必要があります。
- そのためには、まず、区特有の地域文化や、伝統文化を子どもや地域住民、来街者に知ってもらい、関連イベントへの参加を通じて多世代との交流を促すことで、文化に触れる機会を創出することが大切です。

取組方針

歴史的文化財の継承と魅力発信

- 豊島区には、自由学園明日館や雑司ヶ谷鬼子母神堂といった国指定重要文化財、雑司が谷旧宣教師館等の都指定有形文化財、鈴木信太郎記念館をはじめとする区指定有形文化財があります。これらの文化財に加え、長年区内で保管されてきた池袋モンパルナスを代表とする貴重な絵画や地域の民俗資料、豊島区の風景写真等についても、歴史的価値を守りながら、それぞれの特徴に応じた適切な維持管理を行います。
- これらの文化財について、より多くの方が身近に感じるよう、デジタル技術を活用したバーチャル展示や体験型イベントの実施、現地でのワークショップや鑑賞機会を増やす取組を推進します。さらに、SNSや各種プログラムを活用して魅力を発信し、関係団体との連携を強化することで、資料や文化財の価値を的確に伝え、地域の文化の継承と活用を推進します。

地域文化・伝統文化の担い手づくり

- 長崎獅子舞や富士元囃子、伝統工芸、池袋モンパルナス等、豊島区に根づく多様な文化を継承し、その魅力を広く発信します。これらの地域文化や伝統文化が次世代に継承されるよう、区民の誇りや愛着を高める取組を、地域住民や学校、企業、NPO等、様々な主体との連携を通じて強化します。
- **デジタル技術を効果的に取り入れながら**、イベントを通じて質の高い芸術に触れ、ワークショップを定期的に開催することで、区民や来街者が文化に親しむことができる機会を増やします。
- 地域の文化活動を通して、年齢、性別、国籍を問わず幅広い人々が交流し、区の文化を愛する人を増やすことで、地域の文化の担い手を育てる好循環を生み出します。また、シティプロモーションの観点からも、地域の文化活動やその魅力をPRします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	郷土資料館・雑司が谷旧宣教師館・鈴木信太郎記念館・トキワ荘通り昭和レトロ館の来館者数【人】	97,099 (2023年度)	108,000	114,000	120,000	127,000	134,000
成果指標	「歴史的財産である文化財や文化資源が大切に保存・活用されている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	45.5	46.4	47.2	48.1	49.1	50.0



施策（4-②） 文化芸術への参加・創造の機会の創出

目指す姿

○区民の誰もが**良質で多彩な**文化芸術に触れ、様々な形で文化活動に参加し、心豊かに文化的な生活を送ることができる。

現状・課題

文化の力による地域コミュニティの活性化

- これまで、文化によるまちづくりを区の基本政策に据え、「国際アート・カルチャー都市」として、区内外に情報発信し、まちの価値を高めるとともに、様々な文化活動を展開してきました。
- 一方で、コロナ禍を経て、孤独・孤立の問題が顕在化し、区民一人ひとりが心の豊かさを実感できる生活が求められています。
- 文化芸術は人々の心を癒し、生活を豊かにする役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。
- 区民や地域の文化団体、学校、企業に加え、福祉団体等との連携のもと、区民生活のあらゆる場面に文化の裾野を広げることで、人々のつながりや交流を促進し、地域のコミュニティを活性化させていく必要があります。
- 世代や国籍、障害の有無を問わず、様々な背景を持つ人々が、文化を通して、孤立感なく心豊かに暮らせる社会を構築することが求められています。

取組方針

文化鑑賞機会や文化活動の裾野の拡大

- 「としま文化の日」を中心に、地域の文化施設や公園を最大限に活用し、より多くの区民が文化に触れる機会を創出します。区は活動の場を提供し、民間事業者には魅力的な事業やイベントの提案・応援を促進することで、互いの強みを生かした公民連携を推進し、地域全体で文化の裾野を広げます。
- 障害者や子ども、外国人等、多様な背景を持つすべての人々が楽しめるよう、としま未来文化財団や福祉団体、学校等と連携し、演劇、音楽、アート等を鑑賞する機会を増やすとともに、参加・体験の機会を提供します。
- VRやオンライン配信等、最新技術を活用することで、障害者等をはじめ、来場が困難な方に対する文化鑑賞の環境を構築します。
- 区民が文化をより身近に感じられるよう、時代に合った新しいジャンルの文化事業を積極的に取り入れます。特に若い世代の自由な発想力や想像力を生かした事業を支援し、文化の担い手が育ち、新たな文化を創造し続ける取組を進めます。
- 歌、ダンス、読み聞かせ等、幼児期から**良質な**文化芸術に触れる機会を提供し、子どもが未来を切り拓く創造力を養えるよう、事業を展開します。
- これまで築いてきた、「区民が区民の文化活動を応援し、支える」精神を大切に、区民一人ひとりが主体的に文化活動に関わり、支え合う環境を育むことで、文化を通じた活発な交流や連携を促進し、地域全体のつながりを高めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「文化芸術に触れる機会が多くなった」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	38.0	40.1	42.4	44.8	47.3	50.0
成果指標	区立劇場、ホールの年間来場者数【万人】	40.9 (2023年度)	44.0	45.7	47.4	49.1	50.9



施策（4-③） 学習活動の支援を通じた生涯学習の推進

目指す姿

- いつでもどこでも自分に合った方法で学べる環境が整い、多様な学びの機会が広がっている。
- 学びの成果を地域活動に生かし、学びと活動の循環(わ)が生まれることで、地域コミュニティが活性化し、新しいアイデアと活力に満ちた変化が実現している。

現状・課題

学びのスタイルの多様化

- アフターコロナにおける社会の変化や、ライフスタイルの多様化に伴い、時代のニーズに応じた学習機会を提供することが求められています。
- 区民の誰もが、いつでもどこでも、学びに参加できるよう、学ぶ側の多様性に合わせた学びの場を整備する必要があります。

学びと活動が循環する仕組みづくり

- 学びを生かす場が限定的であり、学びの知識を個人にとどめている方が多い傾向にあるため、学びの成果を地域の活動に生かせる環境や土壌を整える必要があります。
- また、生涯学習をより一層身近なものとするため、学習情報の発信を強化していく必要があります。

取組方針

生涯学習の「場」の整備

- 生涯学習施設を、障害の有無、年齢等に関わらず、誰もが利用しやすい学びの場として整備します。また、学校に通えない子どもや居場所を必要としている若者が「サードプレイス」として自由に学習や交流ができる場として提供します。
- デジタル技術やリモート学習ツールを導入し、オンラインで学べる環境を整え、日本語を母語としない方、在宅子育て中の方、平日の日中に仕事をしている方等、ライフスタイルに関わらず、誰もが学ぶことのできる機会を提供します。
- 子どもが学校以外で学びの体験に触れられる機会を創出することで、学びを通して仲間づくりができ、新たな発見や学ぶ楽しさに気づくなど、子どもの豊かな成長と学びを支援します。

ネットワーク構築と学習成果の発信

- 地域の学びを支援する人材や、学びに係る大学・団体・企業等、あらゆる主体による学びのコミュニティをつなげることで、学びのネットワークを構築します。人と人がつながり、情報を共有し、他者と議論や対話をする相互学習を通じて、つながり意識が醸成されることで、学びのコミュニティの活性化を目指します。
- 学んだ成果を発信・発表する場を増やすことで、自分の学びを別の観点から振り返り、次の学びや活動へつなげる機会を生み出します。
- リスキリング・リカレントを含めた生涯学習を、区民の方に広く周知するため、SNSを活用するなど、工夫を凝らした広報活動を行うとともに、区民の目に止まるような魅力的な学習事業を企画・発信します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「地域文化創造館で実施している事業に参加したことがある」と回答した人の割合【%】	40.5 (2023年度)	41.5	42.0	42.5	43.0	43.5
活動指標	学習成果の発表機会数【回】	386 (2023年度)	435	460	485	510	535



施策（4-④） 多様な役割を持つ新たな図書館の実現

目指す姿

- 図書館が、本の貸出・閲覧の場としてだけでなく、居場所や交流の場を含め、誰もがそれぞれのスタイルで快適に利用できる文化振興、生涯学習及び地域コミュニティの拠点となっている。
- 図書館を通じて、子どもの読書活動や区民の学習活動がより活発となっている。

現状・課題

情報収集、読書・学習スタイルの多様化

- SNS、電子メディア、配信サービス、オンライン販売等の普及により、区民の情報収集、読書・学習のスタイルが多様化しています。
- 区民の知的欲求が高まる一方、子ども、若者の読書離れ、活字離れが懸念されています。
- 多様化する区民ニーズに的確に対応するためには、関係機関等とのさらなる連携による読書活動の推進、DX推進によるサービスの充実・効率化等を進める必要があります。

図書館の新たな役割

- 近年図書館は、生涯学習施設としてだけでなく、地域の活性化やまちづくりに欠かせない存在として注目されています。
- また、居場所や交流の場等、図書館の新たな役割への期待が高まっています。
- 新たな図書館への変革には、利用者視点による空間づくりが重要であるため、改築・改修の機会を捉えて、効果的な施設整備を行う必要があります。

取組方針

地域の情報センター、読書活動・学習活動のハブとして図書館の整備

- 地域の文化・観光資源を生かした特色ある図書館づくり、蔵書の充実、他の図書館との連携強化、多様な講座・展示等を通じて、区民の暮らしを豊かにし、地域の課題解決につながる情報発信を進めます。
- 「知の拠点」として、地域文化の保存・継承を促進するほか、共催事業や相互PR等、地域文化創造館と緊密に連携し、それぞれの興味や関心、学習スタイルにきめ細かく対応することで、生涯にわたる区民の多様な学びを支援します。
- 電子図書館の充実、手続きのオンライン化、サービスのセルフ化等、地域の情報センターにふさわしいDX推進を図ります。
- 保育園、子どもスキップ、区民ひろば、小・中学校及び学校図書館、大学その他企業、団体、ボランティア等、幅広い主体と連携・協働し、年齢、障害の有無等を問わず、様々な機会、場所、方法で読書を楽しめる環境を確立します。

居場所、交流、創造の場としての図書館の整備

- 施設の改築・改修にあわせて、家庭、学校、職場とは異なる、ほっとできる「居場所」としての空間づくりを進めます。
- 「子どもと一緒にでも周囲に気兼ねなく利用したい」、「読書や学習に専念したい」、「カフェコーナーが欲しい」等、多様な利用者のニーズに応じた居心地のよい図書館環境を整備します。整備にあたっては、子どもがわくわくしながら本と出会えるよう、子ども視点の創意工夫を図ります。
- 図書館や本を通じて、多くの人がつながり、交流できるよう、ホールやグループ活動室等のハード面の整備、イベント等のソフト面の充実を図ります。
- 図書館が国籍や母語を越えた発見や交流の場となるよう、多文化サービスを拡充します。
- 知識を得る場としてだけでなく、体験型講座、ワークショップ、グループ支援等を通じ、地域の発展とその担い手育成につながる、「創造の場」としての図書館づくりを進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	年間図書貸出数【冊】	2,092,784 (2023年度)	2,160,000	2,200,000	2,240,000	2,270,000	2,300,000
成果指標	年間図書館来館者数【人】	1,512,313 (2023年度)	1,650,000	1,750,000	1,800,000	1,900,000	2,000,000



施策（4-⑤） 生涯を通じたスポーツ活動の推進

目指す姿

○区民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツを楽しむことができる環境の整備、充実を図り、スポーツを通じて人と地域がいきいきと輝いている。

現状・課題

スポーツが身近にある社会づくり

- 区民のスポーツ実施率は近年上昇傾向にありますが、年代やライフステージによる実施率の差が生じているため、生涯を通じて、誰もがスポーツに親しむことができる機会の充実が求められています。
- 競技性のスポーツだけでなく、日常生活における運動も含め、誰もが多様な形でスポーツに親しむことができる環境を整備していく必要があります。

コロナ禍の影響による子どもの体力低下

- コロナ禍の影響による外出やスポーツ実施機会の減少により、特に子どもの体力低下の傾向が見られます。また、子どもだけでなく、年齢、性別、障害の有無等に関わらず、区民がスポーツに親しめる機会が求められています。
- 子どもがスポーツを通じて夢を抱いたり、高齢者や障害者もいきいきと生活できる機会の充実が必要です。

取組方針

誰もがスポーツに親しめる環境整備

- 区民の誰もが気軽にスポーツに親しむことができるよう、スポーツ関連団体、民間事業者との連携を深めながら、大会、体験イベント等の事業を幅広く展開することで、スポーツに参加する機会の拡充を図り、生涯を通じたスポーツ活動を促進します。
- 子どもの体育施設使用料の免除や、居場所・遊び場づくりのための一般開放等、区立スポーツ施設の充実や利用促進を図るとともに、学校施設や公園等の区立施設をスポーツの場として有効に活用します。
- アーバンスポーツの普及、学校部活動の地域連携・地域移行等、多様化するスポーツの姿や実施形式を的確に捉えつつ、多くの主体がつながる場所等として、様々な形でスポーツを楽しめる場を提供します。

子どもから高齢者、障害者がスポーツに親しむことができる機会の充実

- トップアスリートとの交流の機会を創出する等、次世代を担う子どもがスポーツを通じて夢を抱き、豊かな未来を築くきっかけとなる機会を充実させます。
- 子どもから大人まで幅広い世代に対して、スポーツイベント等の情報を発信し、普段の生活の中で、多様な形でスポーツに親しむことができることを普及啓発します。
- パラスポーツの普及やインクルーシブスポーツの体験機会の充実により、障害者であっても、スポーツを通じていきいきと生活できる環境を整え、スポーツによる地域交流の促進と、人と人が結びつく持続可能な社会の実現を目指します。
- 誰もが健康で活力に満ちた生活を営むため、子どものマルチスポーツ体験等を促進し、運動習慣の定着を図ります。また、フレイル対策において最新技術を用いたスポーツを活用する等、健康づくりや人と社会のつながりを促進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値 2024年度	目標値				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「地域でスポーツに親しむ環境や機会がある」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	24.4	25.0	26.0	27.0	28.0	29.0
成果指標 「生涯スポーツ推進事業」への参加者数【人】	3,568 (2023年度)	4,250	4,500	4,750	5,000	5,250

方向性5 「活気とにぎわいを生みだす産業と観光のまち」

概要

個性あふれる商店街の活性化や多彩な企業の集積、魅力ある観光資源の活用と発信は、まちが持続発展するための生命線です。

経営基盤の強化や多角的なビジネス支援、多様な人材のスタートアップを支援するとともに、商店街の活性化支援を展開し、地域経済の持続的な発展を促進します。

マンガ・アニメ等の地域資源を豊島区特有のブランドとして磨き上げ、戦略的に発信することで、国内外の来街者でにぎわいあふれるまちづくりを進めます。

また、あらゆる年代への消費者教育と専門相談を関係機関との連携を強化して推進し、多様化する消費者トラブルを未然に防ぎます。

5

活気とにぎわいを生みだす
産業と観光のまち

① 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの支援

② 持続可能な商店街に向けた活性化支援

③ 観光資源の活用による地域経済の活性化

④ 観光情報の発信強化と受入環境の整備

⑤ 消費者教育の推進と消費生活相談の充実

産業振興
観光振興
消費生活



施策（5-①） 中小企業の経営力強化と起業・スタートアップの支援

目指す姿

- 多角的なビジネス支援により、持続的な経営力を誇る企業が輩出されている。
- 起業やスタートアップを支える環境が整い、豊島区の産業をけん引する企業が続々と誕生している。

現状・課題

事業者を取り巻く厳しい社会環境

- コロナ禍による働き方の変化やデジタル化の進展等、中小企業を取り巻く環境は厳しさを増しています。
- 令和4(2022)年の区内事業者実態調査では、今後の課題として、「販路拡大」、「人手不足」、「合理化の不足」等が挙げられています。社会環境の変化や、複雑化・多様化する事業者の経営課題に対応した、きめ細かな支援が求められています。

起業希望者が抱える課題の多様化

- 交通利便性が高く、成長分野の企業や教育機関が多く集積する本区では、様々なバックグラウンドを持つ人々が活動しており、起業希望者が抱える課題は、起業準備の各段階によって大きく異なり、多様化しています。
- 起業希望者の特質や一人ひとりが抱える課題を的確に把握し、必要な支援につなげていくことが重要です。

取組方針

経営基盤の強化と多角的なビジネス支援

- としまビジネスサポートセンターの連携機関である地域の金融機関・士業団体の知識や経験を生かし、専門相談員によるワンストップ相談や、事業に役立つセミナー等を通じて、経営基盤の強化や販路拡大支援の充実を図ることで、多様な事業者の経営課題を共に解決します。
- 融資あっせんや区独自補助金等の経済的支援、**セミナー等を通じたデジタル化推進の支援等により**、事業者の経営基盤を強化します。
- 中小企業の勤労者支援、働き方改革、事業承継支援、リスクリング、女性やシニア、外国人材の活用等、経営・人材確保を支援し、伝統工芸を含めた地域産業への関心を高める次世代育成に向けた取組を推進します。

起業・スタートアップ等の支援

- 今後さらなる発展が見込まれるデジタル産業をはじめとして、革新的なアイデアとテクノロジー等を持つスタートアップ企業が**集い・躍動するための支援に取り組み、スタートアップによる区内経済の活性化や、多様な社会課題の解決を目指します。**
- 起業希望者に対して、経営ノウハウ習得のための個別起業相談、各種セミナー・勉強会の開催、チャレンジ出店、民間のインキュベーション施設と連携した先輩起業家との交流会等、準備段階に応じたきめ細かな支援を行います。
- 女性や学生、シニア等、様々な起業家に対して、起業家同士の交流やイベント参加を促すことで、多様な起業家を支援し、本区に愛着を持つ地域密着の起業家を増やします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	融資あっせん件数【件】	1,132 (2023年度)	1,177	1,200	1,224	1,248	1,272
成果指標	区内新設法人数【件】	1,457 (2023年度)	1,460	1,470	1,480	1,490	1,500



施策（5-②） 持続可能な商店街に向けた活性化支援

目指す姿

○商店街が核となり、誰もが楽しめ活気がある、地域コミュニティの形成が進んでいる。

現状・課題

商店街を取り巻く社会環境の変化

- 令和4(2022)年の商店街実態調査によると、経営課題として「人材・後継者不足」、「デジタル化への取組」が上位に挙げられています。
- デジタル技術の進展や、インバウンドの回復等、商店街を取り巻く環境は大きく変化しており、新たなニーズへの対応が求められています。
- こうした社会環境の変化に対応しつつ、個店の経営力を強化し、次世代の商店街を担う人材を育成する必要があります。

商店街の活力低下

- 区内には、観光客でにぎわう商店街や地域密着型商店街等、特色豊かな商店街があります。
- 一方、商店会数・会員数は減少傾向で、販売力の低い商店街やイベント開催できない商店街では活力が失われつつあります。
- 各商店街の魅力や集客力を高めるとともに、にぎわい創出と地域経済の活性化を進める必要があります。

取組方針

デジタル化や人材育成による持続可能な商店街づくり

- プレミアム付商品券事業や融資を含めた経営相談により、商店街の個店がそれぞれの魅力を高め、安定的な経営が可能となるよう支援します。
- 多言語対応やキャッシュレス決済を推進することで、インバウンド観光客や来街者の利便性を高めるとともに、商店街の販売促進を支援します。
- 商店街の空き店舗を活用した新たな事業者の誘致による担い手の確保や、大学等との連携促進による新商品の開発等を進め、商店会の組織力向上と持続可能な商店街づくりを支援します。

商店街のにぎわい向上支援

- それぞれの商店街が持つ豊かな文化や資源を生かして商店街の回遊性を高めるとともに、にぎわいを創出する多彩なイベントを開催し、観光の目的地となる来街者でにぎわう商店街を目指します。
さらに、ホームページやSNS、商店会マップ等を活用して商店街の魅力を発信することで来街者を呼び込み、回遊性を高める取組を支援します。
- 近隣商店街との共同開催や、地元の大学や高校、企業等と連携したイベントを実施することで、商店街がコミュニティの核となり、地域が一体となった、にぎわいあるまちづくりを進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	商店街イベント事業来場者【万人】	183 (2023年度)	191	192	193	194	195
成果指標	「商店街を訪れた国内外の人々が困ることなく街歩きを楽しめる環境が整っている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	25.5	25.8	26.0	26.2	26.4	26.6



施策（5-③） 観光資源の活用による地域経済の活性化

目指す姿

○区内各地の多彩な観光資源を生かし、国内外から多くの人々を惹きつけることでにぎわいにあふれ、地域経済に好循環をもたらしている。

現状・課題

多彩な観光資源の活用

- 令和5(2023)年度に実施した「豊島区観光振興に関する来街者動向調査」の結果より、来街者の約85%は池袋への訪問であり、その半数以上が池袋駅に留まり、百貨店等における滞在となっています。
- 外国人観光客も増加する中、多彩な観光資源を活用し、池袋以外の各地域の魅力も発信することで、国内外からの来街者数の増加につなげていく必要があります。

区内滞在時間の延長

- 区内の旅館・ホテルの施設数は23区中3位、客室数は23区中6位であるものの、区内滞在時間は、国内の来街者(1都3県以外)も外国人観光客も、約半数が日帰りとなっており、区内ホテル等への滞在につながっていない現状となっています。
- 国内外の来街者における区内滞在時間を延長し、地域経済の活性化につなげていく必要があります。

取組方針

区内各地の観光資源を生かした誘客促進

- 区内各地には、Hareza池袋をはじめ大小様々な劇場があり、魅力ある舞台芸術が行われています。また、ふくろ祭り、東京フラフェスタ、東京大塚阿波踊り等の地域主体のイベント、ナイトタイムエコノミー、ソメイヨシノ、歴史的な街並み、各地の伝統芸能、個性豊かな飲食店等、多彩な観光資源があります。このような資源を、区民・地域団体・企業等と共に磨き上げ、まちのにぎわい創出につなげます。
- マンガ・アニメの原点「トキワ荘」を再現した「トキワ荘マンガミュージアム」を持つ本区には、マンガ・アニメ・コスプレ文化が根付き、各地で様々な事業が行われています。このような文化を区が誇るブランドとして定着させ、企業等と連携して国内外へ広く発信し、来街者の増加を促進します。

地域経済に好循環をもたらす観光消費額の拡大

- 多彩な観光資源を活用した観光施策のソフト面と、ウォーカブルなまちづくりのハード面の双方を効果的に推進することで、まちの回遊性を向上させ、来街者の区内滞在時間を延ばし、観光消費額の拡大につなげます。
- 魅力ある各商店街や区内の銘品、伝統工芸品等を来街者へ効果的にPRすることで、産業と観光の融合による地域経済に好循環をもたらします。
- 姉妹友好都市である埼玉県秩父市や山形県遊佐町、長野県箕輪町をはじめ、全国の交流都市との連携を強化し、各都市への体験学習ツアー等、送客・誘客を含めた相互の観光誘致につながるシティプロモーションを展開することで、本区と交流都市それぞれの地域活性化につなげます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	訪都外国人旅行者における池袋への訪問割合【%】	24.1 (2023年度)	25.0	25.5	26.0	26.5	27.0
成果指標	「豊島区を魅力ある観光地として他人に紹介できる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	31.9	33.0	34.0	35.0	36.0	37.0



施策（5-④） 観光情報の発信強化と受入環境の整備

目指す姿

○魅力的な観光情報が多くの人々に迅速に届き、来街者にとって観光の利便性が高く、誰もが快適に過ごすことができる。

現状・課題

観光促進のための環境整備

- 令和5(2023)年度に実施した「豊島区観光振興に関する来街者動向調査」では、観光情報の入手経路は、インターネットが約26%、知人等からの口コミが約15%の結果となりました。20～30歳代においては、WebやSNSなどのインターネットを通じた入手割合が高く、年代等により求められる情報発信が異なります。
- 区内には12か所の観光案内所がありますが、認知率が低く、十分に活用されていません。
- また、来街者が集中する地域や時間帯等によっては、区民の生活への影響や、来街者の満足度低下への懸念が生じています。
- これらの現状を踏まえて、公民連携により、効果的な情報発信や、来街者の受け入れ体制を強化することで、区民も来街者も快適に過ごすことができる環境を整備していく必要があります。

取組方針

旅行前(旅マエ)の様々なターゲットに届く発信強化

- 来街者の国籍や性別、年代によって、興味を引く観光情報は異なります。豊島区観光協会を中心に、池袋東口観光案内所をはじめ、区内の各観光案内所、企業・団体と連携し、様々なターゲットに届く「旅行前(旅マエ)」の情報発信を強化します。加えて、国、東京都とも連携し、SNS等を活用して、国内外に広く届く情報を発信します。
- 区内大学や専門学校等の教育機関と連携し、学生の視点を取り入れ、若い世代をはじめ、幅広い年代や国籍のターゲットに届く観光企画や情報発信を行います。
- 来街者の利便性向上のため、デジタルマップの活用や、オープンデータを活用したデータ分析によるデジタルマーケティングを行い、観光情報を発信します。

旅行中(旅ナカ)の受け入れ環境整備

- 「旅行中(旅ナカ)」の受け入れ体制を強化するため、観光案内所等における多言語対応や、観光案内サインの整備、豊島区観光協会の外国語ボランティアガイド活動の促進により、観光案内を充実します。
- 観光案内所等と連携して、車いすやベビーカーの貸し出しなど、誰もが安心して観光できる環境を整備します。
- 来街者の増加による混雑やマナー違反等で区民の生活に支障をきたさないよう、来街者に対する啓発をはじめとした、オーバーツーリズムへの対策や環境への配慮等、地域社会に寄り添った持続可能な観光施策を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「区内を訪れた国内外の人々に満足いただける受け入れ環境が整っている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	19.2	19.5	20.0	20.5	21.0	21.5
成果指標	池袋東口観光案内所の来館者数【人】	8,847 (2023年度)	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000



施策（5-⑤） 消費者教育の推進と消費生活相談の充実

目指す姿

- 一人ひとりの消費者が消費者被害に巻き込まれず、安心して暮らしている。
- 消費者自らが、社会、経済、地球環境や将来の子どもたちのことを考えて、責任を持った消費行動をとれている。

現状・課題

消費者を取り巻く環境の変化

- 成年年齢の引き下げや社会のデジタル化の進展等、消費者を取り巻く環境は大きく変化しています。
- 消費者が被害に巻き込まれないための自立を支援するため、消費者教育の必要性がより一層高まっています。
- また、消費者自らが消費活動による経済・社会・環境への影響を自覚し、責任を持った行動を取ることが求められています。

消費者トラブルの多様化

- 消費者を取り巻く環境の変化に伴い、消費者トラブルの形も変化しています。
- SNSやインターネットを利用した新しい形の消費者トラブルに対応するには、多様な相談内容に対応できる体制をつくり、トラブルの変化に即した、適切な消費生活相談を実施する必要があります。

取組方針

多様な消費者への消費者教育の推進

- 幼少期から高齢期まで、また障害者や外国人等、多様な消費者が被害に巻き込まれず、暮らしや財産を守ることができるように、変化する社会環境に則した消費者教育を実施し、自立を支援します。
- 成年年齢の引き下げに伴い、若年者が特殊詐欺等の被害者にも加害者にもならないよう、小学生、中学生の頃から発達段階に応じた消費者教育を行い、トラブルを未然に防ぎます。また、区と警察が連携し、高齢者に対して、変化する特殊詐欺等に関する早期の注意喚起を実施することにより、被害を未然に防止します。
- 環境・社会・人に配慮するエシカル消費や、地球環境、将来の子どもたちのための責任を持った消費行動を推奨し、SDGsの実現に寄与する普及啓発を推進します。

相談員のレベルアップと関係機関との連携強化

- 消費者トラブルが多様化する中、消費者相談の最前線である消費者センターにおいては、常に最新の消費者問題に精通するため、国民生活センターや東京都消費生活総合センターと連携し、消費生活相談員のスキルアップを図るとともに、相談状況の分析を行い、より実効性と専門性の高い相談を行います。
- 被害に巻き込まれた消費者を早期に救済するため、広報やSNS等を活用して、消費生活相談窓口の周知を強化します。また相談内容の解決に向けて、適切な専門機関へつなげるため、日頃から警察、法テラス等、法律相談を行う関係団体等との連携を強化します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値			
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度
成果指標	各消費生活講座（消費生活講座、出前講座、出前寄席、出張講座）の参加人数【人】	935 (2023年度)	960	970	980	990
成果指標	「専門知識をもった相談員が親身に消費相談に乗ってくれる体制が整っている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	6.0	6.5	6.5	7.0	7.0

方向性6 「共につくる地球にも人にもやさしいまち」

概要

地球温暖化の影響が拡大する中、高密都市だからこそ、限られた資源を有効に活用し、環境負荷の低減やみどりを守り続ける責任があります。

多様な主体が相互に協力しながら、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入等を促進するとともに、環境保全・環境行動に向けた啓発・教育を推進し、脱炭素社会を実現します。

また、循環型社会の構築に向けた3R(リデュース・リユース・リサイクル)を推進するとともに、外国人を含めた適正分別・適正排出の意識啓発を進めます。

さらに、都市のみどりを保全し育てるとともに、地域美化の推進によりクリーンで美しいまちを創出し、良好な生活環境を次世代へ引き継ぎます。

6

共につくる地球にも人にも
やさしいまち

① 脱炭素社会の実現	気候変動・脱炭素 循環型社会 生活環境
② みどりのネットワークの形成	
③ 省資源・循環型社会の形成	
④ 良好な生活環境の保全	
⑤ 人にも地球にもやさしい行動の促進	



施策（6-①） 脱炭素社会の実現

目指す姿

- 区民や事業者の環境問題への意識が高く、省エネルギー設備や再生可能エネルギーの導入が進み、各主体の日常生活や事業活動において脱炭素化が進んでいる。
- 暑熱軽減や雨水対策等、気候変動により生じる影響への対策等が進んでいる。

現状・課題

温室効果ガスの排出量削減

- 温室効果ガスの区内排出量は平成25（2013）年度比で18.2%削減しましたが、依然として年間100万トンを超えています。
- 温室効果ガスの排出量削減には、省エネルギー化によるエネルギー消費の抑制や、化石燃料由来のエネルギーに代わる再生可能エネルギーへの転換を進めていく必要があります。

気候変動の影響拡大

- 近年、気候変動により、台風やゲリラ豪雨等の被害が激甚化し、また、猛暑等、区民にも大きな影響が出ています。
- 温室効果ガス削減対策により排出量が実質ゼロになるまでには、相当な年数を要することが見込まれることから、現に現れている、あるいは、将来的に発生が予測されている気候変動の影響への対策を加速させていく必要があります。

取組方針

省エネルギー化・再生可能エネルギー導入の促進

- 「2050ゼロカーボン」の実現に向け、温室効果ガスを削減します。
- ガソリンを使う際や、火力発電等の化石燃料の燃焼によって生み出されるエネルギー消費を抑えるため、エコ住宅・エコ事業者普及促進事業等を通じて、省エネルギー効果の高い設備への転換を進めます。
- 石油や石炭等の化石燃料を使用せず、二酸化炭素を排出しない再生可能エネルギー導入をさらに進めるなど、温室効果ガスを排出しない脱炭素都市づくりを進めます。
- 区の公共施設においても、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入をより一層進めます。また、区役所の日常業務における環境配慮行動を促進します。

気候変動の影響への対策推進

- 区道への遮熱性舗装や、学校校庭への熱交換塗料の使用等により、夏季における昼間の路面温度の上昇を抑制します。
- 日陰による暑熱軽減となる「緑化」や、透水性舗装による雨水対策等、都市機能の質の向上を図ります。また、高効率設備導入等により、排熱総量の削減を進めます。
- 台風やゲリラ豪雨等、自然災害に備える対策としての防災や、高齢者の熱中症を予防する対策としての健康・福祉等、様々な分野の施策と連動させ相乗効果を高めます。
- 農作物や生態系への影響等、気候変動に関連する情報発信を強化し、世界的な問題となっている地球温暖化の啓発等を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区内の太陽光発電設置容量【kw】	8,269 (2023年度)	22,189	24,251	26,314	28,376	30,438
成果指標	区内温室効果ガス排出量【1000t-CO2eq】	1,324 (2022年度)	1,271 (2023年度)	1,218 (2024年度)	1,165 (2025年度)	1,112 (2026年度)	1,059 (2027年度)



施策（6-②） みどりのネットワークの形成

目指す姿

○高度に都市化が進んだ中でも、民有地も含め、やすらぎや潤いあるみどりが保全・創出されている。
○都市における自然や生態系の大切さの理解が進み、自然とのふれあいや、自然を通じた交流等が進んでいる。

現状・課題

都市におけるみどりの重要性

- 地球規模での気候変動への対応が求められている中、地面の蓄熱防止、都市防災や生態系の保全の観点から、都市におけるみどりの役割が重要視されています。
- 街路樹・大学・霊園等のみどりの拠点と庭先等の身近なみどりが広がり、つながることにより、暑熱対策や減災、生態系保全を進める必要があります。

取組方針

みどりの保全と創出

- 公園や公共施設、道路等、公共空間のみどりを保全・創出し、人々の五感に訴える、潤いのある景観とやすらぎある生活環境づくりを進め、みどり率の拡大を図ります。
また、これまで進めてきた公共施設への植樹等を積極的に進めます。
- 大規模開発時や住宅建て替え時等を活用し、民有地や建物の屋上・壁面等への緑化を進め、公園や道路等と併せた連続性ある都市緑化を進めます。
- 緑陰の形成による熱環境の改善や雨水貯留機能を高めるなどの気候変動対策を進めます。
また、多様な生きものが生息できる環境づくりにつなげます。
- 個人でもベランダ等の限られたスペースで取り組める緑化対策も進め、区民一人ひとりが緑化を行うことができるような取組を積極的に進めます。

区民理解と意識の向上

- 多様な生態系により、私たちの日常生活は様々な恩恵を受けていますが、地球上に生存する生物のうち、1年間に約4万種が絶滅しているといわれる一方、生態系の重要性への理解は進んでいない状況です。
- 生きものや自然に触れる体験の機会を創出し、自然の恩恵を受けているという区民の意識を高めていくことが必要です。

自然を通じたふれあい・交流の拡大

- 多様な生きものの生存を可能とする、土壌やみどりの環境を守り育て、自然と共生する区民意識の醸成を図ります。
- 区内の生物の状況を把握し、その情報を共有・活用するための区民参加型の生態調査を実施し、区内における生きものの生息への関心を高めます。また、区民が観察したデータを集約し、生態系の資料化を進め、区民向けに発信します。
- 区民による公園等のみどりの保全活動により、みどりを通じた協働・つながりの輪を広げます。
- 交流都市とのカーボン・オフセット事業における**自然体験**、区庁舎屋上の「豊島の森」を活用した講座等を実施し、身近な自然に親しめる機会を提供します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	みどり率【%】	14.1 (2023年度)	14.2	14.2	14.2	14.2	14.3
成果指標	「多様な生きものが生息・生育できる環境づくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	12.9	14.3	14.9	15.5	16.2	16.8



施策（6-③） 省資源・循環型社会の形成

目指す姿

- 持続可能な循環型社会を実現するために、区民・事業者が生産・消費・廃棄において、リデュース(Reduce)・リユース(Reuse)の優先的実践と、質の高いリサイクル(Recycle)の3Rを推進している。
- 区民一人ひとりが責任をもって行動し、ごみを適正に分別し排出している。

現状・課題

ごみの減量と資源利用の必要性

- 生産、販売、消費、廃棄まで、多くの資源・エネルギーが使われており、限りある資源の無駄を減らし、有効活用することが求められています。
- 区内のごみ排出量は過去3年間減少傾向ですが、ごみの中には、再利用可能な資源や食品ロスとなる生ごみが相当程度含まれており、ごみの埋め立て処分場を長く使用するためにも、3Rを進めていくことが必要です。

不適正排出事案の発生

- リチウムイオン電池や、プラスチック等の資源の可燃ごみへの混入、粗大ごみの不法投棄、事業系ごみの不適正排出等、ルールが守られないごみ処理が年間約4万件となっています。また、異物混入による清掃工場や清掃車、処分場での火災等の事故が増えています。
- 資源循環を進め適正な廃棄物処理を行い、きれいなまちとするため、区民・事業者がルールを遵守することが必要です。

取組方針

3Rのさらなる推進と先進的な取組の展開

- これまで進めてきた3Rのうち、ごみを出さないリデュース(発生抑制)・リユース(再利用)の優先的実践を促すため、動画、SNS、実践例の紹介等、多様な方法により、区民、事業者が実際の行動に移せる取組を進めます。
- 家庭で使われない食料品を必要な人に提供するフードドライブや、環境に配慮したエシカル消費の推進等、食品ロス削減対策を進めます。
- 令和5(2023)年に開始したプラスチック資源回収に加え、リサイクル品目の追加や新たな資源化方法の検討等、先進的な3Rを進めます。
- 町会・自治会等の団体が主体的に行っている資源の集団回収や、リサイクルフリーマーケットの自主活動団体への支援等、民間レベルでの取組を促進します。

適正分別・適正排出の取組

- 区のごみ出し・資源回収に係るルールの周知や意識啓発を進めます。転入者や入国間もない外国人等に対しても、アプリをはじめとするデジタル技術の活用を進め、より分かりやすい発信を行い、ルールの徹底を図ります。
- 排出状況の良くない集積所や不法投棄に対して、継続した排出指導を行います。
- 充電して繰り返し使うことができる二次電池等の危険物に関する分別ルールや回収場所等の情報提供を強化します。
- 小中学生や留学生に対して、イベントでのゲーム等を通じ、楽しみながら、ごみ出しや資源回収ルールを学ぶなど、日頃からの普及啓発を実施します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区民1人あたりの1日あたりのごみ量【g】	472 (2023年度)	470	469	468	466	465
成果指標	「ごみの収集が円滑に行われており街がきれいに保たれている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	65.6	66.0	66.5	67.0	67.5	68.0



施策（6-④） 良好な生活環境の保全

目指す姿

○区民一人ひとりの環境美化意識が高まり、クリーンな地域環境が保たれ、安全で快適に過ごすことができる。

現状・課題

まちの美観の維持・向上

- 本区は、人口密度が高く、通勤、通学、来街者が多いうえ、繁華街を抱える都市の特性上、ごみのポイ捨てや路上喫煙等が生じやすい状況にあります。特に、望まない受動喫煙やたばこのポイ捨てに係る苦情は、毎年300件ほど寄せられています。
- まちの美観維持・向上は、安全・安心なまちづくりにつながるため、ポイ捨ての抑制、喫煙マナーの向上等が必要です。

環境基準への対応

- 大気汚染の状況は改善傾向にありますが、光化学オキシダント値が高く、依然として、光化学スモッグが発生しています。また、建築物の解体工事件数は増加傾向にあり、騒音振動のほか、アスベスト飛散等の環境リスクが発生しやすい状況です。
- 光化学オキシダントの発生を抑えるための取組や、工事現場の法令遵守・適正施工の徹底が必要です。

取組方針

地域美化の推進

- 区たばこルール周知・啓発や、多言語対応による巡回パトロールを進めるとともに、受動喫煙防止に効果的な喫煙場所の整備により、たばこの火による事故や、歩行者・公園利用者等への受動喫煙を抑制します。
- 喫煙の課題に対しては、美化対策と並行して、がん対策や禁煙指導も進めます。
- 大学や若者と連携するなど、地域における清掃活動やポイ捨てマナー周知活動を公民連携の「まちキレイプロジェクト」として展開します。
- インバウンド観光客をはじめとする来街者や外国人に対し、多言語による対応を進めるとともに、まちの美化・保全やマナーアップ啓発等の取組を進めます。

事業者への指導や周知啓発による環境の改善

- 事業者に対し、法令に基づいた適切な指導・助言等により、各種公害対策を推進し、区民の健康で安全な暮らしを支えます。
- 光化学オキシダント濃度上昇の要因の一つであるVOC（揮発性有機化合物）の排出を抑制するため、事業所や一般家庭への周知啓発を図るとともに、事業者への立入指導により、法令遵守の徹底を図ります。
- 解体工事における騒音振動の発生やアスベストの飛散を防止するため、改正大気汚染防止法で届出対象となった全ての解体工事現場への立入検査や、建物所有者へのアスベスト分析調査助成等により、事業者の適切な工事の施工及び法令遵守の徹底を図ります。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	現状値 2024年度	目標値				
		2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標 「道路や公園、街角などにポイ捨てや落書きがなくきれいである」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	39.1	39.2	39.4	39.6	39.8	40.0
成果指標 事業場からのVOC（揮発性有機化合物）の排出量【kg】	6,298 (2023年度)	6,212	6,169	6,126	6,084	6,042



施策（6-⑤） 人にも地球にもやさしい行動の促進

目指す姿

- 区民一人ひとりが環境を自分事として考え、行動できる土壌が形成されている。
- 区民・事業者の連携により環境への取組が広がっている。

現状・課題

未来に向けた社会の責任

- 都市環境は、現在の取組が未来の私たちの日常生活に直結し、未来に生きる区民と分かち合う貴重な財産です。
- 環境問題への関心や、豊島区の環境への愛着を持つきっかけとなる機会を創出するとともに、未来の豊島区を支える子どもたちや若者世代と意識を共有し、環境にやさしい行動につなげる取組が必要です。

環境行動の拡大の必要性

- 環境問題は、地球温暖化や自然環境、緑化の推進、ごみ・資源の適正排出、地域美化の保全、大気汚染等、多種多様であり、かつ、相互に関わりあっています。
- 区民・事業者の日々の取組が環境にやさしいライフスタイルやワークスタイルへの転換につながっていくとともに、本区の施策と企業・団体の取組が連携し、活動の輪を広げていくことが必要です。

取組方針

未来の担い手への環境教育の推進

- 未来を担う子どもたちに対し、地域美化やごみの分別・リサイクル、自然環境や地球温暖化等、様々な環境課題に対する関心を持ち、自然と環境にやさしい行動をとる大人となるような環境教育・啓発を行います。
- 専門家や企業、地域と連携した体験や実践を交えた環境授業を、小中学校の授業において積極的に展開します。
- 未就学児や高校・大学生等にも環境教育・環境学習を広げていくとともに、高校・大学と連携した取組を推進します。
- 子どもたちとの意見交換等の機会を通じて、環境に係る意識を共有し、未来につなげる環境施策に反映します。

環境行動力の向上と連携の推進

- 区民や事業者に対して、「デコ活」をはじめとした行動変容を後押しする啓発等を通じ、環境にやさしいライフスタイルやワークスタイルの実践につなげます。
- 環境関係団体による活動を支援・PRするとともに、環境イベントでの協働等、地域全体で環境に取り組む機運を醸成し、活動の輪の拡大を図ります。
- カーボン・オフセットの実施や、再生可能エネルギーの電力調達など、秩父市や箕輪町等、交流都市との自治体間連携による環境施策を推進します。
- 積極的に環境活動を展開している企業等と連携し、企業ノウハウや発信力を、本区における環境課題の解決に生かします。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	環境教育支援プログラム実施回数（累計）【回】	43 (2023年度)	147	199	251	303	355
成果指標	「環境にやさしいライフスタイルを実施している」と回答する区民の割合【%】	83.5 (2023年度)	86.8	87.4	87.9	88.4	88.9

方向性7 「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」

概要

誰もが安心して快適に楽しむことができる魅力ある都市づくりを推進していくことが求められています。

歴史や文化等の地域特性や地域課題、地域資源を踏まえつつ、個性と魅力あふれる特色ある地域拠点を創出します。

さらに、池袋駅を中心に各地域の魅力あるスポットを結び付けることで、区内全体の回遊性を高めるとともに、交通安全の普及啓発を推進することで、居心地の良い、魅力あふれる、ウォーカブルな都市空間を形成します。

各地域において、地域の人々に親しまれる、特徴を生かした公園の再構築を進めます。

7

誰もが居心地の
良い歩きたくなるまち

① 地域の特性を生かした都市づくり

② 池袋駅周辺地域の再生

③ 交通安全対策の推進

④ 魅力ある公園づくり

都市再生
景観
道路・交通
公園



施策（7-①） 地域特性を生かした都市づくり

目指す姿

○地域の特性を踏まえた、安全・安心かつ、快適な暮らしと魅力・活力のあるまちとして、区民が誇りや愛着を持つことができる幸福度の高い都市となっている。

現状・課題

公民連携による持続可能な都市づくり

- これまで、本区が文化芸術の発信拠点であるHareza池袋や、特色ある池袋駅周辺の4つの公園等、地域の拠点となる公共施設を整備してきた効果もあり、民間による都市再生が進んでいます。
- 今後は、これらの資源を活用しつつ、まち全体で、利用する人にとって居心地の良い魅力ある都市づくりを、公民連携により推進していくことが求められています。

個性ある美しい都市空間の創出

- 本区には駒込のソメイヨシノや巣鴨の地蔵通り、ユネスコ未来文化遺産の雑司が谷、南長崎のトキワ荘等、地域それぞれに魅力あるスポットが点在しています。
- **既存ストックの有効活用等**、個性ある地域に磨きをかけるとともに、利便性や回遊性を高められるよう、地域間を結びつける空間整備やネットワークの構築が必要です。

取組方針

「人」が主役の都市づくり

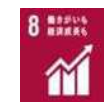
- 多様な主体が集まり、イノベーションを生み出す交流機能、文化やまちのにぎわいを演出する発信機能、誰もが自由に休憩できる滞留機能等、まちの快適性が向上する機能を備えた都市空間を公民連携で創出します。
- 施設整備等、ハード面の事業を進める際は、防災や観光、子育て、福祉、DX等のソフト面の取組と連携することで、住む人や訪れる人の視点に立った**誰もが安全**で利便性の高い都市づくりを推進します。

特色ある地域の創出とつながりの強化

- 歴史や文化といった地域特性や、施設等の資源、良好な景観、地域固有の課題等を踏まえながら、個性と魅力があふれる特色ある地域を創出します。
- 道路の景観舗装化やバリアフリー化、四季の彩りを感じる植栽の配置等により、各地域をつなぐ快適な歩行者ネットワークを整備します。
- 民間建物の低層階ににぎわう施設などを誘導し、歩行者のさらなる利便性や快適性等の向上を図ります。また、まちづくりと連動して、副都心線東池袋新駅の設置に向けて関係機関と協議します。
- 交通弱者も快適に移動できるよう、公共交通を利用しづらいエリアの解消に向けて新たなモビリティの導入も含めて検討し、区全体の地域公共交通のあり方について計画を策定します。また、既存公共交通の維持確保を図るとともに、誰もが公共交通を利用しやすい環境の整備を推進し、まちの価値や魅力を一層高めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

活動指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
活動指標	地区計画の区域面積【ha】	368.0 (2023年度)	368.0	369.0	369.0	369.0	369.0
成果指標	「地域特性にあわせたまちづくりが進み、快適な街並みが生まれている」について肯定的な回答をする区民の割合【％】	30.5	37.5	39.0	40.5	42.0	43.5



施策（7-②） 池袋駅周辺地域の再生

目指す姿

○池袋駅を中心として、様々な機能（「文化芸術」、「観光」、「商業」、「業務」、「住宅」、「宿泊」、「教育」等）が融合し、国内外の多様な人を呼び込み、にぎわいと活力が生み出されている。

現状・課題

歩行者の回遊性向上

- 池袋駅は一日200万人超が利用する巨大ターミナル駅ですが、利用者の約75%が乗換目的であることに加え、来街者の多くが駅に隣接した商業施設等に集中しています。また、鉄道等により、まちが東西に分断されている現状があります。
- みどりに富み、防災力も備えた公共空間を拡充させ、回遊性を向上させる必要があります。

新たなにぎわいの創出

- 池袋駅周辺は、様々なにぎわい活動が行われており、今後さらに地域特性に応じた魅力あるまちづくりを持続・発展させていく必要があります。
- そうした中、日常的に多くの人々が訪れ、長く滞在してもらえよう、常にまちのにぎわいと活力を創出し続けることが必要です。

取組方針

ウォーカブルな都市空間の形成

- 池袋駅周辺地域では、地区計画や駐車場地域ルールを活用した民間都市再生事業等を通じて、様々な都市機能の集積とともに、歩行者ネットワークの強化や全世代に使いやすい空間整備を促進し、人・アート・カルチャーが交差する滞留・にぎわい拠点の創出を誘導します。さらに、防災性の強化や環境への配慮とともに、潤い豊かなみどりを増やし、都市の魅力や価値を向上させた新たな池袋を発信します。
- 池袋駅では、東西を繋ぐ自由通路（デッキ等）や、駅から街へ人を誘う「駅まち結節空間」の整備、交通結節点の機能強化を、再開発事業等と連携して進め、利便性や回遊性の向上を図るとともに、災害対応力の強化を促します。また、環状5の1号線の開通を見据えた東口駅前広場の再編（クルドサック化）の検討、再開発事業による西口駅前広場の再整備・歩行者空間の拡充を推進し、駅全体を安全・安心で人が主役のウォーカブルなまちの中心として再生させます。

公民連携によるまち全体の魅力向上

- 池袋駅周辺のオープンスペースにキッチンカーやストリートファニチャー等を設置し、様々な体験や交流ができる居心地の良い都市空間を創出するなど、地域の価値を高めるエリアマネジメント団体の主体的な活動を支援します。
- 地域主体・民間主導で池袋のまちを育て、価値を共有していくための協働・連絡体制である「池袋エリアプラットフォーム」に参画し、まちづくりに興味・関心のある多様な主体と連携を図りながら、池袋駅周辺地域のさらなる成長と価値の向上を目指します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「池袋周辺で、新宿、渋谷などない魅力あるまちづくりが進んでいる」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	43.4	51.0	54.0	57.0	59.0	61.0
成果指標	エリアマネジメントの団体数【団体】	2 (2023年度)	3	3	3	4	5



施策（7-③） 交通安全対策の推進

目指す姿

○交通安全の気運醸成と、歩行者や自転車の道路交通環境の整備が進み、安全で快適に移動できるまちとなっている。

現状・課題

公民連携で進める交通安全

- 区は警察や関係団体と連携・協力し、交通安全上、必要不可欠な路面標示、カーブミラー等を配置するとともに、春と秋の交通安全運動やキャンペーンを行っていますが、依然として、区内で多くの交通事故が発生し、その約半数は自転車乗用中の事故です。
- 交通事故を減らし、死者をゼロにするため、電動キックボード等の新たなモビリティの注意喚起に努め、特に子どもや高齢者に対する啓発を進める必要があります。

老朽化が進む駐輪場

- 救急活動への妨げや、交通事故の要因にもなる自転車の放置を防ぐ区立駐輪場は、老朽化が進み、自転車の大型化や電動化への対応が不足しています。このため区民ニーズを捉え、誰もが使いやすい施設へ整備する必要があります。
- また、自転車を活用して楽しい毎日を過ごせる、きっかけづくりが必要です。

取組方針

新たなモビリティに対応した交通安全の機運醸成

- 国や東京都、警察と共に、地域に根差した効果的な交通安全対策を推進します。
- 年間を通じて、警察、関係団体、学校、鉄道事業者、企業等と連携し、電動キックボード等の新たなモビリティにも対応した交通安全の普及啓発を、子ども・若者をはじめとした区民に行います。
- 子育て世代、高齢者向けの研修会を開催し、交通ルールの遵守・マナー向上、自転車損害保険等の加入や、高齢者の自動車運転免許の返納を呼びかけます。
- 自転車交通事故で死亡した方の多くは、頭部を損傷していることから、自転車用ヘルメットの着用を促すため、全年齢対象の購入補助制度の活用を呼びかけます。
- 来街する外国人にも交通ルールやマナーを理解してもらうため、多言語を用いて、冊子や区ホームページ、SNSによる情報発信を行います。

誰もが使いやすい駐輪場の整備

- 駐輪場は、自転車の大型化や電動化に対応し、誰もが使いやすい施設として再整備を進めます。また、放置自転車の多い地域周辺のビルテナントや店舗等に放置防止の協力を促し、自転車の短時間放置を抑制します。
- 自転車(民間シェアサイクルを含む)の安全・安心な活用を促進して、区民の健康と暮らしの質の向上、日常生活の快適さや、活動範囲の拡大につなげます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	年間の区内の自転車乗用中の交通事故発生件数【件】	307 (2023年)	300 (2024年)	290 (2025年)	280 (2026年)	270 (2027年)	260 (2028年)
成果指標	交通安全研修会（子育て世代・高齢者研修会）等への参加人数【人】	1,037 (2023年度)	1,045	1,050	1,055	1,060	1,065



施策（7-④） 魅力ある公園づくり

目指す姿

- 近くに好きな公園があり、子どもから高齢者まで、区民が「自分たちの公園」として活用している。
- 公園のリノベーションが進み、地域ごとに特徴のある公園が利活用されている。

現状・課題

多様化するニーズに応える公園づくり

- 古い遊具が残ったまま、あまり利用されていない公園がある一方、ボール遊びや、子どもがのびのび遊べる場所がほとんどありません。
- 多様化するニーズに応えられるよう、公園も時代とともに変化する必要があります。
- 身近なみどりの資源を有効活用するため、誰もがいつでも憩うことができ、利用したくなる公園が求められています。

地域コミュニティの拠点となる公園の活用

- コロナ禍が明け、公園で様々な活動が行われるようになってきました。様々な年代の人が思い思いに公園を利用しています。
- 公園を区民が自分たちの財産として、自分たちが主体的にルールを決めながら、地域コミュニティの拠点として活用していくことが望まれます。

取組方針

地域の特徴を生かした公園づくり

- 小規模な公園が多い豊島区の特徴を前向きにとらえ、公園の再構築を進めます。
- 子どもから高齢者まで、様々な世代の意見を幅広く聞きながら、憩い・遊び・交流など、公園の用途にメリハリを付け、特徴のある公園としてリニューアルします。
- 障害の有無や年齢に関係なく、誰もが安全に楽しむことができる公園を目指します。
- 公園のみどりによる、ゆとりや潤いを感じる空間として、環境の質の向上を図りながら、身近なみどりを自然環境資源として次世代へ引き継ぎます。

地域の人々に愛され、親しまれる公園を育てる

- 身近な公園を、子育て・地域コミュニティ・憩いの場等、地域の特徴に応じた利活用ができるように地域一体となって取り組みます。
- 区民による公園の清掃活動や花壇の維持管理等を通じて、地域コミュニティの活性化を促進し、身近な公園への愛着心を醸成するとともに、各公園での地域主体のイベントをバックアップします。
- 地域住民や民間事業者・学生等の多様な意見を地域ルールとして反映します。
- 池袋駅周辺の4つの公園を核として、公民連携で様々なイベントを実施します。また、イベント内容をホームページやSNSでわかりやすく配信することで、各公園の回遊を促し、まちの魅力とにぎわいを創出します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「近くに好きな公園がある」について肯定的な回答をする区民の割合【％】	40.7	41.2	41.7	42.2	42.7	43.2
活動指標	公園活用協定やみどりの協定等を締結し、公園等で利活用を行う団体数【団体】	54 (2023年度)	58	60	62	64	66

第 3 章

未来を見据えた
持続可能な行財政運営

「未来を見据えた持続可能な行財政運営」

概要

「目指すべきまち」の実現に向けて、区民の声を真摯に受け止め、地域課題を考え抜き、力強く最後まで成し遂げることのできる職員を育成するとともに、変化に柔軟に対応する信頼性の高い組織運営を実現します。

将来を見通した健全で安定した財政基盤を、事業の再構築を繰り返すとともに、職員定数の適正化、計画的な公共施設の改修等により盤石なものとし、持続させます。

さらに、日々進化するデジタル技術を最大限に活用し区民サービスを向上させるほか、区民と区双方での情報コミュニケーションの強化や、まちのブランド力を高める戦略的なシティプロモーションを展開します。

未来を見据えた 持続可能な行財政運営

- | |
|------------------------------|
| ① 地域課題を考え抜き、成長し続ける職員と組織 |
| ② 持続発展するまちづくりを実現する行財政運営 |
| ③ 未来を見据えた公共施設等のマネジメント |
| ④ デジタル技術を活用した効率的かつ質の高い行政サービス |
| ⑤ 区民生活を支える双方向の情報コミュニケーション |
| ⑥ 地域の魅力と区民の誇りを高めるシティプロモーション |



取組の目標

- 常に区民目線に立ち、困難な課題にも挑戦し、考え抜き、解決できる職員を育成します。
- 限られた行政資源を最大限有効に活用した、柔軟かつ最適な行政経営システムを構築します。

現状・課題

複雑・多様化する行政需要

- コロナ禍を経て、オンラインを活用した働き方への移行や、人々の価値観の多様化が進むなど、行政需要がさらに複雑化・多様化しています。
- 我が国は少子高齢化や人口減少といった時代の大きな変革期を迎えており、基礎自治体には、限られた行政資源の中で、これまで以上に、個性豊かな地域社会を運営するための変革が迫られています。
- 持続発展するまちであり続けるためには、区民ニーズや社会情勢の変化にも果敢に挑戦できる人材を確保し、組織的に育成する体制の構築が必要です。
- また、質の高い区民サービスを将来にわたり安定的に提供していくため、組織のガバナンスを強化しつつ、複数の分野にまたがる複合的な地域課題等にも総力を挙げて対応できる柔軟な行政経営が求められています。

取組方針

未来を切り拓く「人財」の育成と成長し続ける組織

- 積極的に現場に出て、区民の声を真摯に受け止めるとともに、企業、団体、大学等との連携を通じて、豊かな経営感覚や先見性等を養うことで、職員の政策形成能力を高めます。また、前例に捉われず、常に区民目線で困難な課題を解決できる職員を育成します。
- 自らのアイデアや意欲と責任によって、区民の暮らしを支え、区民の声を生かした事業の実現を通じて、職員の成長を促すとともに、仕事への誇りとやりがいを高めます。
- 幹部職員の適切なマネジメントや、ライフスタイルに沿った柔軟な働き方等、安心して働き続けることのできる環境を実現し、職員の心と身体の健康を維持・向上させ、組織全体の生産性を高めます。

変化への柔軟な対応と信頼性を高める組織運営

- 部局横断的な庁内プロジェクトや、企業、団体、大学等、多様な主体との連携、地域との「つながり」を生かした柔軟性のある組織運営により、変化する地域課題の解決にスピード感を持って取り組みます。
- 全庁体制による危機事象への対応や、コンプライアンス研修等を強化するとともに、効率的かつ効果的な業務遂行のためにリスクを可視化し、予防策を実施する内部統制を推進します。それにより、組織全体でリスクに備え、法令や社会規範等に基づく適正な業務遂行を確実にを行い、組織の管理体制をさらに強化することで、区民から信頼される公正・公平な区政運営を実現します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

成果指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「仕事を通じて、自分の成長を感じている」と思う職員の割合【%】	47.9 (2023年度)	50.0	52.0	54.0	57.0	60.0
成果指標	「社会状況や区民ニーズに応じた柔軟な区政運営ができている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	61.6	62.1	62.6	63.1	63.6	64.1

取組の目標

- 行財政改革による経営資源の最適化により、区民ニーズを的確に捉えた事業を効果的に展開します。
- 区民ニーズの変化や急激な景気悪化にも耐えられる強固で健全な財政基盤を確立し、持続させます。

現状・課題

目まぐるしく変化する社会経済状況

- コロナ禍を経て、ライフスタイルの多様化やデジタル技術の急速な発展等により、区民ニーズの変化が加速しています。
- また、新型コロナウイルス感染症が5類へと位置づけられたものの、不安定な国際情勢による物価高騰や、国の政策転換による長期金利動向等、経済情勢は目まぐるしく変化し、将来の見通しの不確実性が高まっています。
- 持続発展するまちであり続けるためには、区民ニーズや社会経済状況の変化に迅速かつ的確に対応しつつ、同時に限られた財源の中で最大の効果を発揮する行政サービスの最適化を進めることが重要です。
- さらに、本区の財政構造が景気変動の影響を大きく受けることを踏まえれば、急激な景気悪化にも耐えることのできる強固で健全な財政基盤を確立することが不可欠です。

取組方針

最適な行政サービスの提供

- 様々な機会を通じて区民の声を聴き、区民視点から必要性・有効性・効率性等、施策のあり方を考え抜き、区民ニーズに即した施策へと再構築を繰り返すことを基本とします。
- デジタルを活用した事務改善等、より効率的な手法への転換、事業の統合・集約等により、行政サービスの最適化を追求します。
- 業務量や困難性、他自治体との比較分析、民間活力との連携等を十分に考慮したうえで、職員定数を適正化するとともに、効果的な職員配置を進めます。

強固な財政基盤の構築

- 直面する課題に対応しつつ、老朽化施設の更新や市街地再開発事業等を確実に進めるため、必要な基金を確保するとともに、長期金利等の状況を見極めながら特別区債を有効に活用するなど、中長期的視点に立った計画的な財政運営を実現します。
- 経常収支比率等の財政指標により、健全性をチェックするとともに、適切な執行管理や一定規模の財政調整基金残高を確保するなど、危機に備える安定的な財政基盤を構築します。

歳入確保への積極的な取組

- DXの推進や外国人住民への制度周知等、収納対策を強化し、各種債権の収納率を向上させます。また、国や都の補助制度を有効に活用した事業実施に加え、ふるさと納税の充実・PR、「としま子ども若者応援基金」等の特定事業への寄附促進等、積極的な歳入確保を進めます。
- 不合理な税制改正や都区財政調整協議における課題については、特別区の主張の実現に向けて、国や東京都に対し主張し続けるとともに、区民への普及啓発を進めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	経常収支比率【％】	79.6 (2023年度)	70～80	70～80	70～80	70～80	70～80
成果指標	特別区民税収納率【％】	97.87 (2023年度)	97.95	98.00	98.05	98.10	98.15



3

将来を見据えた公共施設等のマネジメント

取組の目標

○公共施設等においては、必要な区民サービスを持続的に提供するため、中長期的な視点に基づく再構築、安全性や快適性の確保、公民連携による効率的な管理運営を推進します。

現状・課題

公共施設等の更新と行政需要の変化

- 高度成長期に集中的に整備された公共施設等が、建築から50年を経過し、老朽化が進んでいます。こうした中、近年の資材や人件費の高騰が、施設の維持や管理経費の増加に拍車をかけており、さらなる財政負担の増大が見込まれます。
- また、景気の変動や、近年の人口増加、社会状況の変化に合わせ、公共施設のあり方や行政需要が複雑化する一方、少子高齢化の進展により、長期的には人口減少に転じることが予測されます。
- 老朽化した公共施設等への対応には、相当の期間と多額の経費を要することから、計画的かつ着実に更新や長寿命化を進めながら、安全性と快適性を保つことが必要です。
- また、施設を更新する際には、区民ニーズの多様化や財政の健全性に加え、将来における施設需要の変化を見据えながら、施設配置や維持管理経費を最適化することが求められています。

取組方針

計画的な施設の更新と再構築

- 必要な区民サービスを持続的に提供するため、健全な財政に裏付けられた区施設の改築改修計画を策定し、着実に建物を更新(改築・長寿命化改修)するとともに、道路や橋梁等のインフラについても、長寿命化計画等に基づき改修等を進めます。
- 学校施設等、区施設の計画策定時や改築・新設する際には、既存施設の利用状況や利便性をはじめ、地域全体の効用の最大化を目的とした他施設との複合化や集約化、未利用地の転用、国や東京都等が有する資産の活用等による施設の再構築を検討するとともに、将来の行政需要の変化を見据えながら、延床面積の適切な管理に努めます。

安全や環境に配慮した施設の更新・管理

- 定期的な点検や躯体の健全度調査等の結果に基づき、設備とインフラの適切な改修や補修による予防保全に努め、安全性や快適性を確保します。
- 公共施設等の更新や改修時には、ユニバーサルデザイン化の推進、防災機能の向上、遮熱性舗装や緑化推進等のヒートアイランド対策、区有施設のZEB化等の取組により、環境負荷の低減を進めるとともに、省エネルギーや高効率の設備を活用することで、ランニングコストを抑制します。

多様な主体と連携した管理運営

- 地域住民等が主導するエリアマネジメントによる公園の管理、公民連携による施設管理など、多様な主体との協働による施設等の効果的・効率的な管理・運営に努めます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	区が保有及び管理する施設の延床面積【万㎡】	45.13 (2023年度)	44.81	45.35	44.89	45.00	46.84
活動指標	増減した施設の延床面積【万㎡】	-0.88 +1.66 (2023年度)	-0.87 +0.24	-0.31 +0.85	-0.59 +0.13	-0.00 +0.11	-0.06 +1.90



取組の目標

○デジタル技術を活用し、庁内業務を再構築することにより、質の高い区民サービスを効率的かつ持続的に提供します。

現状・課題

デジタル技術に対するニーズの拡大

- コロナ禍を経て、区民一人ひとりの生活スタイルが変容するとともに、生成AIをはじめとするデジタル技術も急速な進化を遂げ、こうした技術の活用も一般化・日常化しつつあります。
- また、自治体のネットワーク環境でも、業務効率化に資するソフトウェア等、クラウドサービスの利用ニーズが拡大しています。
- 多様化する区民ニーズへのデジタル技術を活用した対応を求める声が高まる一方、デジタル化の恩恵を享受できていない方々とのデジタルデバイドの問題も表面化しています。
- また、自治体のネットワーク環境の多くは、インターネット環境から分離して構築され、クラウドサービスの活用が遅れています。
- 併せて、デジタル技術の活用には、それらの技術を使いこなせる人材確保が不可欠となっています。

取組方針

区民目線に立ったデジタル技術の活用

- 区民のライフスタイルの多様化に応じ、デジタル技術の活用にあたって、すべての分野において区民目線で区政を見直します。デジタル技術の恩恵をあらゆる世代の区民が享受できるよう、デジタルデバイドの課題に的確に対応します。
- 行政手続きのデジタル化を積極的に進めることにより、時間や場所を選ばない「来庁不要窓口」や「書かない・待たない窓口」等、サービス向上に努めます。
- デジタル化に合わせて業務の手順や進め方を徹底的に見直し、手続き等をより分かりやすくシンプルに改善するとともに、事務の効率化や再構築を積極的に進めます。

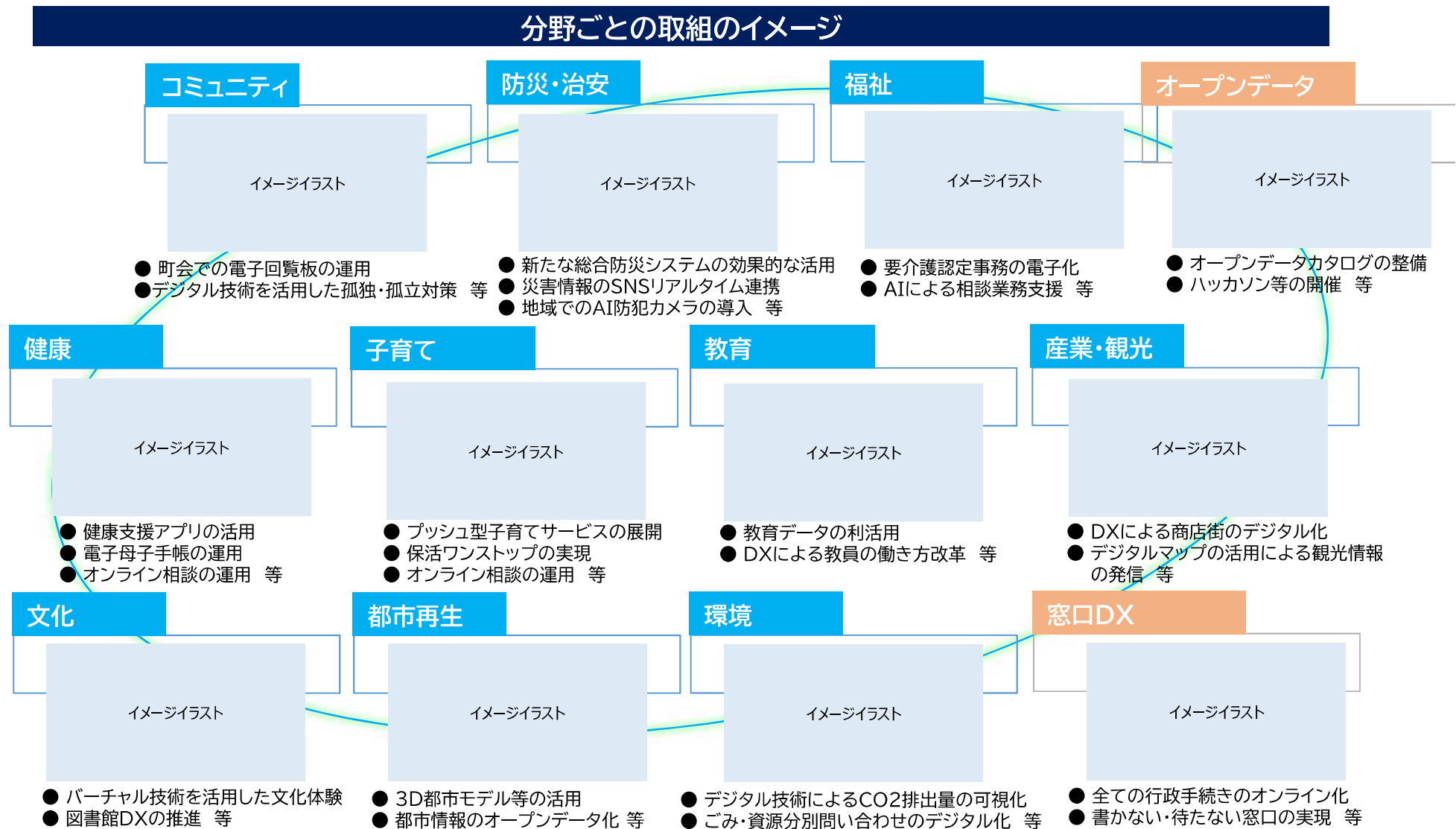
DXの推進体制の強化

- 個人情報**の保護を徹底**しつつ、業務効率化に資するクラウドサービスを積極的に活用していくため、庁内のネットワーク環境の見直しを進めます。
- 各部局でのDXの取組を支援するため、デジタル技術に精通した専門職を積極的に活用するほか、全庁的な取組をコーディネートするための体制を構築します。
- 専門職の活用に加え、各職場でも取組が自走できるよう、DXを推進するための行動指針を定めるほか、研修の機会を充実させることにより、職員一人ひとりが「DXの実践者」となるよう、職員の意識とデジタルリテラシーを向上させます。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	オンラインにて対応可能な行政手続きの割合【%】	6.9 (2023年度)	30.0	50.0	70.0	90.0	100.0
成果指標	デジタル技術（AI、RPA、クラウドサービス等）の理解度に関する職員アンケート結果【%】	49.9	50.0	55.0	60.0	65.0	70.0

あらゆる分野においてデジタル技術を積極的に活用することで、区民サービスの質を飛躍的に高めるとともに、日々の暮らしに新たな価値を創出することで、区民一人ひとりの満足感を高めます。





取組の目標

○区民から寄せられた意見を区政に反映させる「広聴」と、誰もが必要な情報を容易に受け取れる、相手の立場に立った「広報」を両輪として、「双方向による情報コミュニケーション」を強化します。

現状・課題

区民参画意識の高揚

- 従来からの取組である「区民の声」や「パブリックコメント」に加え、「子どもレター」や「区民提案制度」の導入等により、区民参画の機運が高まっています。
- 多様な区民の意見を聴く機会を広げるとともに、こうした意見を政策形成や業務改善等に生かすための仕組みづくりが求められています。

デジタル媒体の普及

- コロナ禍を契機にデジタル化が加速し、SNS等のデジタル媒体での情報取得ニーズが高まっています。
- デジタルデバインドに配慮しつつ、情報を受け取る側の視点に立った、「誰もが分かりやすく、容易に受け取れる情報」を的確に発信することが必要となっています。

取組方針

誰もが参画できる区政運営の推進【広聴】

- 多くの区民に声を寄せてもらえるツールの検討に加え、意見聴取の場の設定においても時間・場所・方法を工夫するなど、誰もが区政に参画できる仕組みを構築します。
- 区民から寄せられた意見や、意見の反映状況を公開するとともに、区が保有する情報をデータ化し公開することにより、区政への信頼を高め、地域課題等への関心を喚起します。
- 区民からの意見を分析・共有し、職員間で問題意識を共有することにより、これまで以上に「区民の声」を反映した区政運営や業務改善を推進します。

多様な媒体を活用した戦略的な情報発信【広報】

- 「広報としま」やホームページ等の基幹媒体に加え、XやLINEをはじめとするSNSを積極的に活用し、誰もが必要な情報を迅速に受け取ることができるよう、情報発信を行います。
- 定例の区長記者会見やプレスリリース等を通じて、社会的に注目度の高い事項に関する区の取組をはじめとする区政情報を、区内外へ幅広く発信・PRします。
- 区の危機発生時には、関係機関とも連携を図りながら、様々な広報媒体を活用し、正確な情報を的確なタイミングで発信します。
- 区民ニーズの変化や、生成AI等の新技術の普及に合わせて、情報発信のあり方を検証し、相手の立場に立って、分かりやすい情報発信の取組を推進します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

指標		現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	「区の政策に区民の考えや意見が反映されている」について肯定的な回答をする区民の割合【%】	59.4	60.0	61.0	62.0	64.0	66.0
成果指標	豊島区ホームページ訪問数【件】	7,847,433 (2023年度)	8,005,166	8,085,218	8,166,070	8,247,731	8,330,208



6

地域の魅力と区民の誇りを高めるシティプロモーション

取組の目標

- 地域の魅力を国内外に積極的に発信することで、世界中から人を呼び込み、地域ににぎわいを創出します。
- 豊島区の認知度・イメージを向上させ、区民の誇りや愛着を醸成します。

現状・課題

区の認知度の向上

- 豊島区は、地域ごとに多様で特色ある魅力を有しています。
- 区の魅力をこれまで以上に多くの方に知ってもらうため、情報の受け手の立場に立った、より分かりやすく、的確な情報発信が求められています。

区への評価・ブランド力の向上

- 直近の区民意識調査において8割を超える定住意向の高さに比べ、豊島区に住んでいることに誇りを持つ区民は約6割にとどまっています。
- 区内外からの豊島区への評価を高めることで、豊島区に住み・働き・学ぶ人たちが、自分のまちに対する愛着を高め、誇りが醸成される取組が必要です

取組方針

地域の魅力の発信とイメージ向上

- 池袋をはじめ区内各地域の魅力を国内外に発信するため、SNSの効果的な活用や、国内外の旅行博等のプロモーションイベントへの参加など、戦略的な情報発信により、国内外から人を呼び込み、地域のにぎわいを創出します。
- 若年層をはじめとした、これまで情報が届きにくかった人々へのアピールを意識したプロモーション活動を、情報の受け手の属性を意識しながら展開することで、区のイメージのさらなる向上を図ります。
- 職員一人ひとりが、区のプロモーション活動を行う一員であるという認識のもと、広報部門だけでなく、全部局の職員が情報発信スキルを高め、積極的なまちの魅力発信に取り組みます。

地域への愛着や誇りの醸成

- 地域で育まれてきた文化・伝統行事や、これまで培ってきた文化芸術活動に加え、「マンガ・アニメ」等、豊島区の強みを前面に打ち出し、豊島区ならではの産官学の連携組織「チームとしま」との協働によるプロモーション活動を展開することで、区のブランド力をさらに磨き上げます。
- ストリートカルチャーの祭典である「トシマ・ストリート・フェス」の開催等、「チームとしま」と共に新たな文化的事業を創出します。民間の力が最大限に発揮されるにぎわいの場の提供とともに、まちのプロモーション活動を行うことで、自治体としての評価を高め、区民の地域への愛着や誇りを醸成します。

【施策の効果を表す代表的な指標】

	指標	現状値	目標値				
		2024年度	2025年度	2026年度	2027年度	2028年度	2029年度
成果指標	豊島区ホームページ内シティプロモーションページへの新規訪問数【件】	2025年度開始	10,000	13,000	13,000	13,000	13,000
成果指標	チームとしまの公民連携・民民連携に係る共創プロジェクト創出数【件】	18	20	22	23	24	25

参考資料 1

（１）用語説明

※掲載用語は、策定までに随時追加予定

あ行

➤ アーバンスポーツ

広い競技場等を必要とせず、都市等の限られた場所で行うことが可能なスポーツ

➤ AYA世代

Adolescent & Young Adult世代の略で、15歳以上40歳未満の世代

➤ 医療的ケア児

人工呼吸器や胃ろう等を使用し、日常的にたんの吸引や経管栄養等の医療的ケアが必要な児童

➤ インキュベーション施設

創業初期段階にある起業者に、低賃料で事務所スペースや専門家によるサポートを提供する施設

➤ インクルーシブスポーツ

障害の有無や年齢、性別、文化的背景等に関わらず、誰もが平等に参加できるスポーツ。

か行

➤ 基金

それぞれの目的に応じて、積立てや取崩しを行っている区の貯蓄

➤ 救援センター

地震等の災害により、自宅にいたることのできなくなった方々が、避難生活をするための施設

➤ クルドサック化

仏語で袋小路のこと。道路の一端をロータリー状の行止まりにする等、通過交通の抑制を図るもの。

➤ ケアリーバー

児童養護施設や里親等による養育（ケア）から離れた子ども・若者・社会的養護経験者。

➤ 経常収支比率

財政構造の弾力性を表す経常的収入（区税等）を経常的経費（人件費等）に充てている比率

➤ 公債費

借り入れた借金を返済するための経費

➤ 子ども家庭支援センター

児童虐待の予防や早期発見、子育て相談等、子どもと家庭を総合的に支援する施設

➤ こども家庭センター

児童福祉部門と母子保健部門が一体となり、妊娠期から子育て期まで切れ目ない支援を実施する機関

➤ 個別避難計画

災害時に自力での避難が困難な方について、あらかじめ避難の方法等を決めておく個別の避難行動計画

➤ コミュニティソーシャルワーカー（CSW）

支援を要する人への相談支援や、地域課題解決に向け、関係機関と共に地域活動等を行う専門職

さ行

➤ 災害時要援護者

高齢者や障害のある方のうち、災害時の避難行動や避難生活において、特に手助けが必要な方

➤ 在宅医療ネットワーク

四師会（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会）を中心に構築している多職種連携の輪

➤ 小1プロブレム

幼稚園や保育園から小学校に入学後、学校生活に適應できない状態が続くこと

➤ 情報アクセシビリティ

年齢や障害の有無等に関係なく、誰でも必要とする情報やサービス等にたどりついて利用できること。

➤ 人口戦略会議

2023年に設立された民間有識者会議。「自治体持続可能性レポート2024」を発表した。

➤ スクールカウンセラー

いじめや不登校等の相談、改善、解決を図ることを目的とする臨床心理士等の専門家

➤ スクールソーシャルワーカー

社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、児童・生徒に関する問題解決に向け支援する専門家

➤ スクールロイヤー

学校で発生した様々な問題に対して、法律に基づいた助言や指導を行う弁護士等のこと

➤ スタートアップ

革新的なビジネスモデルにより新市場を提供し、短期的に事業価値を高めて成長する企業や組織

- ストリートファニチャー
街路や広場等に置かれるベンチ・水飲み場等の屋外装置物の総称
- society5.0
AI等の先進テクノロジーを活用することで、社会課題の解決を図り、より幸福な生活を送れる未来の社会の姿

た行

- 脱炭素社会
温室効果ガスの排出量と吸収量との間の均衡が保たれた社会
- タブルケア
子育てと介護が同時期に発生する状態
- 地域型保育事業所
認可の保育施設。認可保育所より少人数の単位で、0～2歳の子どもを保育する施設
- 地域活動交流センター
区内で公益的な地域活動を行う団体を支援する施設（団体交流、活動の相談、会議室利用等）

- デコ活
国が進める脱炭素につながる新しい国民運動のことで、CO2を減らす脱炭素と環境に良いエコを含む「デコ」と、活動・生活の「活」を組み合わせた新しい言葉

国が進める脱炭素につながる新しい国民運動
- 投資的経費
学校等の施設建設・改修や道路・公園整備等のまちづくりを行うための経費
- 特定緊急輸送道路沿道建築物
東京都地域防災計画に位置付けられた国道等で、特に沿道建築物の耐震化を図る必要があるもの
- 特定健診
40歳以上の国民健康保険加入者が受診する生活習慣病予防のための健康診断
- 特定整備路線沿道
市街地の延焼を遮断する等、地域防災性向上を図るため、都が施行している都市計画道路の沿道
- 特別区債
公共施設整備等の際、国や金融機関等から借り入れる借金

➤ 特別区財政調整交付金

東京都と特別区の役割分担に応じて都区間で配分され、特別区間の行政水準の均衡を図る交付金

➤ としま健康チャレンジ！

健康事業の参加でポイントを獲得、一定のポイントで特典を得られる健康増進ポイントプログラム

➤ としま福祉事業協同組合

中小企業協同組合法に基づき2020年に設立した、区内介護サービス事業者等の協同組合

➤ としま文化の日

文化によるまちづくりを推進するため、11月1日を「としま文化の日」と条例で定めているもの

な行

➤ ナイトタイムエコノミー

夜間の経済活動。夜間の様々な取組で、地域の魅力を発信し、消費拡大等につなげる考え方

は行

➤ HACCP

読み：ハサップ。食品製造・加工工程の国際的な食品衛生管理基準・安全管理基準のこと

➤ 8050問題

支援につながらずに孤立、困窮する事等が問題となっている高齢の親と不就労の子の同居世帯

➤ 不合理な税制改正

法人住民税や地方消費税制度の見直し・ふるさと納税等、特別区の財源を奪う国の税制改正

➤ 扶助費

児童手当・保育所運営費・生活保護・医療費援助等、社会保障に必要な経費

➤ フレイル・プレフレイル

フレイルとは虚弱を意味し、加齢とともに心身の活力（筋力や認知機能等）が低下すること。フレイルの手前の状態を「プレフレイル」という

➤ プレーパーク

「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーにした屋外のあそび場

➤ プレコンセプションケア

男女ともに性や健康に関する正しい知識を身につけ、健康管理を行うよう促すこと

➤ プレミアム付商品券

商店街活性化や区民生活支援の為、額面よりも低額で購入可能等の特典を付加して発行する商品券

ま行

➤ マイ ほいくえん

保育園を身近な子育ての拠点として登録し、育児相談や保育園イベントへの参加ができる事業

や行

➤ ヤングケアラー

家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者

➤ 四師会

医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護師会の総称

ら行

➤ リカレント

職業上の学び直しを含むとともに、職業と直接的に結びつかない教養等を含む広義の学び直し

➤ リスキリング

職業上新たに求められる能力やスキルを身につけること。
職務上の学び直し

➤ リプロダクティブ・ヘルス・ライツ

性と生殖に関する健康と権利。身体的・精神的・社会的にも自分自身の意思で決定できること

参考資料 2

(1) 豊島区基本構想審議会

① 審議経過

会議	開催日	主な審議内容
第1回	令和6年2月22日	区の現状、構想・計画の枠組みについて
第2回	令和6年3月18日	人口の現状分析、構想（素案イメージ）について
第3回	令和6年5月24日	構想（素案）、計画策定方針、将来人口推計について
第4回	令和6年7月23日	計画総論、まちづくりの方向性について
第5回	令和6年7月30日	まちづくりの方向性について

会議	開催日	主な審議内容
第6回	令和6年9月6日	まちづくりの方向性について
第7回	令和6年9月11日	まちづくりの方向性について
第8回	令和6年9月12日	構想（素案）、まちづくりの方向性について
第9回	令和6年10月30日	構想・計画（素案）について
第10回	令和7年1月23日	パブコメ実施結果、構想・計画（案）について

② 豊島区基本構想審議会委員名簿

職	氏名	区分	役職等
会長	原田 久	学識経験者	立教大学法学部教授
会長 職務代理	萩原 なつ子		独立行政法人国立女性教育会館理事長
委員	市古 太郎		東京都立大学都市環境学部教授
	柏女 霊峰		淑徳大学総合福祉学部特任教授
	金子 一彦		東京学芸大学教職大学院特任教授
	金 潔		大正大学人間学部教授
	滝澤 美帆		学習院大学経済学部教授
	塚田 ひさこ	区議会議員	区議会議員
	高橋 佳代子		区議会議員
	芳賀 竜朗		区議会議員
	細川 正博		区議会議員
	垣内 信行		区議会議員

職	氏名	区分	役職等
委員	市原 昭	区内に住所を有するもの 勤務先を有するもの	公募区民
	大村 晴美		公募区民
	奥村 実穂		公募区民
	平野 翔大		公募区民
	平松 恵一郎		公募区民
	吉田 由希恵		公募区民
	天貝 勝己	区職員	副区長
	上野 雄一		副区長
	金子 智雄		教育長

※敬称略・区分ごとに原則五十音順。区議会議員は議席順

(2) 区民の声を把握するための取組・調査

①未来としまミーティング

開催日	テーマ	参加者	参加人数
令和6年7月24日	環境（気候変動・脱炭素、生活環境保全、循環型社会）	①区内高校生・大学生 ②としまクリーンサポーター	32人
令和6年8月8日	外国人が住みやすいまち	①豊島区在住・在勤・在学の外国人（中国、フランス、ミャンマー、ネパール、台湾） ②区内の外国人支援団体等	10人
令和6年8月27日	大学生が考える「住みたい、住み続けたいまち」	「豊島区と区内大学との連携・協働に関する包括協定」を締結する8大学の学生	15人

※未来としまミーティング・・・区政や区民生活に関わる様々なテーマについて、区長が区民と意見交換する会議

②としま子ども会議

開催日	参加者	対象
令和6年9月8日	25人	区内在住・在学の小学校4年生～18歳の子ども若者（申込者31人、参加者25人）
実施概要	子どもが区政について話し合い、自分の意見を発表する同会議において、子どもたちがあらかじめ定めたテーマごとにグループに分かれ、10年後の豊島区を意識して意見交換を行った後、区に対して発表を行った。	
テーマ	①10年後の豊島区 ②みんなで、池袋駅東口の駅前広場の形と楽しい使い方を考えよう！ ③豊島区で楽しくスポーツを続けるためにできることを考えよう！ ④ヤングケアラーについて知ろう！広めよう！	

③区民ワークショップ

実施目的	新たな基本構想・基本計画の策定に際し、区民参画の一環として区民の声・意見等を把握し、各施策に反映させるため。	
実施概要	参加者がまちづくりの主要なテーマごとにグループをつくり、課題や解決策、区と区民・事業者に期待される役割等を話し合った。グループワークでは、より区民目線の意見や考えを引き出すため、区のまちづくりに精通する外部人材をファシリテーターとして活用するとともに、政策形成過程の経験や施策検討における柔軟な発想の活用を図ることを目的として、区若手職員もファシリテーターのサポート役として参加した。	
実施日時	1日目 令和6年9月15日（日）午前10時～午後4時15分 2日目 令和6年9月29日（日）午前10時～午後4時45分	
対象者	区内に在住する18歳以上の区民4,000人 住民基本台帳から無作為抽出し開催案内を郵送して募集	
参加者	参加者数 2日間合計73名（1日目39名、2日目34名）	
テーマ	1日目	2日目
	○ 孤立を生まない地域づくり ○ 子育てしやすいまちづくり ○ 地域防災力の向上 ○ 地域における文化振興	○ ライフステージに応じた健康づくり ○ 地域・学校・家庭の連携のあり方 ○ 町会活動の活性化 ○ 魅力ある公園

④パブリックコメント

実施期間	提出者数	意見数
令和6年11月25日～12月24日	82人・団体	424件
閲覧場所	行政情報コーナー、区民事務所（東・西）、各図書館、各区民ひろば、企画課、区ホームページ	

⑥区民意識調査

調査対象	区内に2年以上在住する18歳以上の区民
標本数	区民5,000人
抽出方法	区内を5地域に分割し、各地域より住民基本台帳から1,000人を無作為抽出
調査方法	自記式調査票による郵送配布・郵送回収又はインターネット回答
調査時期	令和6年11月20日～12月9日
回収結果	回収1,675件（33.5%）（発送数5,000件）
調査内容	○豊島区の印象について ○地域の生活環境の評価と今後の優先度について ○区の情報・区の政策等について ○区政全般への要望について

⑤区民説明会

	開催日	会場	参加人数
第1回	令和6年12月4日	区民ひろば千早（いきいきひろば）	12人
第2回	令和6年12月6日	区役所1階 としまセンタースクエア	20人
第3回	令和6年12月11日	南大塚文化創造館（第1会議室）	22人

⑦在勤者・来街者意識調査

調査対象	①在勤者：区内に居住経験のない、18歳以上の区内在勤者
	②来街者：区内に居住経験のない、18歳以上の来街経験のある者
標本数	①1,000人 ②1,000人
抽出方法	WEB調査会社登録モニターより該当者を抽出
調査方法	インターネット方式によるアンケート調査
調査時期	令和6年9月19日～9月27日
調査内容	○豊島区の印象について ○豊島区内での普段の行動について ○豊島区での居住について ○これからの豊島区のまちづくりについて